

第2部 後期基本計画

第1章 施策の大綱	50
第2章 基本理念別の施策展開	62
基本理念1 誰もが誇れる元気未来都市づくり	65
基本理念2 あらゆる世代が快適に暮らせる安心都市づくり	83
基本理念3 郷土愛を育む教育・文化都市づくり	155
基本理念4 自主・自立したまちづくりの強化	181



第1章 施策の大綱

本市の将来都市像の実現に向け、まちづくりの基本理念のもと、都市づくりを推進していくため、施策の体系を次のとおりとしています。

なお、施策のなかには、複数の政策に関係するものもありますが、最も関係性の強い政策において取り組むものとしします。



誰もが誇れる元気未来都市づくり

政策1

若者が希望を持てる産業の育成

県西地域の中心として産業の未来を拓くため、各産業の強みをいかすとともに、多様な連携を通じて弱みを強みに変え、地域の産業力の強化を図ります。

移住・定住の受け皿となる雇用の場の選択肢を増やすことも念頭に、農商工全てにおいて、若者が希望を持ち就業したいと思える産業として育成を図ります。

施策1 農業の振興

強い農業、誇れる農業の実現に向け、農業生産基盤や農村環境の整備をはじめ、農業の担い手確保・育成・支援を行い、安全・安心な農産物の供給、需要に応じた主食用米の生産と飼料用米への転換などの実施、地産地消や食育など「食」を大切にしたい取組を推進します。

また、農商工連携による農産物のブランド化の取組や6次産業化の促進を関係機関や民間企業などと連携して進めます。

施策2 工業の振興

地域間競争に打ち勝つ工業の振興に向け、本市の雇用力と稼ぐ力がともに強い製造業を中心に、既存企業の基盤強化をはじめ、企業の育成・支援を図ります。

また、就業者の育成・支援に取り組むとともに、企業と企業、雇用主と働き手のマッチングを促進します。

施策3 商業の振興

賑わいを生む商業の振興に向け、市庁舎移転を契機として、下館駅前の顔づくりと中心市街地の活性化をはじめ、空き店舗の活用を促進し商業地の活性化を図ります。

また、商業者の育成、商業者間連携の取組を支援します。

施策4 企業の誘致

移住・定住の受け皿として、交通アクセスの利点や筑波研究学園都市と隣接する利点をいかし、最先端技術開発などに取り組む企業の誘致や、多様な働き方を享受する企業のサテライトオフィス[※]の開設を促進するなど、若者にも選ばれる企業の誘致を図ります。

施策5 創業の支援

市の新たな産業力を創造していくために、創業を目指す方への支援体制の充実を図ります。

また、庁舎内のチャレンジショップ[※]を活用し、創業を目指す方の発掘・育成などに取り組めます。

※サテライトオフィス：東京などの都市部に本社を構える企業が、地方にサブで拠点を持つスタイル。コンピューターや通信設備を完備し従業員に提供することで、職住近接を実現する。「働き方・暮らし方」のバリエーションを企業が提供し、社員の選択肢が広がる。

※チャレンジショップ：本市における賑わいの創出及び地域の活性化に資するため、起業を目指す者に貸し付ける、一定期間営業を営むための店舗のこと。

交流・賑わいが生まれる観光のまちづくり

鬼怒川・小貝川などの河川や筑波山を望む美しい景観をはじめ、陶芸などの伝統文化、こだますいかななどの農産物といった既存資源を活用するとともに、観光資源の発掘と新たな観光産業の創出などにより、年間を通して人を呼び込み、交流・賑わいが生まれる観光のまちづくりを推進します。

施策 6 観光の振興

通年型の観光地を目指して、各種イベントの充実をはじめ、道の駅の整備とその有効活用による観光交流拠点の形成を図るとともに、観光資源の発掘・磨き上げによって、独自性を創出します。

また、観光地としての魅力倍増に向け、鉄道沿線都市との広域連携や地域の自然や食、文化芸術の更なる活用とともに、観光地域づくりの舵取り役となる組織化支援などを図ります。



母子島遊水地から見られるダブルダイヤモンド筑波



市内を流れる五行川（勤行川）で見られる鮭の遡上

基本理念2

あらゆる世代が快適に暮らせる安心都市づくり

政策3

快適に暮らせる生活基盤づくり

人口減少下においても持続可能な快適都市の形成に向け、戦略的な機能集積とネットワークを念頭に、暮らしと産業を支えるとともに、地域の産業や固有の資源をいかして連携することのできる都市構造の形成を目指します。

また、快適な暮らしを支える上下水道の計画的な維持・更新・整備を進めるとともに、増えつつある空き家・空き地対策も含め、安全で安心して暮らせる住環境の向上を進め、若者世代や子育て世代を含めた現役世代、高齢世代といったあらゆる世代が快適に暮らせる生活の基盤づくりを進めます。

施策7 計画的な土地利用の推進

持続可能な快適都市の形成に向け、都市と自然のバランスを大切にしながら、都市機能の戦略的集積を念頭に、都市の活力と暮らしの安心を享受できる土地利用の形成を計画的に進めます。

また、誰もが行きたくなる・集まりたくなる中心市街地の形成を図るとともに、筑波山を望む景観や豊かな自然・田園・集落の環境、歴史ある市街地の街並み、本市の顔となる駅前や幹線道路・河川沿いなどにおいて、市民の誇りとなる美しい景観を目指すまちづくりを推進します。

施策8 道路網の整備

生活・観光・企業活動などに資する交通網の充実を図るため、広域交通の骨格となる国道や県道は整備促進を引き続き要望していくとともに、内環状を構成する幹線道路整備を促進します。

また、新たな南北の交通軸としての道路・鉄道の整備を要望し、広域連携による地域の発展を目指します。

さらに、橋梁については、計画的な修繕・改修により、長寿命化を図り、市民に身近な生活道路については、安全・安心なまちづくりの視点で、整備・改善・補修を図ります。

施策9 公共交通の充実

あらゆる世代が快適に暮らすことができるよう、コミュニティバスなどの導入やデマンドタクシーの利用促進を図るとともに、来訪者などの受入れも視野に入れた公共交通の充実を図ります。

また、通勤・通学などの利便性向上も視野に、鉄道事業者に対する輸送力増強や運行ダイヤの改善を引き続き要望します。

施策10 上水道の整備

安全・安心な水を供給するため、水源の確保・保全に取り組むとともに、施設や設備の計画的な改修・整備などにより、維持管理費の縮減と長寿命化を図ります。

また、災害時に強い生活基盤として、災害に備えた取組を進めます。

施策 11 下水道の整備

快適で衛生的な暮らしを支えるため、公共下水道事業の推進と加入促進を図るとともに、農業集落排水事業や合併処理浄化槽など地域の実情に応じた汚水処理を進めます。

また、施設や設備の計画的な改修・整備などにより維持管理費の縮減を図るとともに、災害に強い生活基盤とするため、ストックマネジメント計画[※]などに基づき処理施設の改築・更新を進めます。

施策 12 住環境の向上

安全・安心・快適に生活することができる環境づくりに向け、利用状況を踏まえ、子育て世代に身近な公園緑地などとして適正な維持管理及び整備を図るとともに、地域に定着する都市緑化の推進に努めます。

また、周辺の環境に配慮した空き地対策に取り組みます。

さらに、良質な住宅の供給に向けた市営住宅の計画的な改修や解体・跡地の有効活用を図るとともに、公営墓地の適正な維持管理と利用促進に努めます。

施策 13 空き家対策の推進

空き家化を予防・抑制するため、空き家の相談体制を整備するとともに、市民生活に悪影響を及ぼす空き家に対しては、所有者に対して適正な管理を求めます。

また、活用することが可能な空き家については、移住・定住の促進も視野に、積極的に利活用を促進します。



県道筑西つくば線バイパスの整備



「ちっくん」をデザインしたマンホール

※ストックマネジメント計画：長期的な視点で下水道施設の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価により優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、下水道施設全体を計画的かつ効率的に管理していく計画のこと。

政策4

安全・安心な暮らしの実現

大規模自然災害の発生や身近な凶悪犯罪などに対処できる共助社会の構築に向け、防災や消防、救急、交通安全、防犯などにおいて、市民との協働により、誰もが安全で安心して暮らせる環境づくりを目指します。

また、市民の誇りとなる風光明媚で豊かな自然環境を守るとともに、二酸化炭素の排出抑制や資源循環に取り組むなど、環境を大切にしまちづくりを推進します。

施策14 防災対策の強化

「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立ち、「自助・共助・公助」の役割分担と相互連携による防災体制づくりを促進し、災害に強いまちを目指します。

施策15 消防・救急対策の充実

暮らしを守る緊急時の対応として、筑西広域市町村圏事務組合と連携し、消防体制の充実や火災予防活動の推進を図るとともに、医療機関と連携した救急医療体制の充実に努めます。

施策16 交通安全対策の推進

関係団体と連携を図り、交通安全の意識の啓発や事故防止につながる環境整備を推進し、事故のないまちづくりに取り組みます。

施策17 防犯対策の推進

犯罪のないまちを目指し、市民の意識高揚を図るとともに、地域ぐるみでの防犯対策への取組を支援します。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止を目的に、消費者支援に取り組みます。

施策18 自然環境の保全

本市の豊かな自然環境や生態系を今後も維持していくため、市民の憩いの場となる河川や緑地などの保全をはじめ、公害防止、自然・生活環境に関する調査・検査を引き続き行いながら、緑化活動や水質保全活動を推進します。

施策19 循環型社会の形成

環境負荷が少なく、資源が循環する社会の形成に向け、エコドライブやアイドリングストップの普及、低公害車の利用を促進します。

また、ごみの減量化やリサイクルを推進し、環境問題に対する市民意識の啓発を図ります。



ごみ分別アプリ

政策 5

出会い・結婚・出産・子育てに合わせた切れ目のない支援の充実

出会い・結婚・出産・子育ての希望をかなえるために、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備します。

施策 20 出会い・結婚・出産・子育て環境の充実

出会い・結婚・出産・子育て環境の充実に向け、結婚を望む男女の多様な出会いを支える仕組みづくりをはじめ、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を図ります。

また、地域ニーズに合わせた保育の提供体制や関係機関と連携した相談体制の構築を目指します。

さらに、子どもの福祉の充実をはじめ、親や地域も一緒に成長するまちづくりを目指します。

政策 6

健やかな暮らしの実現

健康づくりに関する意識啓発をはじめ市民と行政が協働で行う健康づくりを推進するとともに、子どもが健やかに成長し、高齢者も健やかに元気で長生きできるよう、茨城県西部メディカルセンターを核とした地域医療体制の充実を図ります。

施策 21 健康づくりの推進

健康寿命の延伸を目指し、「ちくせい健康総合プラン（健康増進計画・食育推進計画・歯科保健計画・母子保健計画・自殺対策）」に基づき、市民の健康意識の高揚を図り、自主的な健康づくり活動の支援や組織の育成などを推進します。

施策 22 地域医療の充実

市民の誰もが必要なときに適切な医療が受けられるよう、医療機関相互の連携を強化するとともに、茨城県西部メディカルセンターの開院により、救急医療をはじめとする地域医療提供体制の一層の充実を図ります。

また、地域医療を支える医療従事者の人材育成を推進します。



市民健康診断・相談の様子



シルバーリハビリ体操

政策7

安心して暮らせる福祉の充実

少子高齢化が進む社会において、誰もが安心して暮らし続けることができるまちにするため、地域における多様な生活ニーズに的確に対応できる仕組みの構築に取り組みます。

また、高齢者や障がい者支援の充実を図り、社会保障制度の動向を見極めながら、地域ぐるみで取り組むことのできる福祉の充実を目指します。

施策23 地域福祉の推進

地域福祉意識の高揚を図り、市民一人ひとりが住み慣れた地域のなかで、安心して笑顔で心豊かに暮らしていけるよう、「自助・共助・公助」の考え方にに基づき、市民が地域社会とつながることのできる場を確保し、情報の発信・共有化を図るとともに、支え合いの仕組みづくりとその仕組みを支える人材確保などに取り組みます。

施策24 高齢者支援の充実

一人暮らしの高齢者も含め、高齢者が健康で生きがいを持ち、積極的に社会参加できる地域づくりを進めるとともに、住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、保健・医療・福祉・介護の連携を強化する「地域包括ケア体制」の整備を推進します。

施策25 障がい者支援の充実

自立と安心を支える障がい者福祉の充実に向け、障がいに対する理解の促進や障がいのある人のライフステージに合わせ、地域で自立して暮らせるための支援に取り組み、障がいのある人が安心して生活を送れるよう、福祉施設や相談などの支援体制の充実に努めます。

施策26 社会保障制度の適正な運用

介護保険や国民健康保険などの、生活を守る社会保障の充実に向け、制度の周知とともに、医療費適正化や保険税収納率の向上に努め、適正な運用を図ります。
また、生活困窮者に対する総合的な支援に取り組みます。



移動スーパー（令和3年度運用開始）

政策8

確かな学力の習得と豊かな人間性を育む教育の充実

家庭・学校・地域の連携を図り、子どもたちが思いやりの心や豊かな人間性と郷土愛を育むことができる環境づくりを推進し、たくましく、生きる力を持った人材の育成を目指します。

また、誰もが安全に安心して学べる教育環境の整備や国際化教育、ICTを活用した教育、人権教育などに対応した教育内容の充実を図り、確かな学力を身につけることを目指した筑西市らしい特色ある学校づくりを推進します。

施策27 幼児教育の充実

幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期に行われることから、家庭との連携を図るとともに、集団生活のなかで基本的な生活習慣や豊かな感性を育てられるよう、幼稚園・保育所・認定こども園との連携と相互補完により、就園環境や施設の充実を図ります。

また、新入学児が円滑に学校生活に適應できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を強化します。

施策28 学校教育の充実

家庭・学校・地域の連携のもと、子どもたち一人ひとりの生きる力と郷土愛を持った豊かな心を育み、確かな学力を持った子どもの育成に力を入れます。

また、英語教育やICTを活用した教育、小中一貫教育など社会の要請に応じた教育内容の充実と教育水準の向上を図るとともに、教育的支援が必要な子どもたちには、一人ひとりの個性に応じた相談・指導体制の充実に努めます。

学校施設については、老朽化対策や多様な教育活動に対応する教育環境の質的向上を図るため、計画的な整備に努めます。

学校給食においては、地域の農産物を活用し、給食を通して健やかな体を育む「食育」に積極的に取り組み、あわせて学校給食施設の効率的な運営を図ります。

政策9

生涯学習・生涯スポーツの推進

あらゆる世代の高度化・多様化する学習需要にこたえるため、生涯にわたる学習を奨励し、学習環境の整備に努めます。

また、将来のまちづくりを担う青少年の健全育成と非行防止活動を推進するため、家庭・学校・地域が連携した環境づくりの強化に努めます。

さらに、生涯を通じて、市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。

施策 29 生涯学習の充実

市民の高まる学習意欲と、多様なニーズに対応できるよう、関係機関・施設との連携を強化するとともに、公民館講座などによる学習機会の提供と市民の主体的な学習活動への支援、多様な活動の核となる人材の育成に努めます。

施策 30 青少年の健全育成

心身ともに健全な青少年の育成に向け、家庭・学校・地域が連携して地域ぐるみの安全・安心な環境づくりを進めます。

また、青少年の健全な育成を目的とする団体への支援や健康で明るい家庭づくりを推進するとともに、地域や家庭の教育力の向上を目指します。

施策 31 生涯スポーツの推進

生涯を通してスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境を整備することにより、市民の健康づくりや世代間交流の輪を広げます。

また、スポーツ振興に向け、スポーツ施設の充実に努めるとともに、施設の効果的な管理運営や有効利用を図ります。

政策 10**歴史・文化の継承と振興**

貴重な歴史文化遺産の保全・活用に努めるとともに、子どもたちをはじめとした市民の主体的な学習活動を支援し、市内外そして未来へ郷土の歴史・文化を伝えます。

また、既存の文化施設の有効活用をはじめ、各種文化事業の実施を促進し、文化・芸術の振興を図ります。

施策 32 歴史文化遺産の保全・活用

貴重な歴史文化遺産を未来へ継承するため、文化財の保全や活用、地域の郷土民俗芸能の保存・育成に努めます。

また、郷土の歴史・文化を発信する施設や周辺を整備し、学校教育や市民の学習活動との連携を図り、郷土愛の醸成に努めます。

施策 33 文化・芸術の振興

文化・芸術の振興に向け、しもだて美術館をはじめとする既存の文化施設や公共施設跡などを有効に活用し、文化勲章受章者である板谷波山先生・森田茂先生をはじめ本市が誇る先人たちの偉業や功績を顕彰するとともに、様々な展覧会の企画、所蔵品の充実に努め、市内外に向けて情報発信を行います。

また、市文化祭の開催をはじめ、市民が実施する芸術祭などの文化事業を支援し、文化・芸術の振興を図ります。

政策 11

参画と協働で支える多様な活動の推進

少子高齢化が進み、コミュニティ意識も希薄化している状態であることから、誰もが安心して暮らし続けることができるまちにするため、個人が主体的にかかわり、支え合う、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域の拡大・強化に努めます。

人権を尊重し誰もが参画できる社会の実現・発展に取り組むとともに、これからの地域自治を支える新しい体制の確立、多様な主体による協働のまちづくりの強化、都市・地域間交流や国際交流などの多様な交流促進を進め、参画と協働で支えるまちづくりの強化を図ります。

施策 34 人権の尊重と男女共同参画の推進

様々な人権問題に対して、差別と偏見のない明るい社会を実現するため、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場を通して、人権教育についての学習機会の拡充と、多様な広報媒体を活用した啓発活動を推進します。

また、男女を問わず、市民一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発や、ワーク・ライフ・バランスの推進を行うとともに、環境整備を図ります。

施策 35 地域コミュニティの育成

これからの地域自治を支える新しい地域コミュニティの創造に向け、既存コミュニティの維持・活性化を図りながら、住民をはじめ、ボランティアや企業など、多様な主体の参画による新しい体制づくりも視野に、持続可能な仕組みづくりを検討します。

施策 36 協働のまちづくりの強化

成熟した市民協働社会づくりに向けて、市民や市民団体、NPOなどの公益的な活動を中心とした多くの主体が、より自主的かつ有機的に連携して取り組むことのできる環境整備を図ります。

施策 37 多様な交流の促進

都市・地域間交流や国際交流などの多様な交流の促進に向けた積極的な支援を行い、広い視野での連携基盤の構築に取り組みます。



ちくせい若者まちづくり会議

政策 12

シティプロモーションの充実

住む人・働く人を呼び込み、企業を呼び込み、観光客を呼び込む元気な筑西を創生するため、筑西の魅力を市民に再認識してもらうとともに、国内外での知名度の向上と都市ブランド力の向上を図ります。

また、シティプロモーションの充実に向け、多様な魅力と情報を、あらゆる媒体を通して、効果的かつ戦略的に発信するとともに、インターネット環境の充実など、高度情報化時代における基盤の充実・強化を図ります。

施策 38 戦略的なPR活動の推進と基盤の強化

国内外から選ばれる都市となれるよう、産業・観光振興に資するあらゆる魅力と、防災に関する情報などの一元化を図り、ケーブルテレビや広報紙、ホームページ、Facebook・Twitterなど、あらゆる媒体を通じて、効果的かつ戦略的な情報発信を推進します。

また、市民の誇りの醸成に取り組み、市民一人ひとりが市のセールスマンとして活躍する、シティプロモーションの推進体制の構築に取り組みます。

さらに、高度情報化時代における基盤の充実・強化に向け、多様な情報を手軽に安心して受発信できるインターネット環境の充実を図るとともに、外国人観光客のおもてなしや災害時などにも対応できる環境整備を図ります。

施策 39 移住・定住の促進

若者をはじめ、子育て世代や元気な高齢者の移住・定住の促進に向け、移住・定住環境の整備に取り組むとともに、東京圏などの住民を対象に、筑西の魅力発信と併せて移住・定住情報の発信に取り組みます。

政策 13

効率的な行財政運営の推進

人口減少及び少子高齢化社会において、行政サービスの向上を図りつつ、持続可能な自治体経営を進めるため、「第4次筑西市行政改革大綱」に基づき、職員一人ひとりの資質向上に努めるとともに、事業の発展性と波及効果を意識して、健全な行財政運営を戦略的に展開します。

施策 40 行財政改革の推進

将来を見据えた戦略的な行政経営を展開するとともに、限られた財源を有効に活用し、長期的展望に立った健全な財政運営に努めます。

職員の能力開発と効率的な組織体系を確立するとともに、横断的な取組の強化を図ります。福祉施設や集会施設、スポーツ施設などの公共施設については、今後の人口動向を見据え、類似した機能を有する公共施設の適正配置（多機能化・複合化）に取り組みます。

施策 41 広域連携の推進

行政サービスの効率化に向け、共同処理による実施が望ましい事務については、関係自治体などとの連携・調整を図りながら適正な広域行政を推進します。

また、地域の魅力創出や地域産業の活性化などを進めるため、周辺自治体などとの連携強化を図ります。

第2章 基本理念別の施策展開

前章の施策の大綱を踏まえた施策ごとの具体的な取組を「基本理念別の施策展開」として体系的に整理し、41の「施策」ごとに、より具体的な「基本施策」を位置付けるとともに、多様な取組や事業のなかで主たるものを「主な取組」として位置付けて、着実に推進します。

後期基本計画の施策展開

基本理念	政策	施策	基本施策
1 つ元誰 く気も り未が 来誇 都れ 市る	1 若者が希望を持てる産業の育成	1 農業の振興	(1) 農業生産基盤や農村環境の保全・整備 (2) 農業の担い手育成(担い手支援、新規就農者確保・育成) (3) 多様な連携による技術・商品開発と販路拡大の促進 (産学官連携、農商工連携、6次産業化)
		2 工業の振興	(1) 企業の育成・支援 (2) 就労支援
		3 商業の振興	(1) 駅前・賑わいづくり (2) 商店街の活性化 (3) 商業者育成・支援 (4) 大型商業施設の立地推進
		4 企業の誘致	(1) 雇用確保に向けた企業誘致の推進 (2) サテライトオフィスなどの誘致
		5 創業の支援	(1) 創業者支援 (2) チャレンジショップの運営
		2 交流・賑わいが生まれる観光のまちづくり	6 観光の振興
2 あ ら ゆる 世 代 が 快 適 に 暮 ら せ る 安 心 都 市 づ く り	3 快適に暮らせる生活基盤づくり	7 計画的な土地利用の推進	(1) 計画的な土地利用の誘導 (2) 市街地などの整備 (3) 魅力ある景観まちづくり
		8 道路網の整備	(1) 国・県道の整備促進 (2) 幹線道路(都市計画道路など)の整備など (3) 橋梁の適正な維持管理 (4) 生活道路の整備推進
		9 公共交通の充実	(1) 鉄道輸送の充実 (2) 公共交通の充実・利便性向上
		10 上水道の整備	(1) 水源の確保・保全 (2) 水道施設や設備の整備・適正な維持管理 (3) 水道事業の経営健全化
		11 下水道の整備	(1) 公共下水道事業の推進及び経営健全化 (2) 農業集落排水事業の経営健全化 (3) 既存汚水処理施設の適正な維持管理 (4) 合併処理浄化槽の設置促進
		12 住環境の向上	(1) 公園・緑地の整備・改修 (2) 都市緑化の推進 (3) 空き地対策 (4) 良質な市営住宅の供給・住居水準の向上の推進 (5) 市営墓地の適正な維持管理など
		13 空き家対策の推進	(1) 管理不全空き家の発生抑制 (2) 空き家の適正管理 (3) 空き家の利活用の促進
	4 安全・安心な暮らしの実現	14 防災対策の強化	(1) 防災意識の向上・普及啓発 (2) 防災体制の充実 (3) 総合的な治水排水対策の推進
		15 消防・救急対策の充実	(1) 消防体制の充実 (2) 火災予防対策の充実 (3) 救急・救助体制の充実
		16 交通安全対策の推進	(1) 交通安全運動の推進 (2) 安全・安心な交通環境の整備
		17 防犯対策の推進	(1) 防犯意識の普及啓発 (2) 防犯まちづくりの推進 (3) 消費者の安全・安心の確保
		18 自然環境の保全	(1) 自然環境の保全 (2) 生活環境の保全
		19 循環型社会の形成	(1) 地球温暖化対策の推進 (2) ごみの減量化・リサイクルの推進
5 出会い・結婚・出産・子育てに合わせた切れ目のない支援の充実	20 出会い・結婚・出産・子育て環境の充実	(1) 出会いサポート・婚活支援 (2) 妊娠・出産支援の充実 (3) 子育て支援の充実 (4) 保育サービスの充実 (5) 相談・指導体制の強化と新たな支援・体制づくり	

基本理念	政策	施策	基本施策	
2 づくり あ ら ゆ る 世 代 が 安 心 都 市	6 健やかな暮らしの実現	2 1 健康づくりの推進	(1) 健康づくり意識の啓発 (2) 健康づくり事業の推進	
		2 2 地域医療の充実	(1) 地域医療体制の充実 (2) 医療人材の確保・育成	
	7 安心して暮らせる福祉の充実	2 3 地域福祉の推進	(1) 地域福祉意識を醸成する仕組みづくり (2) 地域活動を促進する体制づくり (3) 安心して暮らせる環境づくり	
		2 4 高齢者支援の充実	(1) 介護予防事業の推進 (2) 地域包括ケア体制づくりの強化 (3) 社会参加・生きがいづくりの推進	
		2 5 障がい者支援の充実	(1) 多様化するニーズに応じた障がい者福祉の充実 (2) 自立・社会参加への支援	
		2 6 社会保障制度の適正な運用	(1) 国民健康保険制度 (2) 後期高齢者医療制度 (3) 医療福祉費・はぐくみ医療費支給制度 (4) 介護保険制度 (5) 国民年金制度 (6) 生活困窮者の自立支援	
3 郷土愛を育む教育・文化都市づくり	8 確かな学力の習得と豊かな人間性を育む教育の充実	2 7 幼児教育の充実	(1) 質の高い幼児教育の充実 (2) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携	
		2 8 学校教育の充実	(1) 教育内容の水準及び質の向上 (2) 学校教育の情報化の推進 (3) 教育相談・指導体制の充実 (4) 教職員の指導力と資質の向上 (5) 小中一貫教育と学校の適正配置の推進 (6) 学校施設・設備の充実 (7) 学校給食の充実と効率的運営	
	9 生涯学習・生涯スポーツの推進	2 9 生涯学習の充実	(1) 生涯学習推進の体制づくり (2) 生涯学習活動への支援 (3) 公民館事業の充実 (4) 図書館事業の充実	
		3 0 青少年の健全育成	(1) 地域ぐるみでの青少年育成推進体制の充実 (2) 青少年団体の育成・支援 (3) 家庭・学校・地域との連携	
		3 1 生涯スポーツの推進	(1) 生涯スポーツの普及促進 (2) スポーツ活動の支援 (3) スポーツ施設の整備・充実	
	1 0 歴史・文化の継承と振興	3 2 歴史文化遺産の保全・活用	(1) 文化財の保存・継承 (2) 郷土の歴史・文化の発信 (3) 歴史・文化資源の有効活用	
		3 3 文化・芸術の振興	(1) 文化・芸術活動の支援 (2) 文化・芸術の発信	
	4 自主・自立したまちづくりの強化	1 1 参画と協働で支える多様な活動の推進	3 4 人権の尊重と男女共同参画の推進	(1) 人権啓発活動の推進 (2) 人権教育の推進 (3) 男女共同参画の意識の醸成 (4) ワーク・ライフ・バランスの推進
			3 5 地域コミュニティの育成	(1) 自治会活動支援 (2) 自治会活動などの組織・人材の育成
			3 6 協働のまちづくりの強化	(1) 意識の改革と人材の育成 (2) 市民活動の支援・連携 (3) 市民に開かれた行政づくり
3 7 多様な交流の促進			(1) 都市・地域間交流の推進 (2) 多文化交流の推進	
1 2 シティプロモーションの充実		3 8 戦略的なPR活動の推進と基盤の強化	(1) 地域情報の一元化 (2) あらゆる魅力と情報の戦略的発信 (3) 情報通信基盤の充実	
		3 9 移住・定住の促進	(1) 移住・定住環境の整備 (2) 移住・定住情報の発信強化	
1 3 効率的な行財政運営の推進		4 0 行財政改革の推進	(1) 将来を見据えた行政経営・行政改革 (2) 市民サービスの向上 (3) 職員の能力開発と人材育成 (4) 健全な財政運営 (5) 公共施設マネジメントの推進	
		4 1 広域連携の推進	(1) 近隣自治体との連携 (2) 広域的相互協力関係の確立	

基本理念 1

**誰もが誇れる
元気未来都市づくり**

政策 1

若者が希望を持てる産業の育成

政策 2

交流・賑わいが生まれる観光のまちづくり



施策1 農業の振興

現況と課題

【現況】

本市の農業は、筑波山の裾野に広がる広大な平野と複数の一級河川を有する大地と水に恵まれた豊かな自然環境を基盤として、稲作や大豆・常陸秋そばなどの土地利用型作物、こだますいか・梨・野菜・花きなどの園芸作物も盛んに生産され、特色ある農業が展開されています。

一方、農業従事者の高齢化や後継者不足を背景に年々農家戸数、生産量及び農業産出額の減少や遊休農地の増加など、産地の維持が懸念されています。

本市ではこれまで、認定農業者の育成や集落営農の組織化・法人化に向けた取組を推進し、経営感覚に優れた農業経営体の育成を図ってきました。

また、農地の効率的利用を促進する観点から、基盤整備事業を実施し、大区画化による農地の集積・担い手（地域の意欲ある農業者など）への集約を進めると同時に、需要に応じた主食用米の生産と飼料用米への転換などを実施し、経営所得安定対策の効果的な活用に取り組んできました。

さらに、本市の農産物の知名度向上と販路拡大を目的とし、東京都卸売市場での市長トップセールスや都内イベント、市のSNS、茨城県主催のPRイベントなどを活用し、農産物のPRに努めてきました。

【課題】

今後も、本市の農業を持続的に発展させるためには、中核的な担い手である認定農業者や集落営農組織などにおいて、規模拡大やコスト削減、ロボット・AI・IoTなど先端技術の導入による経営力の強化を目指していくとともに、関係機関と連携して今後の担い手となる新規就農者の確保・育成や農地中間管理機構[※]を活用した担い手への農地の集積・集約をより加速的に進める検討が重要です。

また、農地や農道、用排水路などの農業基盤・資源を適切に維持管理していくために、土地改良団体などとともに集落機能の維持や地域活動への継続的な支援も求められています。

さらに、人口減少に伴う国内市場の縮小による産地間競争や食生活の変化を念頭に、農産物のブランド化や食の安全・安心を担保する取組、所得向上を目的とした6次産業化について、農商工連携とともに研究機関や教育機関などの参画も検討が必要です。

※農地中間管理機構：担い手への農地の集積・集約化を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的として、県知事が「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）」第4条の規定に基づき指定した団体のこと。

【農家戸数、農家人口、経営耕地面積】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
農家戸数(戸)	8,550	7,952	7,175	6,272	5,069	4,178	3,315
農家人口(人)	41,944	38,567	34,212	28,318	15,991	11,816	8,109
経営耕地面積(ha)	10,674	10,348	9,731	9,130	9,270	9,487	8,223

出典：農林水産省「農林業センサス」



市長によるトップセールス「こだますいか」
(大田市場)



台東区ふるさとPRフェスタ「梨PR販売」

基本目標（基本構想における10年間の目標）

強い農業、誇れる農業の実現に向け、農業生産基盤や農村環境の整備をはじめ、農業の担い手確保・育成・支援を行い、安全・安心な農産物の供給、需要に応じた主食用米の生産と飼料用米への転換などの実施、地産地消や食育など「食」を大切にしたい取組を推進します。
また、農商工連携による農産物のブランド化の取組や6次産業化の促進を関係機関や民間企業などと連携して進めます。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目(単位)	現況値 (計画策定時)	目標値 (令和8年度)
認定農業者数(人)	646	680
担い手への農地集積率(%/年)	62.1	68.0
他自治体(団体)と連携した農産物PR回数(回/年)	10 (令和元年度※)	15

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）農業生産基盤や農村環境の保全・整備

県営基盤整備事業や市単土地改良事業（排水路整備、農道整備）などにより、農業生産の基盤整備を図ります。

また、多面的機能支払交付金を活用し、農業農村の有する多面的機能の維持活動を行っていきます。

さらに、農地台帳の適正な管理整備を進め、県などと連携しながら、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員の活動により農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を進めます。

主な取組

- 遊休農地の解消（農地パトロール（遊休農地の調査など）の実施・調査結果の情報提供）
- 農地の利用集積・集約（農地利用最適化推進委員の設置・関係機関との連携）
- 多面的機能支払交付金の活用による農村環境や良好な景観の維持・保全
- 県営基盤整備事業などによる農業用施設（揚水機場、用排水路、農道など）の機能強化事業
- G A P^{*}などの推進・普及
- ロボット、A I、I o Tなど先端技術の活用によるスマート農業の導入

基本施策（2）農業の担い手育成（担い手支援、新規就農者確保・育成）

人・農地プランの実践により、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を一層進めるとともに、新規就農者の確保、集落営農組合の支援、農業法人化の推進などにより担い手の育成を図ります。

また、新規就農者の相談や農業従事者からの問合せに円滑に対応するため、県や農協など関係機関と情報を共有し連携を強化します。

さらに、需要に応じた稲作の定着化と、麦・大豆・常陸秋そばなど土地利用型作物の振興を図り、特産物である、こだますいか・梨・いちご・野菜などの園芸産地を育成し、農業担い手の経営安定を支援します。

主な取組

- 経営所得安定対策の円滑な実施
- 生産者や集荷業者などによる米の需給調整への取組支援
- 空中散布による病虫害防除活動の支援
- 担い手の支援、新規就農確保・育成
- 新品種・新技術導入による収益性の向上と災害に強い産地の推進
- 就農相談の実施、関係機関・産地との連携

^{*}G A P：Good Agricultural Practice の略。農業生産工程管理のこと。

基本施策（3）多様な連携による技術・商品開発と販路拡大の促進 （産学官連携、農商工連携・6次産業化）

経営基盤のより安定した農業の構築などに向け、民間企業や教育機関及び研究機関などと連携し、地域特産品の開発・販売や新技術の研究開発、新事業の創出、農業経営の多角化などを図るとともに、農商工などの関係機関と連携して新たな筑西ブランドの開発を推進します。

また、農業体験施設や筑西市の情報発信機能を導入する施設として「あぐりパーク筑西」・「道の駅グランテラス筑西」を効果的に活用するとともに、農村と都市の相互の交流を促進し、産地振興PRや販路拡大を強化します。

さらに、農産物の加工品開発や新たな販路拡大など、農業の6次産業化により複合的な農業経営を推進することで所得向上を図ります。

主な取組

- 都市農村交流事業の推進
- 民間企業や教育・研究機関との連携
- 地域特産品の開発や新技術の研究開発の推進
- 農産物、特産品のブランド化推進
- 筑西うまいもんPR事業の推進
- 都市住民との農業を通じた交流促進
- 加工品、販路拡大による農業の6次産業化の推進
- 農商工連携の推進

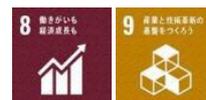


ブランド認証
(スーパーフルーツマト、こだますいかアイス)



いちご（筑西ブランドマーク入り）

施策2 工業の振興



現況と課題

【現況】

本市の工業は、金属・プラスチック・機械・食品などの製造業が主体となっています。市内には玉戸、下館第一、下館第二、関館、つくば関城、つくば明野、つくば明野北部及びつくば明野北部（田宿地区）、（猫島地区）の9か所の工業団地が整備され、県西地域の工業の中心地となっています。製造品出荷額は平成26年の6,289億円をピークに、平成27年以降は5,000億円前後で推移しており、事業所数は減少傾向にあります。

本市ではこれまで、企業の経営・技術の改善など総合的な振興を図るため、下館商工会議所や筑西市商工会などと連携し、国・県の各種制度の情報提供や経営の安定化のための自治金融のあっせん、相談窓口の運営などを行ってきました。

また、市の公式サイト「ワークステーションちくせい[※]」により、市内企業自ら企業情報の発信をしてもらうことで、企業間のビジネスマッチングや求職者の市内への雇用促進を支援しており、求職者などが市内企業の情報収集に活用しています。

【課題】

今後も、関係機関と連携しながら企業の育成を図るとともに、ものづくり技術の伝承や事業継承及び継業への支援を強化することで、雇用の創出と工業の振興に取り組んでいくことが必要です。

基本目標（基本構想における10年間の目標）

地域間競争に打ち勝つ工業の振興に向け、本市の雇用力と稼ぐ力がともに強い製造業を中心に、既存企業の基盤強化をはじめ、企業の育成・支援を図ります。

また、就業者の育成・支援に取り組むとともに、企業と企業、雇用主と働き手のマッチングを促進します。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
既存企業へのフォローアップ件数 [※] （件/年）	2	5
観光・物産展示コーナーでの工業製品展示新規件数（件/年）	1	3
ワークステーションちくせい登録企業数（件）	158	200

※フォローアップ件数：茨城県・茨城県開発公社・筑西市合同での市内既存企業フォローアップ件数の合計

※ワークステーションちくせい：就労支援・企業情報発信サイトのこと。

基本施策（1）企業の育成・支援

企業の経営の安定化と発展を図るため、商工団体などによる相談対応や自治金融のあっせんなどによる資金の円滑化に努めます。

また、市の公式サイト「ワークステーションちくせい」を活用し、企業間のビジネスマッチングを促進します。

主な取組

- 工業団地施設の適正な維持管理
- 既存企業へのフォローアップの充実
- 融資制度の周知と制度の見直し
- 商工会議所・商工会などとの連携による経営や事業継承及び継業の支援

基本施策（2）就労支援

ハローワークや県と連携し雇用確保に努めるとともに、市の公式サイト「ワークステーションちくせい」を活用し、雇用の創出を促進します。

また、保証料[※]の補給など、労働者の生活支援に取り組みます。

主な取組

- 組合のない市内労働者に対する融資の支援
- 県の雇用対策への協力
- ハローワーク筑西との連携による雇用の確保
- 「ワークステーションちくせい」の活用
- 若者就労支援・地元企業魅力発信事業の促進



「ワークステーションちくせい」ホームページ

※保証料：中央労働金庫から生活資金、教育資金又は住宅資金の融資をうける際、日本労働者信用基金協会の保証を得るために対象者が支払うもの。

施策3 商業の振興



現況と課題

【現況】

本市の商業は、近隣のつくば市、宇都宮市などの郊外型大型商業施設への消費者の流出や地元大型店舗との競合、少子高齢化社会の進行、経営者の高齢化、そしてそれに伴う後継者不足、下館駅前通りを含む商店街の空洞化など多くの課題があり、商業者を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。

そのようななか、本市ではこれまで、商業の振興を目的に商店街で行われる各種イベントなどへの支援、地元の消費拡大や地域経済の活性化を目指した「プレミアム商品券」の発行、市内の事業者を利用した住宅リフォームに対する助成の実施などに取り組むとともに、空き店舗活用による賑わいの創出に取り組んできました。

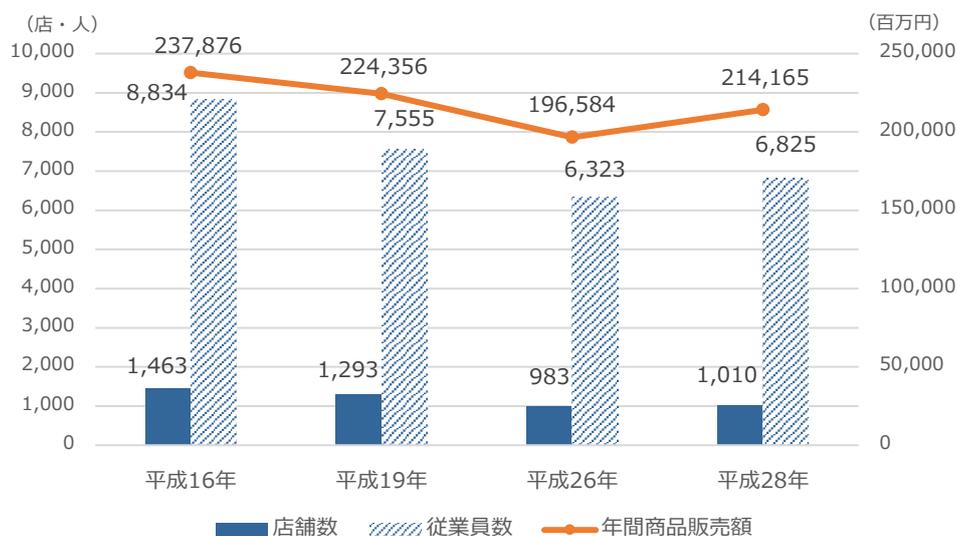
また、市内事業者の経営安定・拡充のため、その育成と支援に取り組む下館商工会議所や筑西市商工会などの商工団体の活動を支援してきました。

さらに、販路拡大の支援として、東京都台東区内のアンテナショップの運営や県内外で開催される商談会に参加するなど、市内事業者が生産・製造した特産品の販売や紹介を行い、市内商業のPRに努めてきました。

【課題】

今後も引き続き、商業の活性化に向けた販路拡大や空き店舗の利活用などに取り組むとともに、事業者の高齢化や後継者問題の対策として、事業継承及び継業への支援を強化していく必要があります。

【商店数・従業者数・年間商品販売額の推移】



出典：経済産業省「商業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」

基本目標（基本構想における10年間の目標）

賑わいを生む商業の振興に向け、市庁舎移転を契機として、下館駅前の顔づくりと中心市街地の活性化をはじめ、空き店舗の活用を促進し商業地の活性化を図ります。
また、商業者の育成、商業者間連携の取組を支援します。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
空き店舗活用件数 ^{※1} （件）	22	50
事業計画策定事業者数（件/年）	33 （令和元年度 ^{※2} ）	65

※1 空き店舗活用件数：空き店舗等活用補助金の利用件数

※2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）駅前の賑わいづくり

商業の振興のため、交通結節点としての機能をいかし、駅前の賑わいの創出と事業環境の向上を推進します。

主な取組

- 地域の特性の再認識
- 商店者と協働した地域の特性をいかした施策の展開
- スピカビルの有効活用
- 駅前の空き店舗などの活用推進
- 駅前商店街の活性化

基本施策（2）商店街の活性化

商業活性化のための各種イベントへの支援、空き店舗の活用支援、商工団体との連携による商店街の活性化を推進します。

主な取組

- 中心市街地の活性化に向けた補助制度や施策の実施
- イベントの開催・支援
- 商店の特色をいかした商店街づくりの推進
- 商工会議所・商工会と連携した商店街の活性化
- 商業地域の空き店舗などの活用推進

基本施策（3） 商業者育成・支援

商工会議所・商工会などとの連携により、商業者の経営近代化・合理化のための相談対応や融資制度の活用促進、セミナーや経営、事業継承及び継業の相談など、事業継続のための支援体制の充実と販路拡大や事業計画などの策定支援に努め、雇用の安定を図ります。

主な取組

- 中小企業者に対する融資の支援
- 商工会議所・商工会、各種団体への支援
- 後継者の育成や事業継承及び継業の支援、第二創業支援などの仕組みづくりの検討

基本施策（4） 大型商業施設の立地推進

郊外型商業と商店街型商業の共存を念頭に、大型商業施設の立地を推進します。

主な取組

- 住民のニーズにこたえる大型商業施設の立地推進



しもだて商工まつり



施策4 企業の誘致

現況と課題

【現況】

企業の誘致は地域経済の活性化と産業基盤の強化、雇用の拡大につながる重要課題といえます。

本市では、持続的な工業振興に向けて、茨城県工業団地企業立地促進協議会及び茨城県西地域産業活性化協議会へ参画し、県や他市町村との連携を強化しながら情報収集やPR活動に努めています。

企業誘致における支援策として、筑西市工場立地法地域準則条例の施行による緑地面積率などの緩和や企業立地促進のための奨励金の交付により企業誘致を推進し、産業振興と雇用の拡大を図っています。

【課題】

今後も、圏央道開通による交通アクセスの利便性など、県西地域への立地注目度が高まっている状況をいかし、更なる企業誘致の推進に努めます。

また、市内工業団地の分譲が完了となったことから、産業用地の確保に向け、新たな工業団地の造成、未利用地の利活用などの検討とともに、市外への流出を防ぐため既存企業に対するアフターフォローも必要不可欠です。

基本目標（基本構想における10年間の目標）

移住・定住の受け皿として、交通アクセスの利点や筑波研究学園都市と隣接する利点をいかし、最先端技術開発などに取り組む企業の誘致や、多様な働き方を享受する企業のサテライトオフィスの開設を促進するなど、若者にも選ばれる企業の誘致を図ります。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
新規企業立地促進奨励金交付企業数（件）	4	11

基本施策（1）雇用確保に向けた企業誘致の推進

茨城県及び茨城県開発公社と協力し、新たな産業用地への企業誘致活動を行うとともに、既存企業のアフターフォローにも努め、雇用機会の増大や地域の活性化を図ります。

主な取組

- 企業立地促進事業の推進
- 迅速なアフターフォロー体制の確立
- PR活動の強化、ホームページでの情報発信
- 新たな工業団地の整備検討
- 企業に対する優遇措置拡充（緑地面積率の緩和、企業への奨励金交付）



つくば明野北部（猫島地区）工業団地

基本施策（2）サテライトオフィスなどの誘致

空き家や空き店舗、空き地など遊休物件の利活用やインターネット環境の整備などを図り、ベンチャー企業[※]やサテライトオフィスの誘致を推進します。

主な取組

- 未利用地・空き家や空き店舗を利用したサテライトオフィスなどの誘致

[※]ベンチャー企業：革新的なアイデア・技術などをもとに、新しい形態のサービスやビジネス（ベンチャービジネス）を展開する中・小規模の、主に成長過程にある企業のこと。



施策5 創業の支援

現況と課題

【現況】

本市は、平成17年に合併し、平成18年度には5,396件の事業所がありましたが、平成28年度には4,640件となり、10年間で約760件減少しています。事業所の減少に伴い、事業者数も減少しており、深刻な状況となっています。これは、廃業する事業者が創業する事業者を上回っていることが一因であり、市では起業を目指す方や創業後間もない方への支援を実施し、継続的にフォローしています。

本市では、「創業支援等事業計画」により、商工団体を含む創業支援機関と連携して、創業を目指す方に創業に関するワンストップ相談窓口の設置・運営や創業セミナーの開催など、様々な支援策を実施しています。

【課題】

今後も、引き続き関係団体と連携し、創業者への支援体制の強化とともに、各支援策の充実を図っていくことが必要です。

基本目標（基本構想における10年間の目標）

市の新たな産業力を創造していくために、創業を目指す方への支援体制の充実を図ります。
また、庁舎内のチャレンジショップを活用し、創業を目指す方の発掘・育成などに取り組みます。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
創業者支援数※（件）	136	270
チャレンジショップ活用後の市内での店舗開業者数（件）	2	5

※創業者支援数：国の認定を受けた「創業支援等創業計画」に基づく支援策を活用した件数（創業塾・チャレンジショップ事業・空き店舗活用補助金）

基本施策（1）創業者支援

市内で創業を目指す方たちのため、創業を支援する「ワンストップ相談窓口」での対応のほか、ターゲット市場の見つけ方やビジネスモデルの構築の仕方、資金調達、許認可手続き、事業計画書の作成など、商工団体や市内金融機関などと連携し、様々な創業時の課題を解決できるよう対応します。

主な取組

- 創業支援事業の推進
- 就労支援・企業情報発信事業の推進

基本施策（2）チャレンジショップの運営

庁舎内に整備したテナントやチャレンジショップを低賃料で貸し出し、利用者の経営が軌道に乗るまでの準備期間の支援に、関係機関と連携しながら努めます。

また、空き店舗の有効活用を支援することで、若者の新規出店や地域住民の交流の場づくりなどを支援します。

主な取組

- チャレンジショップ事業の活用
- 空き店舗などを活用した事業の推進

令和3年度筑西市若者就労支援・地元企業魅力発信事業
高校生向け 職場見学バスツアー
 令和3年 8月3日(火)・4日(水)・5日(木)・6日(金)
 午前コース 9時～12時
 午後コース 13時～17時
 コース案内
 8/3(火) 午前コース 北館製機株式会社 ● 社会福祉法人 自由寮福祉会 特別養護老人ホーム ひまわり園
 午後コース 匠米産産株式会社 ● 株式会社 エフピコ ● 有限会社 パリユージョ
 8/4(水) 午前コース 株式会社 ハウステック ● 株式会社 深田印刷製作所
 午後コース 株式会社 大栄製作所 ● 株式会社 安永工業 ● 株式会社 経済製作所
 8/5(木) 午前コース 株式会社 セイワ食品 ● 社会福祉法人 国保会 特別養護老人ホーム まごころの杜
 午後コース サマト君様 株式会社 ● 株式会社 見業 ● 株式会社 徳足製作所
 8/6(金) 午前コース 株式会社 雲海建設 ● 社会福祉法人 龍溪社会 認定こども園 緑和なかよし園
 午後コース 政建社 株式会社 ● 日本アイ・エス・タイ 株式会社 ● 昭和産業 株式会社
 (集会場所) 筑西市役所シビックホール本庁舎1階 2階の広場 北側出入口付近(筑西市南360)
 【午前コース】9時集合 【午後コース】13時集合
 (定) ①1コースに10名以内(15名まで) ②各コースの参加費、モニター(1台あたり)等2500円
 (注) ①は性別に関わらず、②は性別に関わらず(各自負担なし)
 ※当日お申し込みの人数は、参加がなくなればキャンセルとなります。
 右のQRコードを読み取り、7月16日までに、申込フォームからお申し込みください。
 ※申込のキャンセルは、申込フォームのキャンセルボタンからキャンセルしてください。
 ※申し込みの際は、必ずお名前と連絡先を記入してください。
 申込・問合せ 筑西市経済部商工振興課 TEL 0296-54-7011
 〒308-8816 筑西市南360 本庁舎3階 [Mail] shokou@city.chikuzumi.lg.jp



チャレンジショップ

若者就労支援・地元企業魅力発信バスツアー

基本理念1 誰もが誇れる元気未来都市づくり

政策2 交流・賑わいが生まれる観光のまちづくり



施策6 観光の振興

現況と課題

【現況】

本市には、多くの歴史的資源や街並み、脈々と継承される祭りや伝統文化、豊かな農産物、伝統に根ざした特色ある産業など、市民の誇りや愛着を育み、暮らしや生活文化の礎を築いてきた大切な資源があります。

本市ではこれまで、本市の四大まつりである「下館祇園まつり」・「どすこいペア」・「あけのひまわりフェスティバル」・「小栗判官まつり」をはじめ、各種イベントなどの開催支援とともに、本市の魅力を県内外に広くPRするため、観光ガイドマップやノベルティ、ホームページ、メディアなどを活用した情報発信のほか、茨城県が中心となって実施する観光キャンペーンへの参加やJR東日本と連携した「駅からハイキング」などにより、本市の新たな魅力の開拓と観光PRに努めてきました。

また、「イバラキセンス[※]」などを活用した県外での観光キャンペーンなどのPRや結城市・桜川市と連携した広域的な観光PR、旅行会社などへのPR、映画などのロケ誘致などを通じて、本市の魅力を発信し、知名度向上や誘客に努めてきました。

【課題】

今後は、更なる交流人口の拡大に向けて、本市の新たなイベントとなる「ちくせい花火大会」の全国へ向けた幅広い情報発信やこれまでの各種イベントをより充実させるため、ちくせい観光大使やSNSなどを活用し、県内外に向けて観光情報の更なる発信に努めることが必要です。

また、常時集客につながるような新たな観光資源を発掘するため、平成29年度に発足した「筑西市観光振興推進協議会」における議論などを通じて、将来の観光振興に資する新たな取組につなげていくことが必要です。

【祭り・イベントなどの入込観光客数】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
観光客数(人)	576,600	655,500	562,900	611,590	800

※祭り・イベントのみの観光客数。主催者発表があったもので、観光事業所管課が把握しているものに限る。

※イバラキセンス：2018年10月25日にリニューアルオープンした東京都中央区銀座に立地する茨城県アンテナショップのこと。

基本目標（基本構想における 10 年間の目標）

通年型の観光地を目指して、各種イベントの充実をはじめ、道の駅の整備とその有効活用による観光交流拠点の形成を図るとともに、観光資源の発掘・磨き上げによって、独自性を創出します。

また、観光地としての魅力倍増に向け、鉄道沿線都市との広域連携や地域の自然や食、文化芸術の更なる活用とともに、観光地域づくりの舵取り役となる組織化支援などを図ります。

目標指標（後期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和 8 年度）
観光客数（人/年）	611,590 （令和元年度※）	720,000

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）観光資源の発掘・活用と拠点づくり

既存の観光資源の再確認、コーディネートや加工などによる資源創作に取り組むとともに、常時集客が期待できる観光資源の発掘に取り組み、観光資源をいかした観光誘客に努めます。

また、「道の駅グランテラス筑西」を地域の魅力発信の拠点として活用し、全国有数の農産物や自然、歴史、文化など、本市の持つ魅力的な観光資源を発信し、交流人口の拡大や新たな魅力づくりなどに努めます。

主な取組

- 「道の駅グランテラス筑西」を拠点とした総合的な賑わいづくり
- 関係機関との連携による新たな筑西ブランドの開発
- 常時の集客が期待できる観光資源の発掘
- マスコットキャラクター事業の推進



「道の駅グランテラス筑西」
オープニングイベント



「道の駅グランテラス筑西」
全体施設風景（空撮）

基本施策（2）観光振興に資する企画、受入れ体制の充実

隣接自治体などとも連携し、新たな観光ルートの開発や、地域資源を活用した体験型観光の推進などに継続して取り組みます。

また、筑西市観光協会の基盤の強化支援を行うとともに、連携を強化し、観光客の受入れ体制の強化、イベントなどの情報発信に努めます。

さらに、今後高まってくると期待されるインバウンドの需要にも対応できるよう、外国人観光客向けの観光資源の調査・発掘・情報発信を行っていきます。

主な取組

- 近隣市との広域観光連携強化
- 観光交流プランの充実（認定観光ルート開発など）
- 観光客の受入れ体制の強化（観光案内所の設置など）
- 分りやすい案内標識の設置
- 筑西市観光協会の基盤強化
- 外国人を対象としたファミツアー※・モニターツアー
- 国・県及び周辺自治体などと連携したサイクルツーリズムの推進



下館祇園まつり
(7月下旬)



あけのひまわりフェスティバル
(8月下旬～9月上旬)



ちくせい花火大会



どすこいペア
(8月下旬又は9月上旬)



小栗判官まつり
(12月上旬)

※ファミツアー：観光地の誘致促進のため、ターゲットとする国の旅行事業者やプロガー、メディアなどに現地を視察してもらい、外国人向けに情報を発信してもらうツアーのこと。

基本理念 2

あらゆる世代が快適に暮らせる
安心都市づくり

政策 3

快適に暮らせる生活基盤づくり

政策 4

安全・安心な暮らしの実現

政策 5

出会い・結婚・出産・子育てに合わせた
切れ目のない支援の充実

政策 6

健やかな暮らしの実現

政策 7

安心して暮らせる福祉の充実



施策7 計画的な土地利用の推進

現況と課題

【現況】

本市の誇る豊かな自然環境・田園環境との調和を基本に、「筑西市都市計画マスタープラン」に基づく、適切な土地利用への誘導を図り、地域の特性を踏まえた、計画的な市街地整備を実施しています。

令和2年度末時点で地籍調査事業の全調査面積 152.55km² に対する調査実施面積は、122.30km² となっています。

平成元年から進めてきた八丁台土地区画整理事業は、令和3年11月26日に換地処分※となりました。

本市ではこれまで、八丁台土地区画整理事業による面的・総合的な市街地整備、「都市再生整備計画」に基づく道路やポケットパークの整備、下館駅の周辺整備で下館駅南北自由通路へエレベーターを設置するとともに、地区の現況に応じ、地区計画制度※を活用した良好な市街地環境への誘導を図るなど、「筑西市都市計画マスタープラン」に基づくまちづくりを展開してきました。

また、筑西市らしい街並み・景観を創出し、次世代に継承していくため、茨城県屋外広告物条例に基づく規制の運用、広報紙・ポスターなどによる周知・啓発活動を実施するとともに、景観の保全に取り組む市民・団体の活動への支援を行っています。

【課題】

今後は、人口減少対策、定住促進につながる用途地域の変更検討や地区計画制度の活用、開発許可などにより適切な土地利用及び区域指定の制度維持を進めることが必要です。

また、筑西市での「立地適正化計画※」におけるコンパクトシティのあり方の検討、都市計画道路の再検討、地籍調査事業の段階的な調査区域の拡大をすることが必要です。

さらに、茨城県屋外広告物条例の適切な運用、茨城県景観形成条例に基づく景観の保全など、「筑西市都市計画マスタープラン」に沿った景観づくりを推進することが必要です。

※換地処分：土地区画整理事業の整備完了後に、それぞれの土地にある所有権などの各権利を従前の土地（整理前の土地）に代わって換地（整理後の土地）に移す手続きのこと。

※地区計画制度：それぞれの地区の特性に合わせた開発行為、建築行為が行われるよう規制・誘導する制度のこと。道路や公園、建築物の用途・形態などのまちづくりにかかわるルールを定める計画。

※立地適正化計画：人口密度の低い市街地が広がった都市全体の構造を見直し、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）によるまちづくりを進めるための基本的な計画のこと。

【地目別土地面積】

(各年1月1日現在 単位：km²)

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成30年	66.21	51.03	31.80	12.33	0.80	11.06	32.07
令和元年	66.17	50.76	32.17	11.83	0.79	11.52	32.03
令和2年	66.14	50.60	32.20	11.64	0.79	11.82	32.11

資料：資産税課「概要調書」

※四捨五入の関係上、合計が総面積と一致しない。

基本目標（基本構想における10年間の目標）

持続可能な快適都市の形成に向け、都市と自然のバランスを大切にしながら、都市機能の戦略的集積を念頭に、都市の活力と暮らしの安心を享受できる土地利用の形成を計画的に進めます。

また、誰もが行きたくなる・集まりたくなる中心市街地の形成を図るとともに、筑波山を望む景観や豊かな自然・田園・集落の環境、歴史ある市街地の街並み、本市の顔となる駅前や幹線道路・河川沿いなどにおいて、市民の誇りとなる美しい景観を目指すまちづくりを推進します。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
地籍調査事業の調査実施面積（km ² ）	122.30	123.50



八丁台土地区画整理地

基本施策（1）計画的な土地利用の誘導

都市計画基礎調査の成果及び「筑西市都市計画マスタープラン」に基づき、地域地区[※]の見直し、地区計画制度の活用や開発許可などにより適切な土地利用及び区域指定制度[※]の推進を図るとともに、都市計画道路についても、「茨城県都市計画道路再検討指針」に基づき、計画の見直しを検討します。

コンパクトシティに関する施策としては、持続可能な社会を構築するために、都市に必要な施設を街なかを集め、居住地域を適正に誘導することで効率の良い都市づくりを進めることを念頭に、「立地適正化計画」の策定を検討します。

また、地籍調査については、調査面積の段階的な拡大に向けた検討を行います。

主な取組

- 「筑西市都市計画マスタープラン」に基づく安全で快適な市街地の形成
- 「立地適正化計画」の策定に関する検討
- 用途地域の見直しの検討
- 地区計画制度の活用
- 都市計画道路の再検討
- 土地利用ゾーニングの検討と推進
- 区域指定制度の周知と運用
- 地籍調査の推進

基本施策（2）市街地などの整備

地域の特性がいかされた、誰もが暮らしやすい活力あるまちづくりを推進するとともに、既成市街地周辺の土地利用の方向性について検討します。

なお、良好な住環境の形成を図り保全するため、地区の現況に応じて地区計画制度を活用したまちづくりを推進します。

主な取組

- 誰もが暮らしやすい活力あるまちづくりの推進
- 既成市街地周辺における土地利用方向性の検討
- 地区計画制度などを活用したまちづくりの検討

※地域地区：都市計画法第8条に規定され、都市計画区域の土地をその利用目的によって区分し、建築物や土地の区画形質の変更などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を誘導するもの。用途地域をはじめとし、特別用途地区、防火・準防火地域、臨港地区などがある。

※区域指定制度：市街化調整区域であっても、筑西市があらかじめ指定した区域であれば、誰でも住宅などが建てられるという制度のこと。

基本施策（3）魅力ある景観まちづくり

屋外広告物に対する規制などに関する周知と啓発を実施するとともに、「茨城県景観形成条例」に基づく景観の保全にも取り組みます。

また、筑西市の顔ともいえる下館駅周辺について、筑西市らしい魅力のあるまちづくりに取り組みます。

主な取組

- 茨城県まちの違反広告物追放推進制度の推進
- 駅前広場などの魅力化方策の検討
- 公共施設などの魅力ある景観形成方策の検討
- 母子島遊水地（初期湛水池周辺）の維持管理・利活用
- 市民との協働による河川環境美化
- 自然・田園景観の保全
- 既存資源をいかした景観づくりの促進



母子島遊水地



勤行緑地の桜づつみ

施策8 道路網の整備



現況と課題

【現況】

本市の交通の軸となる国道 50 号の整備や筑西幹線道路をはじめとした幹線道路網の計画的な整備が進んでいます。

本市ではこれまで、広域・幹線道路や市民の日常生活を支える身近な道路網の計画的な整備や狭あい道路の改善、交通環境の維持・改良、安全で快適な歩道の整備などを進めてきました。

また、市民の安全な交通を確保するために、ライフラインとしての道路や橋梁の補修点検調査を実施しています。

【課題】

今後は、市街地内環状線を形成する玉戸・一本松線及び国道 50 号バイパス、主要地方道筑西つくば線バイパスの早期完成、筑西幹線道路の整備が必要です。

生活道路は、少子高齢化社会に対応し、計画的・段階的に整備するとともに、誰にもやさしい道路づくりを推進していくことが必要です。

また、老朽化した道路施設・橋梁などの補修や更新を実施し、市民の安全で快適な交通を確保することが必要です。

基本目標（基本構想における 10 年間の目標）

生活・観光・企業活動などに資する交通網の充実を図るため、広域交通の骨格となる国道や県道は整備促進を引き続き要望していくとともに、内環状を構成する幹線道路整備を促進します。

また、新たな南北の交通軸としての道路・鉄道の整備を要望し、広域連携による地域の発展を目指します。

さらに、橋梁については、計画的な修繕・改修により、長寿命化を図り、市民に身近な生活道路については、安全・安心なまちづくりの視点で、整備・改善・補修を図ります。

目標指標（後期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和 8 年度）
玉戸・一本松線道路整備率（%/年）	6.7	100
橋梁点検の診断結果 I 及び II 判定の割合（%/年）	88	100
市道舗装率（%/年）	68.5	71.0

基本施策（1）国・県道の整備促進

住民が快適に暮らせるための渋滞緩和などについて、国道の4車線化と県道のバイパス整備促進を国・県に要望します。

主な取組

- 国道50号線（下館バイパス・協和バイパス）の渋滞解消に向けた道路整備
- 工業団地へのアクセス道路の整備
- つくば市と筑西市をつなぐ主要道路の整備

基本施策（2）幹線道路（都市計画道路など）の整備など

市街地環状線（内環状）を形成する一本松・茂田線の延伸である玉戸・一本松線などの整備を推進します。

主な取組

- 玉戸・一本松線整備事業の推進
- 渋滞の緩和・解消に向けた、計画的な道路整備の推進

基本施策（3）橋梁の適正な維持管理

「筑西市橋梁長寿命化修繕計画」及び「個別施設計画」に基づき、5年ごとの橋の点検と点検に基づいた設計・修繕工事を実施します。

主な取組

- 橋梁長寿命化事業の推進



橋梁点検の様子

基本施策（4）生活道路の整備推進

安全に安心して利用できる道路環境の構築のため、市が管理する道路などを計画的・効率的に維持管理します。

また、渋滞の緩和・解消に向けた、計画的な道路整備を推進します。

主な取組

- 生活道路の整備
- 交通安全施設などの整備
- ユニバーサルデザイン※に配慮した道路の整備
- 自転車利用者の利便性・安全性向上に資する道路の整備
- 市道の管理・補修（植栽を含む）



玉戸・一本松線の完成予想図

※ユニバーサルデザイン：年齢や能力、状況などにかかわらず、全ての人にとって使いやすいように初めから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

施策9 公共交通の充実



現況と課題

【現況】

本市における公共交通の現況は、広域的な幹線交通として下館駅を起点とし、東西にJR水戸線、南に関東鉄道常総線、北に真岡鐵道真岡線が運行しています。

また、広い可住地面積をカバーするために市内全域において、デマンド交通システム「のり愛くん」を運行しており、更に需要が見込める市街地などを中心に支線交通である路線バスを運行して相互補完することで交通網の充実を図っています。

人口の減少に伴い、利用者の総数が減る一方で、高齢化による免許返納者への対策など公共交通ネットワークの重要性は高くなっています。

【課題】

今後は、本市における公共交通施策の指針となる「筑西市地域公共交通計画」に基づき、多様な交通サービスとの相互連携の強化や役割分担をより明確にしながら、マイカー依存度が極端に高い本市において、将来にわたり地域の公共交通ネットワークを維持していくことが課題となっています。

【市内路線バス利用者数推移】

(単位：人)

	筑西市広域連携バス		筑西市地域内運行バス		筑西市道の駅循環バス		筑西・下妻広域連携バス	
	年間利用者数	日利用者数	年間利用者数	日利用者数	年間利用者数	日利用者数	年間利用者数	日利用者数
平成28年度	10,450	57.42	-	-	-	-	-	-
平成29年度	33,267	91.14	5,233	28.75	-	-	-	-
平成30年度	36,175	99.11	14,010	38.38	-	-	-	-
令和元年度	44,735	122.23	13,229	36.14	9,224	33.54	-	-
令和2年度	35,080	96.11	9,164	25.11	10,374	28.42	5,167	28.39

【デマンド交通システム「のり愛くん」利用者数推移】

(単位：人)

	年間利用者数	日利用者数
平成28年度	38,717	162.0
平成29年度	38,553	160.6
平成30年度	39,602	165.7
令和元年度	40,316	170.8
令和2年度	32,412	134.5

基本目標（基本構想における 10 年間の目標）

あらゆる世代が快適に暮らすことができるよう、コミュニティバスなどの導入やデマンドタクシーの利用促進を図るとともに、来訪者などの受入れも視野に入れた公共交通の充実を図ります。

また、通勤・通学などの利便性向上も視野に、鉄道事業者に対する輸送力増強や運行ダイヤの改善を引き続き要望します。

目標指標（後期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和 8 年度）
公共交通（鉄道、バス、デマンド交通システム）の 1 日平均利用者数（人/日）	8,383 （令和元年度※）	8,590

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）鉄道輸送の充実

J R 水戸線・関東鉄道常総線・真岡鐵道真岡線の利用促進を図るとともに、運行本数増加や乗り継ぎ時間の短縮などについて鉄道事業者に要望を行います。

主な取組

- 利便性向上、輸送力の強化を関係機関に要望
- 鉄道利用の促進
- 関東鉄道常総線安全設備整備の支援
- 第三セクター真岡鐵道の経営安定化支援
- 災害時・非常時における協力体制の確認



SL もおかの運行（真岡鐵道）

基本施策（2）公共交通の充実・利便性向上

デマンド交通システム「のり愛くん」の効率性や利便性の向上に向けた改善を図るとともに、鉄道やバス、タクシーなどの多様な交通サービスとの相互連携や役割分担を行い、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組みます。

本市の将来的なまちづくりや観光振興など、地域戦略と一体的な公共交通ネットワークを構築し、まちの賑わいや地域内の新しい人の流れの創出の観点から、鉄道で結ばれていない周辺都市とを結ぶバス路線のほか、中心市街地と生活拠点を結ぶ路線や中心市街地内を循環する既存バス路線などの安定した維持とニーズに応じた新規導入について、検討を進めます。

主な取組

- デマンド交通システム「のり愛くん」の効率性・利便性向上に向けた改善
- 本市と鉄道で結ばれていない周辺都市とを結ぶバス路線の維持・拡充の検討
- 中心市街地と生活拠点を結ぶバス路線の維持・新規導入の検討
- 公共交通利用促進のための情報提供・PR活動の実施
- 先進技術をいかした利便性の向上に係る情報収集と検討



市内循環バス



デマンド交通システム「のり愛くん」



広域連携バス（下館駅～筑波山口）

施策10 上水道の整備



現況と課題

【現況】

本市の水道は、平成21年度に合併前の旧4市町の事業統合を行い、筑西市水道事業として発足し、現在に至っています。これまで市民の皆様からの要望を基に未整備区域への管路の整備、耐震化を目指した石綿セメント管の布設替えや老朽化した水道施設の改修などを行いながら、安全で安心できる水道水の安定供給に努めてきました。

また、水道事業の健全経営に資するため、人件費や維持管理費などのコスト削減や広報活動による加入推進を行い、収益の向上を図ってきました。

なお、令和2年度末の上水道普及率は89.2%、有収率[※]は82.9%、石綿セメント管の残延長は13.8km（総延長144.7km）となっています。

【課題】

本市における水道水源としての地下水採取は暫定的に認められているものであり、将来的には県企業局からの受水（県水）に依存することになるので、水道水の安定供給を行うため、引き続き県企業局との連携を図る必要があります。

水道施設の改修整備に当たっては、「筑西市水道ビジョン」や「公共施設適正配置のための基本方針」などとの整合を図りながら、施設の長寿命化と耐震化を見据えた「施設更新計画」に基づき、計画的に進める必要があります。

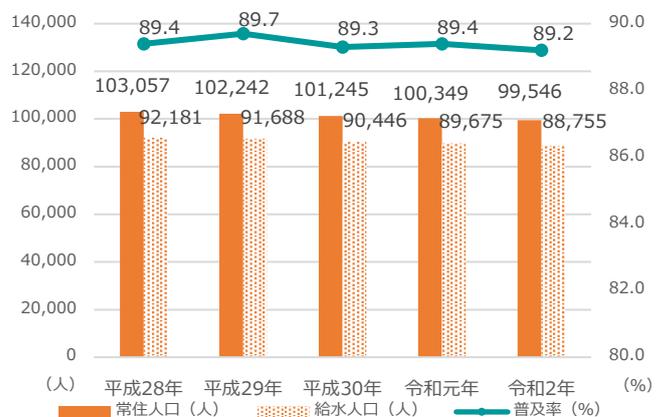
経営面においては、人口減少などに伴う料金収入の伸び悩みなど、厳しさを増すなか、今後も維持管理費などのコスト削減や上水道の加入推進による収益の向上に努め、経営の健全化を図る必要があります。

【配水量[※]・有収水量[※]・有収率の推移】



※各年度の決算時のデータより

【常住人口・給水人口・普及率の推移】



※有収率：配水量のうち有収水量の占める割合のこと。
 ※配水量：浄水場から配水管を通して送り出される水の量のこと。
 ※有収水量：配水量のうち料金徴収の対象となる水の量のこと。

基本目標（基本構想における10年間の目標）

安全・安心な水を供給するため、水源の確保・保全に取り組むとともに、施設や設備の計画的な改修・整備などにより、維持管理費の縮減と長寿命化を図ります。
また、災害時に強い生活基盤として、災害に備えた取組を進めます。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
上水道普及率（%/年）	89.2	91.8
有収率（%/年）	82.9	89.3
石綿セメント管残存率（%/年）	1.4	0

基本施策（1）水源の確保・保全

安全・安心な水を供給するため、県企業局との連携や水源井戸の保全に努めるとともに、定期的な水質検査を行います。

また、災害時に備えた応急給水体制の充実に努め、ライフラインの確保を図ります。

主な取組

- 県企業局との連携による水源の確保
- 水源井戸の整備と適正な維持管理
- 日本水道協会茨城県支部との協定による応援給水体制の構築
- 災害に備えた資器材の備蓄

基本施策（2）水道施設や設備の整備・適正な維持管理

未整備区域への配水管布設や石綿セメント管から耐震管への布設替えなど、水道施設の整備を進めるとともに、適正な維持管理に努めます。

主な取組

- 未整備区域への管路整備
- 石綿セメント管の布設替え
- 老朽化及び耐震化のための計画的な施設の更新
- 緊急時連絡管の整備

基本施策（3）水道事業の経営健全化

個人井戸や共同井戸の利用者に対する上水道への加入推進を図り、収益の向上に努めるとともに、維持管理費などの削減を図ります。

また、老朽化した管路の更新や漏水箇所の早期発見などにより、有収率の向上に努め、経営の健全化を図ります。

主な取組

- 個人井戸や共同井戸の利用者に対する上水道への加入推進
- 安全・安心な水道水のPRなど、啓発活動による上水道の利用促進
- 維持管理費などの削減
- 老朽化した管路の更新
- 水道事業経営戦略の見直し



成田浄水場配水池

施策11 下水道の整備



現況と課題

【現況】

本市ではこれまで、地域の特性に合わせた生活排水の処理を進めるため、前期基本計画に基づき、公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備並びに合併処理浄化槽の設置を推進してきました。

その結果、本市における汚水処理普及率は、令和2年度末で76.6%となっており、計画策定時の現況値（平成27年度末）の72.7%と比較すると、3.9ポイント向上しました。

【課題】

公共下水道事業は、今後も、事業計画などに基づき管渠の整備を進めるとともに、施設の老朽化対策や耐震・耐水化対策を図っていくことが必要です。

また、今後の人口減少を見据え、事業計画の見直しなども検討していくことが必要です。

農業集落排水事業は、処理施設の老朽化対策として大規模改修の時期を迎えており、機能強化事業による延命化を図っていくことが必要です。

これらの事業の経営面においては、人口減少に伴う使用料収入の伸び悩みなど、厳しさを増すなかで、今後も持続的にサービスを提供していくため、経営基盤を強化していくことが必要です。

公共下水道、農業集落排水及び団地排水の各施設については、いずれも老朽化が進んでいることから、所要の修繕を行うとともに、適切なメンテナンスにより、処理機能を維持していくことが必要です。

これらの汚水処理施設については、今後、県の広域化・共同化計画に合わせ統廃合などについても検討していくことが必要です。

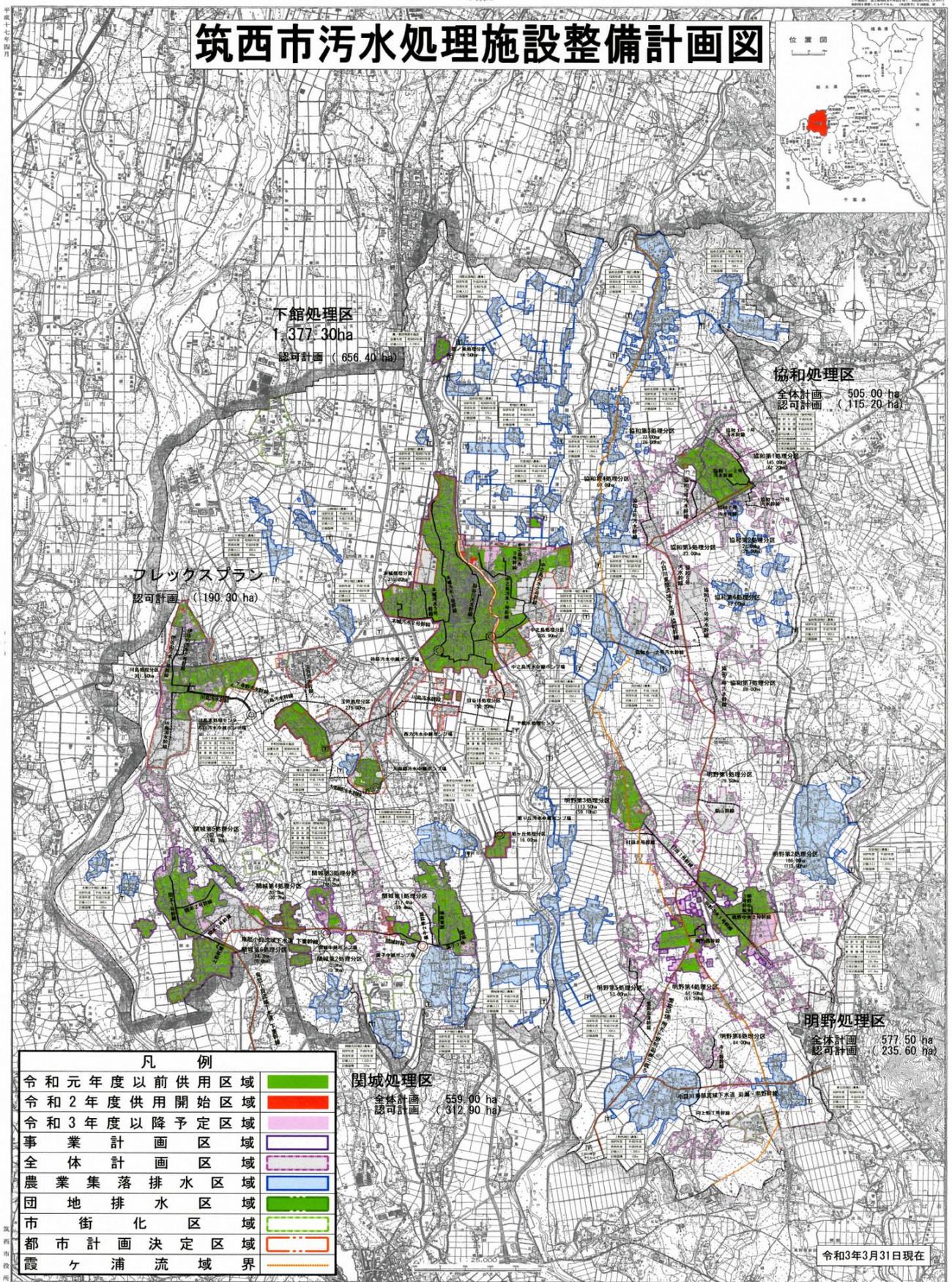
合併処理浄化槽については、国・県の動向に注視しつつ、公共下水道事業及び農業集落排水事業との調整を図りながら推進していくことが必要です。

【汚水処理普及率の推移】

(各年度末 単位：人、%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
行政人口（住基人口）	107,574	106,458	105,643	104,646	103,750	102,948	
公共下水道処理人口(A)	35,157	35,243	35,176	34,962	34,774	34,636	
農業集落排水処理人口(B)	17,070	17,026	17,283	17,067	16,544	16,970	
合併処理浄化槽処理人口(C)	20,061	20,353	20,767	21,112	21,485	21,389	
団地排水処理人口(D)	5,955	5,966	6,025	6,046	6,053	5,830	
汚水処理	人口 (A)+(B)+(C)+(D)	78,243	78,588	79,251	79,187	78,856	78,825
	普及率	72.7	73.8	75.0	75.7	76.0	76.6

※各年度の決算時のデータより



基本目標（基本構想における10年間の目標）

快適で衛生的な暮らしを支えるため、公共下水道事業の推進と加入促進を図るとともに、農業集落排水事業や合併処理浄化槽など地域の実情に応じた汚水処理を進めます。

また、施設や設備の計画的な改修・整備などにより維持管理費の縮減を図るとともに、災害に強い生活基盤とするため、ストックマネジメント計画などにに基づき処理施設の改築・更新を進めます。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
汚水処理普及率※（%/年）	76.6	80.0

※汚水処理普及率：（公共下水道処理人口＋農業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽処理人口＋団地排水処理人口）／行政人口×100

基本施策（1）公共下水道事業の推進及び経営健全化

公共下水道事業は、事業計画及び筑西市汚水処理施設整備構想に基づき、管渠などの整備を進めます。

また、公営企業会計による経営状況などの財務分析を行うとともに、未接続者への接続推進などにより使用料収入を確保し、経営の健全化を図ります。

公営企業会計移行後の経営状況を反映させるため、下水道事業経営戦略の見直しを行います。あわせて、災害に強い施設とするため、耐水化計画に基づく整備を検討します。

主な取組

- 早期・低コスト型の管渠整備手法を導入した公共下水道事業の推進
- スtockマネジメント計画に基づく施設の改築・更新
- 啓発活動や戸別訪問などによる接続推進
- 公共下水道事業経営戦略の見直し
- 耐水化計画に基づく施設の処理機能の維持

基本施策（２） 農業集落排水事業の経営健全化

農業集落排水事業は、公営企業会計による経営状況などの財務分析を行うとともに、未接続者への接続推進などにより使用料収入を確保し、経営の健全化を図ります。

また、公営企業会計移行後の経営状況を反映させるため、農業集落排水事業経営戦略の見直しを行います。

さらに、処理施設においては、老朽化対策として大規模改修の時期を迎えており、機能強化事業を国・県の補助金を活用し、計画的に実施します。

主な取組

- 啓発活動や戸別訪問などによる接続推進
- 農業集落排水事業経営戦略の見直し
- 農業集落排水処理施設の機能強化

基本施策（３） 既存污水处理施設の適正な維持管理

老朽化した施設の修繕などを適時実施し、污水处理能力を維持するとともに、施設の適切な運転管理による放流水質の安定化を図ります。

污水处理施設の機能を長期的かつ安定的に維持していくため、茨城県が策定する広域化・共同化計画に基づき、公共下水道・農業集落排水・団地排水の各処理施設の統廃合などを検討します。

主な取組

- 合理的な維持管理によるコストの削減
- 団地排水処理施設（鷹ノ巣団地）の公共下水道への接続
- 既存污水处理施設の処理機能の維持
- 広域化・共同化計画に基づく施設統廃合の検討

基本施策（４） 合併処理浄化槽の設置促進

合併処理浄化槽については、国・県の補助金を活用し、公共下水道事業及び農業集落排水事業との調整を図りながら、設置を促進します。

主な取組

- 広報活動と補助事業による合併処理浄化槽の設置促進

施策12 住環境の向上



現況と課題

《公園・緑化》

【現況】

公園・緑化については、地域に根ざした都市緑化を推進しており、令和2年度で市民1人当たりの都市公園供用面積は、8.69m²となっています。

本市ではこれまで、都市部に残る貴重な緑の保全を図るとともに、都市空間の基盤となる近隣公園や街区公園の整備、既存施設の定期的な点検及び遊具・施設などの修繕や改修を実施しています。

また、安全・安心な公園を確保するため、公園施設の維持・管理を行い、地域に密着した街区公園を中心に、自治会などの協力を得ながら適切な維持・管理を行ってきました。

【課題】

今後は、効率的な公園の維持・管理を行うため公園台帳のシステム化などが必要です。

緑化については、総合的・長期的に良好な都市環境を形成するために、「緑の基本計画」の策定を検討し、地域に根ざした都市緑化を推進することが必要です。

《住宅》

【現況】

市営住宅については、入居可能な470戸のうち、高齢者・障がい者に配慮した住宅が45戸、居住水準（段差解消による設備機能）が向上した住宅が188戸となっています。

本市ではこれまで、「筑西市住生活基本計画」、「筑西市営住宅長寿命化計画」に基づき、十分な安全性や居住性を備えた長期活用を図るべき住棟について、計画的な改修や維持管理を行い、良質な住環境の提供とライフサイクルコストの縮減を図り、住宅に困窮する低額所得者へ供給してきました。

【課題】

今後は、引き続き中長期的な活用を図るため、計画的な維持管理補修を行うとともに、耐用年数が経過し、老朽化が著しい住宅については、解体撤去工事を行い、市営住宅としての用途廃止を推進し、敷地の払下げや低未利用地の有効な利活用を図ることが必要です。

《市営墓地》

【現況】

市営墓地については、令和2年度で協和台原公園墓地の使用率が55.5%、明野富士見霊園が99.4%となっています。

本市ではこれまで、ホームページなどの広報による利用促進、施設内の植栽管理、修繕を実施してきたほか、令和2年度からは協和台原公園墓地の使用料を引き下げることで更なる利用促進を図ったところです。

【課題】

今後も、引き続き広報紙などを活用して利用促進に努めるとともに、老朽化した施設を安全に利用するために必要な修繕・整備を図ることが必要です。

《空き地》

【現況】

近年、適正な土地管理のなされていない雑草や樹木などが生い茂った空き地が点在し、周辺道路の通行の妨げになるだけでなく、火災や害虫などの発生の懸念、景観への悪影響やそのような空き地への不法投棄などが問題になっています。

空き地の土地所有者に対し、適正な土地管理を依頼するとともに、空き地への不法投棄防止策として、立て看板の設置による不法投棄防止の啓発などを実施してきました。

【課題】

今後は、管理されていない空き地の所有者に対し、適切な土地管理を依頼するとともに、所有者不明土地などの空き地についても治安や景観悪化の温床とならないよう、適切な対応を行っていくことが必要です。

【都市公園供用状況】

公園種別	広域公園	運動公園	総合公園	地区公園	近隣公園	街区公園	歴史公園	緑道	合計
箇所数	1	3	1	2	5	54	1	3	70
面積 (ha)	24.80	19.05	5.37	16.30	8.45	12.04	0.02	0.67	86.70

※令和2年度

【公園一覧】

区分	都市計画公園		公園内訳	
	箇所	面積 (ha)	名称	備考
広域公園	1	24.80	県西総合公園	県
運動公園	3	19.05	鬼怒緑地 成田スポーツ公園 下館運動公園	
総合公園	1	5.37	宮山ふるさとふれあい公園	
地区公園	2	16.30	勤行緑地	
近隣公園	5	8.45	協和の杜公園 神明近隣公園 下岡崎近隣公園 明野球場 明野中央公園	
街区公園	54	12.04	下館公園ほか	
歴史公園	1	0.02	清明橋公園	
緑道	3	0.67	外塚緑道 菅谷緑道 みどり町緑道	
都市公園計	70	86.70	市民1人当たりの都市公園面積 (㎡)	8.69
都市公園以外	32	4.70	羽黒児童遊園ほか	
合計	102	91.40	市民1人当たりの公園面積 (㎡)	9.18

※令和2年度

【市営住宅管理状況（令和4年1月1日現在）】

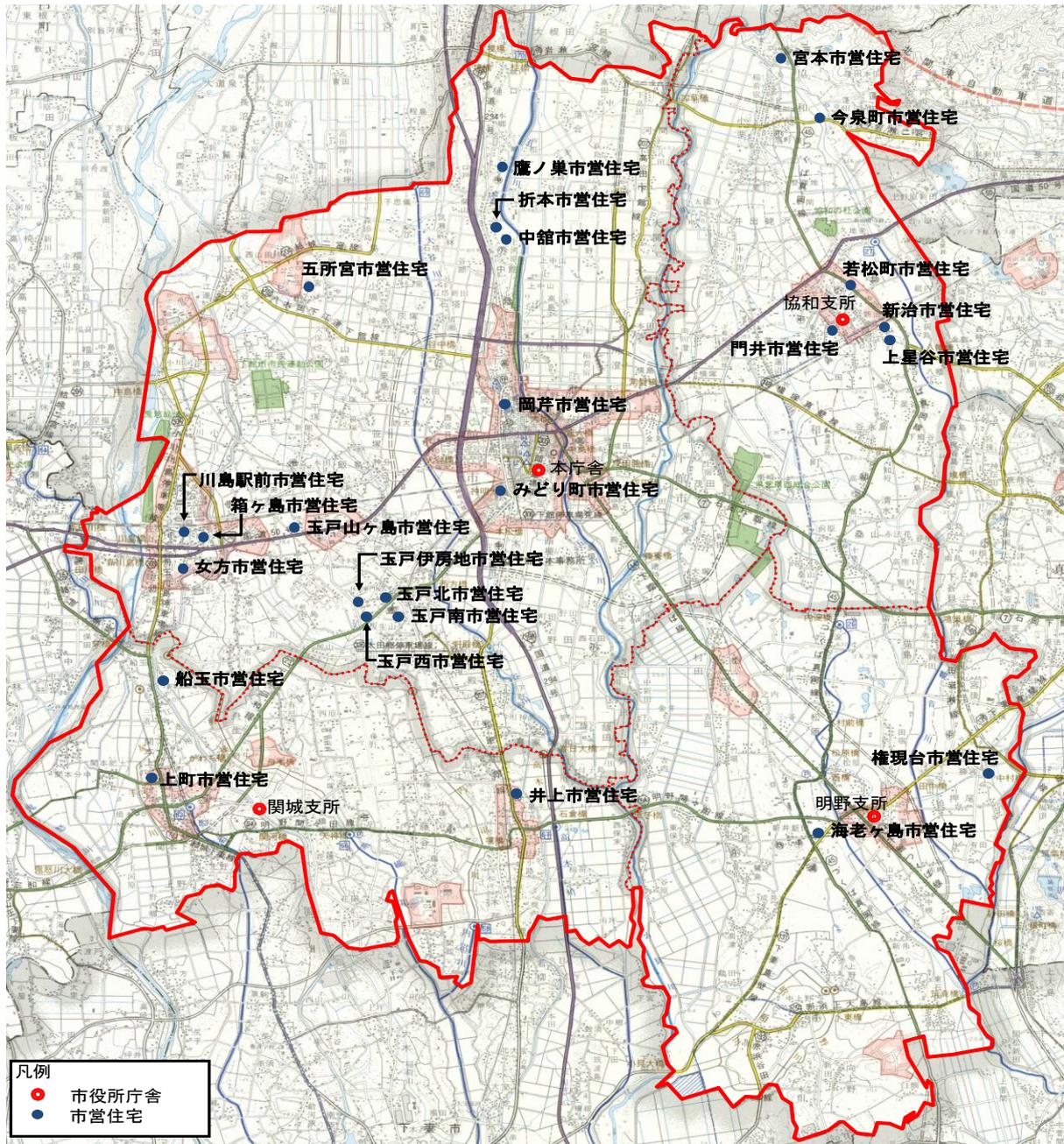
地区	住宅名	建設年度	構造 (タイプ)	管理 戸数	地区	住宅名	建設年度	構造 (タイプ)	管理 戸数		
下館地区	◎※ 箱ヶ島	昭和28	木造	1	関城地区	◎ 船玉	昭和53	簡平	2		
	◎ 川島駅前	昭和29	木造	0			上町	昭和53	簡平	9	
	◎ 折本中山	昭和29	木造	4			井上	昭和55	簡平	20	
		玉戸南	平成7~10	中耐※		54	関城地区：計				31
	◎ 玉戸北	昭和36・37	木造	31	明野地区	◎ 海老ヶ島	昭和41・42	木造	7		
	◎ 玉戸西	昭和43・44	木造	23			権現台	昭和53・54	簡平	70	
	◎ 玉戸伊房地	昭和45・46	簡平※	30	明野地区：計				77		
	◎ 玉戸山ヶ島	昭和46・49	簡平	20	協和地区		宮本	平成3	木造	20	
	◎ 女方	昭和33~35	木造	23			今泉町	昭和51	簡平	20	
		中館	平成12・13・15・16	木造		13		若松町	昭和50	簡平	20
		五所宮	昭和46~48	簡平		37		上星谷	昭和52	簡平	20
		鷹ノ巣	昭和53~57	中耐		126	◎ 新治	昭和35・36	木造	14	
		岡芹	平成1	中耐		16	◎ 門井	昭和34	木造	1	
		みどり町	平成14・18・20	中耐	45	協和地区：計				95	
下館地区：計				423	合計				626		

※簡平：簡易耐火平屋構造

※中耐：中層耐火構造

※◎：現在、募集中止の住宅

【市営住宅配置図】



基本目標（基本構想における 10 年間の目標）

安全・安心・快適に生活することができる環境づくりに向け、利用状況を踏まえ、子育て世代に身近な公園緑地などとして適正な維持管理及び整備を図るとともに、地域に定着する都市緑化の推進に努めます。

また、周辺の環境に配慮した空き地対策に取り組みます。

さらに、良質な住宅の供給に向けた市営住宅の計画的な改修や解体・跡地の有効活用を図るとともに、公営墓地の適正な維持管理と利用促進に努めます。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
市民1人当たりの都市公園供用面積（㎡/人）	8.69	10.90
通報があった管理不全空き地の状態改善率（%/年）	86.2	90
市営住宅戸数（戸）	626	587
段差解消による住居水準の向上（戸）	179	221
協和台原公園墓地の利用率（%/年）	55.50	60

基本施策（1）公園・緑地の整備・改修

都市空間の基盤となる近隣公園や街区公園の整備を推進します。

また、多様化する市民のニーズを踏まえつつ、運動公園などの整備を推進します。

安全・安心な公園・緑地を提供するため、公園台帳のシステム化を図り、公園施設などの計画的な改修・修繕を実施します。

主な取組

- 公園台帳のシステム化
- 公園・緑地の整備・改修

基本施策（2）都市緑化の推進

市民の主体的な緑化活動やボランティア活動を支援し、地域に根ざした都市緑化の推進に努めます。

また、良好な都市環境の形成を図るため「緑の基本計画」の策定を検討します。

主な取組

- 「緑の基本計画」の策定の検討
- 市民との協働による緑化の推進や適正な管理・運営

基本施策（3）空き地対策

近年、増加傾向にある空き地については、きれいなまちづくり条例の周知や土地所有者に対して適正な維持管理を求めていくとともに、環境パトロール員によるパトロールを強化し、不法投棄の未然防止に努めます。

主な取組

- 「きれいなまちづくり条例」の周知
- 粗大ごみ戸別回収制度の周知
- 空き地の適正な維持管理促進
- 環境パトロールの実施
- 家電リサイクル法に基づく処理の周知

基本施策（4）良質な市営住宅の供給・住居水準の向上の推進

「筑西市住生活基本計画」、「筑西市営住宅長寿命化計画」に基づき、十分な安全性や居住性を備えた長期活用を図るべき住宅について、予防保全的観点からの維持補修及び改修工事を実施することにより、ライフサイクルコストの縮減と長寿命化を図り、居住水準の向上を推進し、良質な市営住宅を供給するとともに将来への継承を目指します。

主な取組

- 市営住宅入退去及び維持管理業務の効率化
- 「筑西市営住宅長寿命化計画」に伴う修繕・維持補修・個別改善事業
- 高齢者や障がい者に配慮した居住水準の向上
- 耐用年数を経過し、老朽化が著しい市営住宅の解体撤去

基本施策（5）市営墓地の適正な維持管理など

市営墓地については、引き続きよりわかりやすい内容で、広報紙・ホームページに掲載し、利用促進と適正な維持管理を図ります。

主な取組

- 広報紙・ホームページによる募集
- 市営墓地内施設の修繕・改修



施策13 空き家対策の推進

現況と課題

【現況】

近年、人口減少や高齢化などを背景に、全国的に使用されていない家屋が年々増加しています。空き家となり、適切な管理が行われなまま放置されている状態の家屋は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対策の実施が求められています。

国が公表する平成30年度住宅・土地統計調査の結果によれば、本市内には推計6,950件の空き家があるものとされています。本市では、平成27年度と平成29年度に市内全域を対象に空き家の実態調査を実施し、平成30年度からは、市内を5地区に分けて年度ごとに各地区調査を行い、現況の把握に努めています。

その結果、令和2年度末時点において、空き家と思われる家屋を2,334件把握しています。

このような空き家について効果的かつ効率的に対策を推進するため、平成26年11月に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「筑西市空家等対策協議会」を設置して対策を協議し、「筑西市空家等対策計画」を策定して空き家の適正管理や利活用など総合的かつ計画的な対策を講じてきました。

【課題】

安全・安心なまちづくりの環境整備を図るとともに、移住・定住の促進にも資するよう、引き続き積極的な空き家対策に取り組んでいくことが必要です。

【空き家と思われる家屋件数】

地 区	下館地区	関城地区	明野地区	協和地区	市内全域（合計）
件 数	1,451 件	475 件	225 件	183 件	2,334 件

※市内を5地区に分け、年度ごとに各地区をローリング調査

（平成30年：下館北地区、令和元年：下館南地区、令和2年：関城地区、令和3年：明野地区、令和4年：協和地区）

※令和3年3月31日現在

基本目標（基本構想における10年間の目標）

空き家化を予防・抑制するため、空き家の相談体制を整備するとともに、市民生活に悪影響を及ぼす空き家に対しては、所有者に対して適正な管理を求めます。

また、活用することが可能な空き家については、移住・定住の促進も視野に、積極的に利活用を促進します。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
通報のあった管理不全空き家の状態改善率（%/年）	40	50
空き家の利活用（空き家バンク※成約）件数累計（件）	12	20

※空き家バンク：空き家物件情報を自治体のホームページ上などで提供し、空き家の所有者と利用希望者のマッチングする仕組みのこと。

基本施策（1）管理不全空き家の発生抑制

空き家、特に管理不全空き家が増えることを抑制するための取組を推進します。

相続によって親が所有していた家屋を子が取得したものの、遠方に住んでいて地縁がなかったり、相続が重なったりすることにより、責任意識の低下による放置や管理不全空き家となるケースが増えています。

相続その他の要因によって家屋が空き家化し、管理不全の状態となることを未然に防ぐため、市民の意識啓発に取り組みます。

主な取組

- 家屋の管理や相続に関するセミナーなど開催
- 相談体制の整備

基本施策（2）空き家の適正管理

空き家の所有者が自らの責任により、適正な管理がなされるよう、意識啓発のための取組を推進します。

適正な管理がなされず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている特定空家等に対しては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を講じるほか、自主的に解体しようとする所有者を支援し、早期の状態改善を図ります。

また、空き家対策を迅速に進めるため、空き家の実態把握に努め、地図情報システム（GIS）と連携した空き家台帳を整備し、空き家情報の総合的な管理を推進します。

主な取組

- 空き家の所有者に対する意識啓発
- 特定空き家等に対する措置
- 特定空き家等の解体に対する支援（補助金など）
- 地図システム（GIS）と連携した空き家台帳の整備
- 相談体制の整備

基本施策（3）空き家の利活用の促進

空き家所有者に対して空き家の利活用を促すとともに、空き家バンクを運営して売却や賃貸による活用を引き続き支援していきます。

また、地域活性化や地域貢献に活用が見込める空き家については、所有者の意向を踏まえたうえで利用希望者へ情報を提供します。

さらに、空き家の有効活用希望者に対する支援として、空き家の修繕や改修などに対する補助金制度の創設を検討します。

これらにより、地域活性化や移住・定住につながる空き家の利活用を促進します。

主な取組

- 空き家バンクの運営
- 利用希望者への空き家情報の提供
- 空き家の有効活用希望者に対する支援（補助金など）



「筑西市空き家バンク」ホームページ

施策14 防災対策の強化



現況と課題

【現況】

「平成27年9月関東・東北豪雨」で大きな被害が発生した鬼怒川下流域において、国、茨城県、筑西市など鬼怒川沿川の7市町が主体となり、ハードとソフトが一体となった緊急的な治水対策「鬼怒川緊急対策プロジェクト」による堤防整備を平成27年度から行い、令和3年9月に完了しました。

近年、気候変動の影響に伴い、全国各地で発生する地震や台風、豪雨などによる自然災害は頻発化・激甚化しています。本市においても令和元年9月の台風第15号(房総半島台風)、令和元年10月の台風第19号(東日本台風)による浸水被害などが発生しており、特に浸水想定区域においては、防災に対する市民の意識が高まっています。

他方、令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症の国内における広がりもあり、コロナ禍において自然災害が発生した際の複合災害への対応が危惧される状況にあります。

そのようななか、本市では、避難所運営の強化に向けて、防災備蓄倉庫の設置や感染症対策用品及びワンタッチパーティション(避難所用プライバシー保護テント)の整備、運営マニュアルの改訂、各避難所においての実地訓練の実施など、全庁を挙げての開設・運営体制を整備し、避難所における感染症対策に万全の体制を整えるよう努めています。

また、地域の防災体制の強化のため、自主防災組織の結成促進や地域防災リーダーとなる防災士の資格取得の支援、ハザードマップの改訂などを継続して推進してきたところです。

【課題】

今後は、地域の実情に合わせながら、市民の生命・財産を守るための災害対応力の強化、関係機関と連携した総合的な防災管理体制を構築するとともに、災害時における要配慮者、避難行動要支援者^{*}に対する支援の充実を図り、全市民が災害を我が事として、自分の身は自分で守る「自助」、地域で相互に助け合う「共助」を共通認識として、安全・安心な生活を送れるよう普及啓発を推進していく必要があります。

また、自然災害リスクの高まりに対応していくため、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水^{*}対策を推進するとともに、同盟会や協議会を通して、必要な対策を継続的に要望するなど、流域治水プロジェクトをはじめとした総合的な治水対策に取り組む必要があります。

^{*}避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

^{*}流域治水：気候変動の影響による水災害の頻発化・激甚化などを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川などの氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域にかかわるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のこと。

基本目標（基本構想における10年間の目標）

「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立ち、「自助・共助・公助」の役割分担と相互連携による防災体制づくりを促進し、災害に強いまちを目指します。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
各種防災訓練・防災啓発活動実施数（回/年）	5	7
自主防災組織数（組織）	115	165

基本施策（1）防災意識の向上・普及啓発

災害による被害を最小限にとどめるため、市民一人ひとりが災害に対する認識を深められるように、平常時から様々な災害の危険性に関する情報や防災・減災に関する一般知識や備蓄品の情報、災害時の心得などについて、広報紙・ホームページでの発信、出前講座、自治会役員会などの各種団体への説明、周知活動を行い、防災意識の高揚・普及啓発に努めます。

また、筑西消防署をはじめとする関係機関と連携して、大規模地震を想定した避難誘導訓練、初期消火訓練、救助訓練を行うとともに、風水害を想定したホットライン訓練と図上訓練を実施し、地域・市役所内部において、更なる防災意識の高揚・啓発に努めます。

主な取組

- 広報紙での防災特集の記事掲載
- 各ハザードマップ（洪水・土砂災害・地震）の周知活動
- 出前講座や各種団体の集会などでの啓発活動
- ケーブルテレビなど、メディアでの情報発信
- 小学校、要配慮者利用施設、地域における防災訓練の実施・情報共有（避難場所、避難ルート、備蓄確認など）
- 関係機関と連携した防災、減災対策の情報共有
- 自主防災組織、防災士との情報交換

基本施策（2）防災体制の充実

これまでの大規模災害時の教訓を踏まえ、適切な防災活動を実施するため、「筑西市地域防災計画」の不断の見直しを行い、当該計画に基づく災害予防、応急対策、復旧・復興の実施に向けて、関係機関、災害時の応援協定先との緊密な連携を図ります。

また、消防団員の確保や自主防災組織の結成・育成を強化し、防災体制の充実を図るとともに、要配慮者・避難行動要支援者の安全確保などの防災対策の充実を図ります。

さらに、緊急時の迅速かつ正確な情報伝達のため、防災行政無線などによる防災情報システムの維持管理に努めるとともに、情報伝達手段の多重化を図ります。

主な取組

- 地域防災計画、業務継続計画、災害時受援計画、水防計画の改定・管理・運用
- 応援協定先との応急対策や復旧対策の協力・連携の強化
- 自主防災組織の結成・育成に係る支援
- 避難所運営に係る環境整備
- タイムライン（防災行動計画）の運用
- 戸別受信機の配備

基本施策（3）総合的な治水排水対策の推進

近年の異常気象を踏まえ、いつ発生してもおかしくない豪雨・大出水に対して関東・東北豪雨の教訓をいかし、「逃げ遅れゼロ」を目指す「鬼怒川緊急対策プロジェクト」におけるソフト対策としての「マイ・タイムライン」の普及とともに、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策「流域治水」の推進と市民への理解促進を図ります。

主な取組

- 流域関係者が一体となった協働による「流域治水」の推進
- マイ・タイムラインの普及促進
- 河川関係施設の維持管理
- 鬼怒川緊急対策プロジェクト関連事業の推進
- 国・県・関係団体に対する総合的な河川改修・治水対策の要望
- 内水対策としての排水樋管、排水ポンプの管理
- 冠水対策としての排水機能の改善
- 老朽化した水路構造物の計画的修繕



施策15 消防・救急対策の充実

現況と課題

【現況】

本市の常備消防は、筑西広域市町村圏事務組合により、消防本部及び筑西消防署並びに筑西消防署管轄分署の関城、明野及び協和分署のほか、令和2年7月から川島分署が新たに整備・配置されています。

非常備消防は、消防団が6中隊43分団、機動部隊と女性消防団で構成されており、本市の消防団員数は、令和3年度816人と、条例定数(876人)の93.2%となっています。

近年、風水害を中心とする災害が頻発化・激甚化し、消防団に求められる役割は複雑化・多様化しているなか、地域の消防防災体制の中核的役割を担っている消防団員数は減少傾向にあり、団員の確保が困難になりつつあります。

本市ではこれまで、火災に対する市民の安全・安心の確保に向けて、消防団による放水訓練などを実施し、迅速かつ的確な消火体制の確立を図ってきました。

また、消防力の充実に向けて、計画的に消防ポンプ車の更新、消防車庫・詰所の建替えを行うとともに、消火栓・防火貯水槽などの消防水利など消防団活動の環境整備に努めました。

さらに、市民の安全・安心の確保に向けて、筑西広域市町村圏事務組合消防本部と連携し、救急救命士の養成や応急手当に関する知識の普及啓発、防火対象物への立入り検査などを実施してきました。

【課題】

今後は、頻発化・激甚化する災害や火災などの事案に備え、消防水利・消防団の施設や設備の拡充に努めるとともに、火災予防対策を推進し、消防体制の更なる充実を図ります。

また、消防団員数の確保のため、適切な処遇の在り方を検討するほか、広報の充実や積極的な啓発活動を実施します。

さらに、応急手当やAEDに関する市民の知識取得に向けた講習会の開催をはじめ、迅速かつ的確に救急活動が行えるよう、医療機関と連携した救急医療体制の充実を図ります。

【火災発生状況】

(単位：件)

	発生件数
令和元年度	40
令和2年度	57

資料：筑西広域市町村圏事務組合消防本部



消防団 操法大会の様子

【救急出動状況】

(単位：件)

	総数	火災	交通	一般負傷	急病	その他
令和元年度	5,028	8	444	687	3,147	742
令和2年度	4,423	26	381	573	2,736	707

資料：筑西広域市町村圏事務組合消防本部

【消防職員数及び消防機械台数】

(単位：人、台)

消防職員数	はしご付消防ポンプ車	化学消防ポンプ車	水槽付消防ポンプ車	普通消防ポンプ車	水槽車	救急車	搬送車	救助工作車
120	1	0	4	2	1	5	1	1

資料：筑西広域市町村圏事務組合消防本部

※令和4年1月1日時点

基本目標（基本構想における10年間の目標）

暮らしを守る緊急時の対応として、筑西広域市町村圏事務組合と連携し、消防体制の充実や火災予防活動の推進を図るとともに、医療機関と連携した救急医療体制の充実に努めます。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
火災予防パレード実施数（回/年）	2	2
普通救命講習会受講者数（人/年）	821 （令和元年度※）	1,000

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。



出初式

基本施策（1）消防体制の充実

広く市民へ消防団の活動内容を広報し、消防団員の適切な処遇の在り方の検討や加入促進を図るとともに、消防施設や消防ポンプ車の計画的な整備・更新、消防団員の身を守る装備品類や無線機、救助活動用資機材の貸与・支給を行い、機能の充実を図ります。

また、防火貯水槽や消火栓などを整備・拡充し、消防体制の充実を図ります。

主な取組

- 消防団員の処遇の在り方の検討
- 消防団員活動用装備品の充実強化
- 消防施設の計画的整備・更新
- 消防車両の整備・更新
- 消防水利の整備・拡充

基本施策（2）火災予防対策の充実

災害の未然防止のため、住宅用火災警報器設置の啓発や、住民に対する火災予防の指導を強化します。

また、要援護者の状況を的確に把握し、緊急時の安全確保に努めます。

主な取組

- 防火査察の強化
- 消防法などの違反に対する指導と是正

基本施策（3）救急・救助体制の充実

事故や災害時などにおいて速やかに人命救助が図れるよう、筑西広域市町村圏事務組合消防本部と連携し、救急救命士の養成をはじめ、救急隊員の能力向上を図ります。

また、茨城県西部メディカルセンターが平成30年10月に開院となり、医療機関との連携強化により、積極的な救急受入れ体制の充実を図ります。

主な取組

- 救急救命士の養成
- 市民への応急手当の普及啓発
- 高度救命用装備の充実

施策16 交通安全対策の推進



現況と課題

【現況】

過去 10 年における本市の人身交通事故発生件数は減少傾向にあり、令和 2 年で 213 件となっています。

本市ではこれまで、全ての市民を対象とした交通安全対策として、筑西警察署などとの連携のもと、交通安全教室や各種交通安全キャンペーンの実施、交通安全施設の整備（カーブミラーの新設・更新など）、「筑西市自転車等の放置防止条例」に基づいた対策を徹底するなどの取組を実施しています。

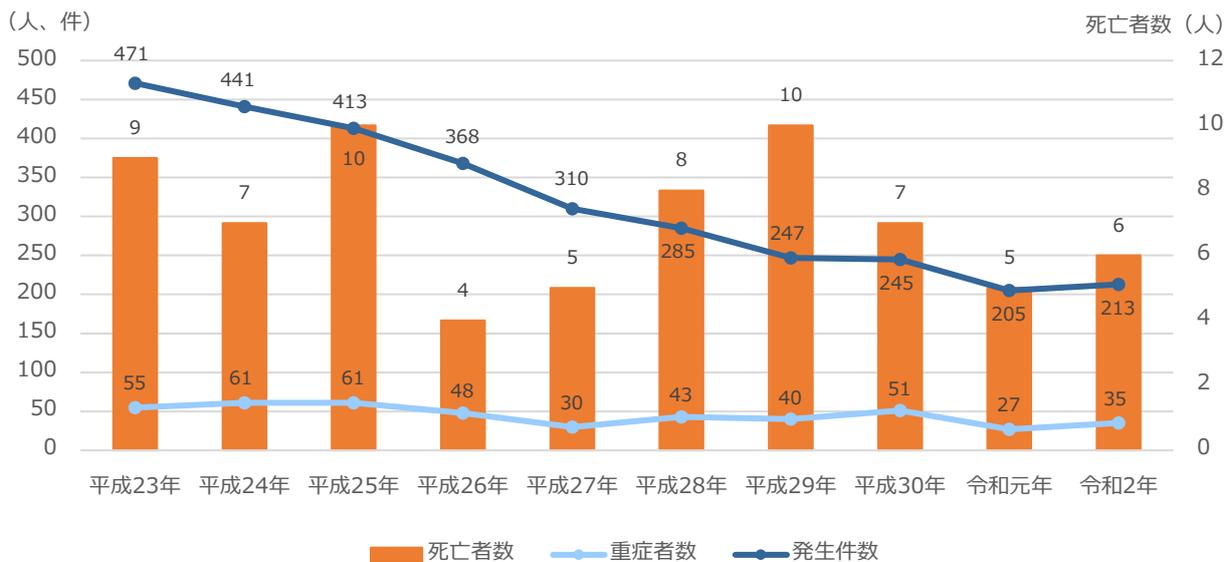
【課題】

令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各小中学校などにおける交通安全教室が小規模開催又は中止となり、交通安全キャンペーンの開催回数が著しく減るなど、市民一人ひとりに対して交通安全を呼びかける機会が減ってきています。

今後は、新型コロナウイルス感染防止に配慮しながら、引き続き市民の交通安全意識の高揚を図るため、各種キャンペーンについてより一層取組を強化していくことが必要です。

特に、高齢者の増加に対応して、高齢者を対象とした交通安全啓発活動の拡充、関係団体と連携した啓発活動、交通安全施設の整備を進めていくことが必要です。

【市内の人身交通事故の推移】



出典：茨城県警「市町村別交通事故発生状況」

基本目標（基本構想における10年間の目標）

関係団体と連携を図り、交通安全の意識の啓発や事故防止につながる環境整備を推進し、事故のないまちづくりに取り組みます。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
人身交通事故発生件数（件/年）	213	132
人身交通事故重傷者数（人/年）	35	24

基本施策（1）交通安全運動の推進

交通安全関係機関（警察署・交通安全協会・交通安全母の会など）と連携して、交通安全啓発活動を主体的に行い、市民の交通安全確保に努めます。

また、小中学校の児童・生徒の通学時における交通安全立哨や高齢者に対する積極的な反射材配布など、交通事故に遭いやすい高齢者や子どもの保護を徹底します。

主な取組

- 高齢者対象の交通安全啓発活動の実施
- 交通安全啓発物の配布
- 交通安全教室の開催
- 交通安全キャンペーンの実施



「道の駅グランテラス筑西」で行われた交通安全キャンペーン

基本施策（2）安全・安心な交通環境の整備

交通安全対策機関（警察署・道路管理者など）と連携して、交通安全施設の整備を継続して行い、道路利用者の交通の安全と円滑性を十分に確保できる環境づくりに努めます。

特に、危険の多い生活道路における道路利用者の安全を第一として、カーブミラーや反射板などの設置、区画線などの標示（新設・塗り直し）などを進めます。

また、通学路における児童・生徒の安全性を確保するため、市の「通学路交通安全プログラム」に基づき、市・警察・県による合同点検を実施することにより、改善・充実への継続的な取組を推進していきます。

主な取組

- カーブミラーや反射板などの設置
- 区画線などの標示（新設・塗り直し）



交通安全関係機関による交通安全キャンペーン



施策17 防犯対策の推進

現況と課題

【現況】

近年、犯罪手口の多様化・巧妙化の傾向が顕著になっている一方、地域交流の希薄化などを背景に地域社会が担ってきた犯罪抑止力の低下が問題となっており、防犯への対応の必要性が高まっています。

また、振り込め詐欺などをはじめとした様々な消費者問題により、本市の消費生活センターへの相談件数は、年々増加の傾向にあります。

本市ではこれまで、安全・安心なまちづくりを実現するため、自治会管理防犯灯のLED化や駅などの公共の場へ防犯カメラの新規設置を実施するとともに、警察・防犯連絡員・自警団・防犯ボランティアなどと連携して防犯パトロールの強化を図り、地域防犯活動を推進してきました。

詐欺などの被害防止については、SNSや防災無線などを活用し、犯罪の情報提供や注意喚起を実施してきました。

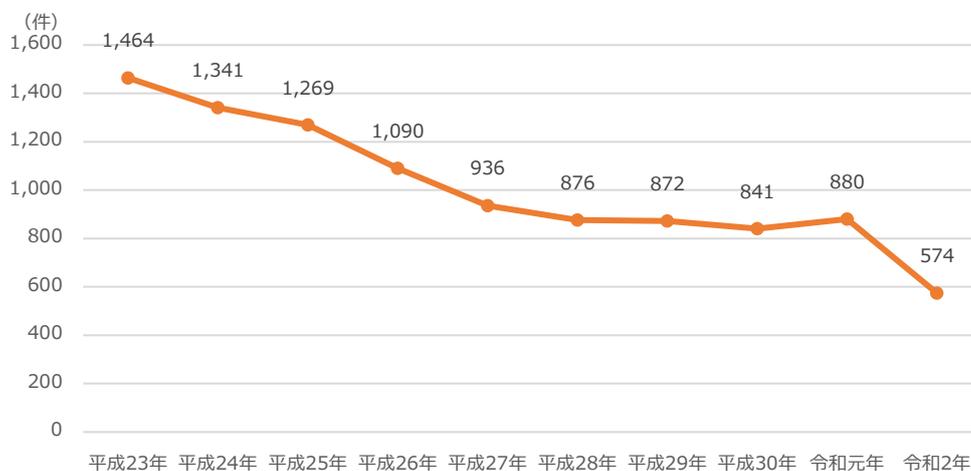
消費者問題については、複雑化・多様化している消費者問題相談に対応するため、消費生活センターに消費生活相談員を配置し、出張相談や筑西市消費者団体連絡会への活動支援などを実施してきました。

【課題】

今後は、引き続き防犯関係団体との連携において犯罪情報の提供・広報・啓発活動の推進を行い、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯カメラや防犯灯の設置などにより、犯罪の起こりにくい環境づくりを継続することが必要です。

消費者対策については、消費生活に関する啓発活動、関係団体の育成・支援とともに、消費生活センターの認知度向上や利用促進を図ることが必要です。

【刑法犯罪認知件数の推移】



出典：茨城県警「市町村別の認知件数・犯罪率」

基本目標（基本構想における 10 年間の目標）

犯罪のないまちを目指し、市民の意識高揚を図るとともに、地域ぐるみでの防犯対策への取組を支援します。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止を目的に、消費者支援に取り組みます。

目標指標（後期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和 8 年度）
自警団結成数（団体）	17	20
防犯カメラ設置数（台）	20	50
消費生活センター相談対応率（%/年）	100	100

基本施策（1）防犯意識の普及啓発

筑西警察署や防犯関係団体と連携して、各種啓発活動を行い、市民の防犯意識の高揚を図ります。

また、防犯関係団体（防犯協会・防犯連絡協議会）の事業活動を支援します。

主な取組

- 防犯キャンペーンなどの実施
- 広報紙や SNS などを活用した防犯活動事例の情報提供

基本施策（2）防犯まちづくりの推進

小・中学生の下校時の見守りや公共施設などにおける防犯カメラの設置による防犯対策を図ります。

また、防犯灯の適正管理を促し、夜間における犯罪抑止効果を高めます。

主な取組

- 小・中学生の下校時の見守り活動
- 公共の場などにおける防犯カメラの設置
- LED 防犯灯の設置
- 自警団の結成推進
- 警察・防犯関係団体・教育委員会との連携による防犯パトロール実施

基本施策（3）消費者の安全・安心の確保

近年、増加傾向にある消費者問題への相談に対応するため、消費生活センターを運営します。また、消費生活に関する啓発活動を効果的に実施します。

主な取組

- 相談体制の充実
- 詐欺防止などに関する学習会や研修会への参加による相談員の資質向上
- 消費者問題啓発に関するチラシ配布や出前講座開催
- 広報紙・インターネットなどを活用した迅速な情報提供



筑西警察署・防犯関係団体による防犯キャンペーン

施策18 自然環境の保全



現況と課題

【現況】

本市は、筑波山を望む美しい田園環境や鬼怒川をはじめとする河川の水辺、里山・平地林などの自然環境を有しており、本市の個性・魅力が際立つ美しい都市環境づくりを目指し、様々な自然環境保全活動を実施しています。市内の主要5河川（鬼怒川・小貝川・五行川（勤行川）・大谷川・糸繰川）の河川の汚濁指標となるBOD^{*}の適合率^{*}は、令和3年以前の5年間の平均値で93.2%となっています。

本市ではこれまで、本市が誇る豊かな自然環境を守り、次世代に継承していくために、排水調査や監視指導などを実施し、市内の主要5河川での水質浄化に取り組むとともに、関係団体や流域自治会などの協力のもと、市街地では全国的にも珍しい、鮭の遡上に合わせた五行川（勤行川）の河川清掃や、鬼怒川を愛する会を中心とした鬼怒川河川敷の清掃や花壇の整備など、美しい自然を守り育てる活動を実施しています。

また、東日本大震災以降、放射線量の測定についても小学校・中学校・幼稚園・保育所などとの連携を図りながら継続的に取り組んでいます。

【課題】

今後は、自然環境の保全や地球環境に配慮した生活環境の保全に積極的に取り組み、河川の水質を引き続き維持するとともに、筑西市の自然環境・生活環境を守るため、「筑西市環境基本計画」に基づく総合的かつ計画的な施策展開をしていくことが必要です。

【市内主要5河川のBOD 適合状況】

(単位：%)

	鬼怒川	小貝川	五行川	大谷川	糸繰川	総合適合率
平成28年度	100	100	100	100	100	100
平成29年度	100	100	63	100	100	93
平成30年度	100	88	38	100	100	85
令和元年度	100	100	88	100	100	98
令和2年度	100	100	50	100	100	90

基本目標（基本構想における10年間の目標）

本市の豊かな自然環境や生態系を今後も維持していくため、市民の憩いの場となる河川や緑地などの保全をはじめ、公害防止、自然・生活環境に関する調査・検査を引き続き行いながら、緑化活動や水質保全活動を推進します。

※BOD：Biochemical oxygen demand の略。生物化学的酸素消費量とも呼ばれる最も一般的な水質指標のひとつ。

※適合率：測定した結果を河川ごとに分類し、測定回数（河川によって回数は異なります）に対し「河川類型別環境基準値」に適合している割合のこと。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
BODの総合適合率（%/年）	90	100

基本施策（1）自然環境の保全

国・自治会などと協力しながら、除草・街路樹剪定などを行い、良好な自然環境の維持管理に努めます。

また、ウォーキング・自然観察会などのイベントを実施し、自然環境保全のための啓発に努めます。

主な取組

- 平地林や河川など自然環境の保全
- 生活排水対策の充実
- 河川の美化、団体の活動支援と連携
- 里山の保全

基本施策（2）生活環境の保全

生活環境に関する調査・検査を継続的に展開します。

また、生活環境に関する市民からの申立てに対して適切に対応します。

主な取組

- 工場などからの悪臭や騒音など、生活環境の改善
- 水環境に対する意識の高揚
- 公共用水域などの水質調査の実施
- 工場や事業所などの立入調査の実施
- 自動車騒音常時監視調査の実施



里山による体験活動の様子

施策19 循環型社会の形成



現況と課題

【現況】

本市では、令和2年7月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けて取り組んでいます。省エネルギー・省資源を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進を図っています。

環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を実現するため、ごみの減量化に取り組んでいます。令和2年度の資源ごみのリサイクル率は8.7%、1人が1日に排出する家庭ごみの量は703gとなっています。

本市ではこれまで、ごみの減量化に向けて「一般廃棄物処理計画」を策定し、生ごみを自家処理するための処理機器（電動式・コンポスト容器・EMぼかし容器[※]）の購入費用の一部助成や適正なごみの排出方法を周知するためのごみ分別アプリ・ごみの分別多言語パンフレットを利用した情報発信、資源ごみの分別収集再資源化、小型家電回収ボックスの設置、認定事業者との協定締結による小型家電リサイクル制度の定着と回収の促進などを実施してきました。

【課題】

循環型社会の形成に向けては、一般家庭から排出される1人の1日当たりのごみ排出量が増加していることから、引き続き各地区の自治会などで構成されている市民環境団体などと連携を図りつつ、3R[※]広報紙の発行活動やごみ分別アプリの利用推進などの啓発活動、生ごみ処理機器の購入費用の一部助成による生ごみのたい肥化を進めるなど、市全体のごみ排出量の減少とリサイクル率の向上に努めることが必要です。

また、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入や一般家庭における蓄電システムの導入補助の拡大などを通して、循環型社会の形成を目指します。

基本目標（基本構想における10年間の目標）

環境負荷が少なく、資源が循環する社会の形成に向け、エコドライブやアイドリングストップの普及、低公害車の利用を促進します。

また、ごみの減量化やリサイクルを推進し、環境問題に対する市民意識の啓発を図ります。

※EMぼかし容器：有用微生物EM菌を利用して生ごみを良質な発酵肥料に変えるための容器のこと。EMとは、Effective Microorganisms の略で、自然界から採種し、抽出、培養した有用な微生物をいう。

※3R：循環型社会構築に関するキーワード。リデュース（減量）・リユース（再使用）・リサイクル（再生）のこと。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
地球温暖化対策キャンペーン実施回数（件/年）	2 （令和元年度※）	6
資源ごみのリサイクル率（収集ベース）（%/年）	8.7	13.0
1人が1日に排出する家庭ごみの量（g/年）	703	630

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策については、「筑西市地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設や住宅における再生可能エネルギーの活用を図るとともに、二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けて、市民への普及啓発活動を展開します。

主な取組

- 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入促進
- 公共施設などの二酸化炭素の排出削減や省エネルギー・省資源の推進
- 住宅などにおける再生可能エネルギーの導入促進
- 民間施設や一般家庭で取り組む地球温暖化対策の普及・啓発
- 市民と共に市内各地における地球温暖化対策キャンペーンの実施

基本施策（2）ごみの減量化・リサイクルの推進

一般家庭から排出されるごみの減量化に向けて、生ごみを自家処理する機器（電動式・コンポスト容器・EMぼかし容器）購入費用の一部を助成し、ごみの減量化に有効な生ごみ処理器の普及を図ります。

また、3R広報紙やごみ分別アプリなどを利用して、ごみの適正排出の普及・啓発を図ることでごみの減量化とリサイクルの推進に努めます。

主な取組

- リサイクル意識の高揚
- リサイクル用コンテナ・ネットの提供
- 分別収集・リサイクルの推進
- 学校給食用牛乳パックのリサイクル
- 使用済み小型家電のリサイクル

出会い・結婚・出産・子育てに合わせた 切れ目のない支援の充実

施策20 出会い・結婚・出産・子育て環境の充実



現況と課題

《子育て支援》

【現況】

本市の出生数は減少傾向にあります。核家族化や共働き世帯などの増加や、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化により、引き続き保育の量の確保が必要となっています。

本市では、令和2年3月に「第2期筑西市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、出産から育児・子育て環境の充実を推進してきました。特に、多子世帯保育料軽減事業については、令和2年度から市独自の対象者の拡充や、国が定める年齢制限・所得制限の撤廃、第2子以降の保育料を無償とする取組を実施しています。

また、令和2年4月から、新たに誕生したお子様に対し、1人当たり20万円を支給する誕生祝金制度を創設し、子育て世帯の経済的・精神的負担の軽減を図っています。

【課題】

子育て環境については、「第2期筑西市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て世帯や地域のニーズに応じた支援体制に取り組むとともに、保育の量の確保や質の向上を図ることが必要です。

《児童・女性に関する相談体制》

【現況】

現在、児童や女性に関する相談・対応件数は全国的に年々増加傾向にあるなか、本市においても同様に増加しており、更なる対応が求められています。

本市では、令和元年度に子育て世代包括支援センターを開設し、そこに、こども家庭総合支援拠点を併設して、要支援・要保護児童及びその家庭や特定妊婦などに対する支援体制を強化しました。あわせて、女性問題（DV被害や夫婦関係など）に関する相談窓口を設け、問題解決や自立に向けた支援を一体的に実施しています。

【課題】

児童虐待や女性相談の相談件数は増加していることから、関係機関とのネットワークを強化し、複雑化・多様化する問題に対応できるよう、更に相談・支援体制を充実させることが必要です。

《結婚支援》

【現況】

ライフスタイルの多様化や個人の結婚観の変化に伴う未婚化や晩婚化に対しては、市や民間団体にその対応・対策が求められています。

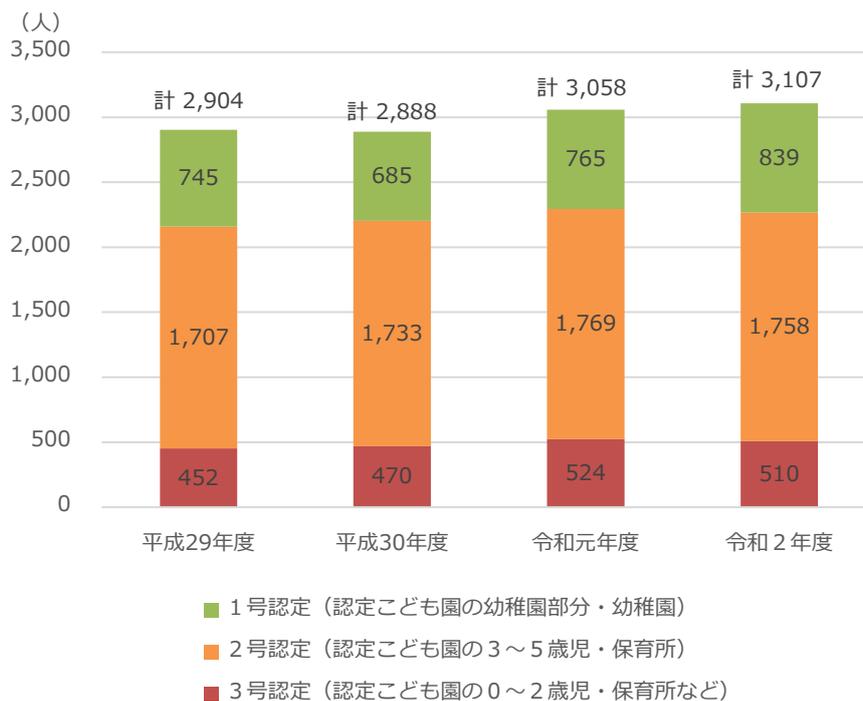
出会いや婚活への支援については、交流の機会や結婚を望む声が多いことに反して、出会う機会が少ないことから、婚活パーティーなどの出会いの場を提供する婚活支援団体への補助や後援などに取り組んできました。

また、令和3年度から、結婚新生活支援事業を開始し、結婚に伴う費用に対して経済的支援を行うことにより、結婚への後押しを推進しています。

【課題】

出会いの場や機会を確保するため、婚活支援団体などへの活動に対し、より一層のサポート体制が必要です。

【保育所・認定こども園・幼稚園などの利用児童数】



【家庭児童相談室相談及びDV、夫婦関係などの相談件数】

(単位：延べ件数)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家庭児童相談室相談件数	384	558	504	2,365	2,270
DV、夫婦関係などの相談件数	53	52	61	101	100

基本目標（基本構想における 10 年間の目標）

出会い・結婚・出産・子育て環境の充実に向け、結婚を望む男女の多様な出会いを支える仕組みづくりをはじめ、ライフステージに合わせた切れ目ない支援を図ります。

また、地域ニーズに合わせた保育の提供体制や関係機関と連携した相談体制の構築を目指します。

さらに、子どもの福祉の充実に向け、親や地域も一緒に成長するまちづくりを目指します。

目標指標（後期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和 8 年度）
結婚新生活助成金支給件数（件/年）	—	30
要支援妊婦に対する支援実施率（%/年）	97.7	100
筑西市子ども・子育て支援事業計画に基づく 13 事業のうち実施事業数（事業数）	9	11
放課後児童クラブ（支援単位数）	31	35
要支援・要保護児童などに関する相談対応率（%/年）	100	100
DV・夫婦関係などの女性相談対応率（%/年）	100	100

基本施策（1）出会いサポート・婚活支援

婚活支援団体への補助などにより、結婚を希望する方の出会いの場や機会を増やし、結婚の希望をかなえるための支援をします。

また、市と婚活支援団体が相互連携を深め、効果的な婚活事業を展開・推進するための支援をします。

さらに、経済的理由で結婚をあきらめることのないよう、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストの支援をします。

主な取組

- 民間団体による婚活イベントなどへの支援
- 婚活事業を推進するための連絡協議会の設立検討
- 新婚世帯への新生活スタートアップ支援

基本施策（2）妊娠・出産支援の充実

子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います。

また、妊娠・出産・子育ての経済的負担の軽減を図ります。

主な取組

- 要支援妊婦への支援の充実
- 子育て世代包括支援センターにおける専門的見地からの相談支援
- 誕生祝金の支給

基本施策（3）子育て支援の充実

「第2期筑西市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て環境の整備を推進します。放課後児童健全育成事業では、利用ニーズの高まりに対応するため、開校予定である明野五葉学園に併設型の放課後児童クラブを整備していきます。

また、本市の子育て支援の核となる、認定こども園せきじょうを整備していきます。

さらに、子育て中の親子の交流の場づくりや地域でのコミュニティの形成を促進するなど、核家族化により孤立しがちな子育て家庭世帯が安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

育児においては、ひとり親家庭に対する生活の安定と自立の促進を支援します。

主な取組

- ファミリー・サポート・センター事業の推進
- キッズコーナー「ちっくんひろば」の管理運営
- 放課後児童クラブの充実
- 子育て支援センターへの支援
- 児童扶養手当の支給
- ひとり親高等職業訓練促進給付金の支給



子育て支援



ちっくんひろば

基本施策（4）保育サービスの充実

全ての児童に良質な保育環境を保障し、子ども一人ひとりが健やかに成長できる社会の実現を目標に、入園児の実数・待機児童（潜在的待機を含む。）※を踏まえ、既存施設の定員の適正化を図ります。

また、保育人材不足の解消に努めるなど保育需要の高まりに対応するとともに、老朽化している施設の改築を図るなど保育施設の充実を推進します。

さらに、民間保育施設に対しても、国・県の補助を活用した、施設改築などへの支援を行います。

主な取組

- 民間保育施設への支援
- 待機児童の継続的な解消
- 延長保育の充実
- 一時預かりの充実
- 病児保育の充実

基本施策（5）相談・指導体制の強化と新たな支援・体制づくり

子育て家庭への理解を深め、子育てのしやすいまちづくりを目指します。

こども家庭総合支援拠点を運営することにより、市が身近な立場で要支援・要保護家庭に寄り添い、継続的に見守りや相談に応じることで子育て環境を支援する体制を継続します。同拠点を子育て世代包括支援センターに併設することで、妊娠期から子育て期まで包括的で切れ目のない支援体制を確立します。

また、DVや夫婦関係などの悩みを持つ方から相談を受け、緊急度に合わせた適切な対応に努め、安全・安心な暮らしに向けた支援を行います。必要な人に必要な支援が届くよう、相談窓口の周知徹底や児童虐待予防、DV被害防止などに関する啓発活動を強化します。

さらに、利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ、母子保健コーディネーター）間の連携により、教育・保育施設などの利用を含め、子育てに関する様々な相談に応じるための相談支援体制を充実させていきます。

主な取組

- 要保護児童対策地域協議会の開催
- 児童相談、女性相談の実施
- 相談窓口周知や児童虐待、DV被害防止などに関する啓発活動
- 相談支援体制の充実（子育て支援コンシェルジュ、母子保健コーディネーター）

※待機児童（潜在的待機を含む）：厚生労働省から示されている定義は以下のとおり。

【待機児童】：保育の必要性の認定がされ、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないもの。

【潜在的待機】：ほかに利用可能な保育所などがあるにも関わらず、特定の保育所などを希望し、保護者の私的な理由により待機しているものなど。

基本理念2 あらゆる世代が快適に暮らせる安心都市づくり

政策6

健やかな暮らしの実現



施策21 健康づくりの推進

現況と課題

【現況】

本市では、地域の実情に即した健康づくりを推進するため、平成30年10月に「めざせ！ずーっと健康」をキャッチフレーズとした「ちくせい健康づくり都市宣言」をしました。その宣言を推進していくため、「ちくせい健康総合プラン（健康増進計画・食育推進計画・歯科保健計画・母子保健計画・自殺対策）」を策定し、総合的な施策を展開しています。

特定健康診査受診者の肥満者の割合は増加傾向にあり、令和元年度で29.3%、メタボリックシンドロームの該当者数も令和元年度で18.2%となっています。子どもの肥満者の割合は小学4年生では16.3%、中学2年生では14.2%となっています。

新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、令和2年度は集団健康診査の中止や予約制への変更などの対策を講じての実施となったため、特定健診とがん検診の受診率は低下しました。

【課題】

今後は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、各種団体が行う出前講座や研修会などの地区活動の実施を検討するとともに、子どもから大人まで市民の健康づくりを支援するための各種健診や相談、予防接種事業を推進していきます。

筑西市健康副読本は小学校の授業のなかで使用していましたが、令和元年度には中学生版を作成し、令和2年度から活用を開始しました。今後も、健康意識の高揚のため、授業で活用するとともに、更なる活用方法などの検討を重ねていく予定です。

健康づくりは、市民一人ひとりが主体的に取り組むことはもちろん、地域みんなで取り組むことが必要です。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、関係機関や団体とのネットワークをいかした病気の予防・早期発見、生活の質の向上を図ります。

基本目標（基本構想における10年間の目標）

健康寿命の延伸を目指し、「ちくせい健康総合プラン（健康増進計画・食育推進計画・歯科保健計画・母子保健計画・自殺対策）」に基づき、市民の健康意識の高揚を図り、自主的な健康づくり活動の支援や組織の育成などを推進します。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
特定健康診査受診率（%/年）	37.0	60.0
特定保健指導実施率（%/年）	22.6	60.0
子どもの肥満の該当者率（%/年）		
小学4年生	16.3	6.3
中学2年生	14.2	4.2
精神保健相談対応率（%/年）	100	100

基本施策（1）健康づくり意識の啓発

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みながら、「ちくせい健康総合プラン」に基づき、関係各課と連携して市民の健康づくりを推進します。

特定健康診査・各種がん検診の受診率及び特定保健指導率の向上を目指し、健（検）診の重要性について周知に努めます。

また、未受診者に対しては、受診勧奨を行い、受診につなげていきます。

さらに、「まちづくり出前講座（健康づくり教室）」などを活用し、市民の健康づくりを推進します。

主な取組

- 特定健康診査・がん検診の受診率の向上
- 特定保健指導事業の実施率の向上
- まちづくり出前講座（健康づくり教室）の普及
- 各種団体（健康推進員・食生活改善推進員・健康運動普及員）の活動の支援・推進

基本施策（2）健康づくり事業の推進

子どもから大人までのライフステージに応じた健康づくりを推進します。

また、地域での健康づくりを啓発し、既存施設などを活用した健康増進の場や時間が確保しやすい環境づくりに努め、各種団体（健康推進員・食生活改善推進員・健康運動普及員）と協働で健康づくり事業を展開します。

主な取組

- 生活習慣病予防対策事業の推進
- 精神保健事業の推進
- 自殺予防対策事業の強化
- 予防接種事業の推進

施策22 地域医療の充実

現況と課題

【現況】

本市を含む筑西・下妻保健医療圏の人口10万人当たりの医師数113.1人は、全国平均の258.8人を大きく下回っており、当地域における医師不足が顕著になっています。(平成30年12月31日時点)

このようななか、市民の安全・安心な生活を確保するため、一次医療対策としては、真壁医師会筑西支部・筑西薬剤師会と連携し、「夜間休日一次救急診療所」において診療を行っています。緊急時の二次医療対策としては、筑西広域市町村圏事務組合と連携し、筑西広域圏内の4病院の輪番制による救急患者の受け入れ体制の整備を行っています。

また、病院再編統合により新たに設立した茨城県西部メディカルセンターでは、急性期患者を中心とした医療を提供しています。

【課題】

今後も、地域医療機関の連携を推進するとともに、茨城県西部メディカルセンターが地域医療の拠点となるための運営支援に加え、医師・看護師などの医療人材の確保と団塊の世代が75歳以上となる2025年問題へ対応するため、在宅医療の推進が必要です。



出典：筑西市在宅療養ガイドブック

基本目標（基本構想における 10 年間の目標）

市民の誰もが必要なときに適切な医療が受けられるよう、医療機関相互の連携を強化するとともに、茨城県西部メディカルセンターの開院により、救急医療をはじめとする地域医療提供体制の一層の充実を図ります。

また、地域医療を支える医療従事者の人材育成を推進します。

目標指標（後期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和 8 年度）
市民セミナー（いきいき寺子屋）の参加者数（人/年）	320 （令和元年度※）	650

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）地域医療体制の充実

茨城県西部メディカルセンター及び筑西診療所を運営する地方独立行政法人茨城県西部医療機構を支援するとともに、夜間休日一次救急診療所の運営などによる地域医療提供体制の充実を図ります。

また、市民向けセミナーなどを開催して、地域医療に対する住民の理解と意識の醸成を図ります。

さらに、保健・医療・福祉・介護が連携し、在宅医療の推進を図るための体制の構築に取り組みます。

主な取組

- 地方独立行政法人茨城県西部医療機構の運営支援
- 地域医療に係る医師会との調整
- 地域医療推進事業の展開
- 病院群輪番制事業の支援
- 夜間休日一次救急診療所の運営
- 在宅医療介護連携推進体制の構築

基本施策（2）医療人材の確保・育成

医師不足が顕著である当地域において、地域医療を支える医療人材の確保を図るため、寄附講座や医師修学資金貸与事業による医師確保対策に取り組めます。

また、医療従事者の人材育成として、茨城県西部メディカルセンターが行う医学生や臨床研修医、看護学生などの継続的な受け入れを支援します。

主な取組

- 寄附講座、医師修学資金貸与による医師確保対策
- 地方独立行政法人茨城県西部医療機構の運営支援
- 医師や看護師などの医療従事者の育成支援



茨城県西部メディカルセンター



施策23 地域福祉の推進

現況と課題

【現況】

本市では、「筑西市第3次地域福祉計画」に基づき、「人と地域がつながり支え合う笑顔と安心のあるまち筑西」を基本理念として、地域福祉の各種施策に取り組んできました。

地域を取り巻く環境は大きく変わっており、少子高齢化や核家族化、生活様式の多様化などにより、地域のつながりが希薄化しているなかで、福祉に対するニーズはますます複雑化・多様化しています。見守りや支援を必要とする高齢者世帯の増加、いつ起きるかわからない災害時の避難行動要支援者の支援など、今まで以上に地域の果たす役割は大きくなっており、地域のつながりに期待がされているところです。

本市ではこれまで、地域の支え合いとして社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体などと連携しながら、地域福祉の理念の普及や地域の見守り活動、各団体への活動支援などを実施してきました。

【課題】

今後は、引き続き地域福祉を推進するため、「筑西市第4次地域福祉計画」に基づき、「自助・共助・公助」の考え方を周知し、地域の交流促進を図ることで、地域福祉意識を醸成する仕組みを構築していきます。

また、地域活動を促進する体制をつくり、地域の見守り活動や新たな担い手の育成などを行うとともに、更に安心して暮らせる環境をつくるためには、情報発信や相談体制を充実させ、誰もが気軽に社会参加しやすい体制づくりを促進することが必要です。

さらに、いつ起きるかわからない災害対策として、避難行動要支援者名簿を充実させ、いざというときの体制を整備していくことが必要です。

より身近な地域単位において、地域住民による、地域住民のための、地域特性をいかした活動が求められるため、引き続き地域福祉への理解を深めるとともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉の実践につなげるための地域福祉リーダーの育成や団体間の連携、ボランティア活動の推進を図りながら、地域に根ざした活動を展開していけるような支援をしていくことが必要です。

【ボランティア団体数、登録者数】

(単位：団体、人)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
団体数	62	60	62	60	60	60
登録者数	3,340	3,419	3,654	3,320	3,307	3,310

※令和3年8月31日現在

※ボランティア登録者数は、各団体の登録者数の積上げのため、複数団体に所属している人の重複計上がある。

基本目標（基本構想における10年間の目標）

地域福祉意識の高揚を図り、市民一人ひとりが住み慣れた地域のなかで、安心して笑顔で心豊かに暮らしていけるよう、「自助・共助・公助」の考え方にに基づき、市民が地域社会とつながることのできる場を確保し、情報の発信・共有化を図るとともに、支え合いの仕組みづくりとその仕組みを支える人材確保などに取り組みます。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
市民の意識調査のためのアンケート回収率（%/年）	40	43
ボランティア実活動人数（保険加入者数）（人）	1,960	2,000
避難行動要支援者の「個別計画 [※] 」作成数（件）	421	1,400

※個別計画：避難行動要支援者ごとに作成された避難支援などを実施するための計画

基本施策（1）地域福祉意識を醸成する仕組みづくり

地域住民が支え合い助け合う「共助」の仕組みづくりを促進するため、あいさつ運動などの活動を推進し、地域の行事などの機会を活用して地域住民の交流を深めるなど支え合いの心づくりを進め、地域福祉に対する意識の高揚を図り、地域福祉力の強化を促進します。

主な取組

- 「筑西市第4次地域福祉計画」の推進
- 地域福祉意識の高揚と地域福祉力の強化
- あいさつ・声かけ運動の推進
- ノーマライゼーション[※]の理念の普及
- 福祉教育の充実

※ノーマライゼーション：障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方のこと。

基本施策（2）地域活動を促進する体制づくり

地域活動を促進する体制をつくるため、地域の見守り活動や地域福祉リーダーの育成、団体間の連携、ボランティア活動の推進などを図りながら、新たな担い手の育成にも取り組みます。

また、地域の支え合い・助け合いの重要性に関する情報発信を進めるとともに、市民ニーズに的確に対応できる相談体制の充実を図ります。

主な取組

- 社会福祉協議会との連携強化
- 自治会が中心となった福祉の体制づくりの強化
- 地域の見守り活動の推進
- 地域福祉リーダーの育成
- 活動団体間の連携強化・活動推進
- ボランティア・NPO法人活動の推進
- 地域活動のための既存施設の有効活用

基本施策（3）安心して暮らせる環境づくり

全ての人々が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、福祉サービスに関する情報発信や相談体制、サービス内容を充実させ、福祉施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化などの環境を整備します。

また、生活に困っている市民などへの見守り支援を強化します。

さらに、普段からの防犯体制やいざというときの防災体制を整えることで、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

主な取組

- バリアフリーに配慮した公共施設などの整備
- 地域の見守り活動の充実
- 避難行動要支援者情報（名簿）の更新
- 福祉避難所の確保と連携の強化

施策24 高齢者支援の充実



現況と課題

【現況】

本市における65歳以上の人口は年々増加しており、令和2年の時点では総人口の約31.8%を占めています。特に75歳以上の高齢者の増加により、寝たきりや認知症による要介護者が増えていくことが予測されています。

本市では、高齢者が生きがいを持って、いつまでも自立した生活を送り続けられるよう、「第8期高齢者福祉計画」に基づき、「みんなが自立し安心して暮らせるまち」を基本理念として、様々な高齢者福祉施策を実施してきました。

また、多様化する高齢者の問題については、保健・医療・福祉・介護が連携し、地域包括ケア体制の整備を進め、高齢者の総合相談窓口を担う地域包括支援センターの拡充を図りました。

【課題】

今後は、高齢化の進行に伴い、介護サービス・福祉サービスの適切な提供を図りながら、住民の主体的な健康づくりや介護予防の取組を地域全体で支える体制の充実が求められています。

また、高齢者が就労やボランティア活動などを通して社会的な役割を担い、生きがいのある生活を送るとともに、一人暮らしや認知症になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域での見守りや支え合いの仕組みづくりなど、きめ細かな福祉施策を進めていくことが必要です。

【高齢化率の推移】

(単位：人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	117,805	118,078	116,120	112,581	108,527	104,573	100,753
65歳以上 (構成比)	15,358 13.0%	18,520 15.7%	21,102 18.2%	23,521 20.9%	25,502 23.6%	29,178 28.0%	32,004 31.8%
75歳以上 (構成比)	5,995 5.1%	7,277 6.2%	9,107 7.8%	11,558 10.3%	12,874 11.9%	13,908 13.3%	15,328 15.2%

出典：総務省「国勢調査」

基本目標（基本構想における10年間の目標）

一人暮らしの高齢者も含め、高齢者が健康で生きがいを持ち、積極的に社会参加できる地域づくりを進めるとともに、住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、保健・医療・福祉・介護の連携を強化する「地域包括ケア体制」の整備を推進します。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
介護予防教室の延べ参加者数（人/年）	24,133 （令和元年度 ^{※1} ）	24,350
地域包括支援センターにおける総合相談延べ件数（件/年）	3,700 （令和元年度 ^{※1} ）	5,300
自立した高齢者 ^{※2} の割合（%/年）	85.0	86.0

※1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

※2 自立した高齢者：65歳以上で介護を受けていない高齢者

基本施策（1）介護予防事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、住民主体の通いの場の充実を図り、高齢者が身近な場所で自ら介護予防に取り組める地域づくりを支援します。

主な取組

- 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- 一般介護予防事業の充実

基本施策（2）地域包括ケア体制づくりの強化

高齢者がいつまでも安心して住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域包括支援センターを中心として、高齢者一人ひとりの実情に合った必要なサービスを、一体的・包括的に提供できる地域包括ケアシステムの強化を図ります。

主な取組

- 相談・支援体制の充実（地域包括支援センターの運営）
- 在宅福祉の推進
- 高齢者の権利擁護[※]、虐待防止に向けた取組の推進
- 認知症高齢者支援の充実

※権利擁護：人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすること。

基本施策(3) 社会参加・生きがいづくりの推進

高齢者自らが取り組む体力の保持・増進や生きがいづくりを支援するため、高齢者クラブなどの充実を図ります。

また、高齢者が豊かな経験や知識、能力を発揮して社会参画できるよう、シルバー人材センターをはじめとする就労の確保や地域での活躍の場づくりを推進します。

主な取組

- 社会活動・地域貢献活動への参加促進
- 生きがい活動の支援
- 高齢者クラブ活動の充実
- 高齢者の就労支援の推進



高齢者クラブによる活動の様子

施策25 障がい者支援の充実



現況と課題

【現況】

本市の障がい者の数は、身体障がい者、知的障がい者は横ばい傾向にありますが、精神障がい者、難病患者、自立支援医療（精神通院医療）受給者、特別支援学級の在籍者、障がい福祉サービスの利用者数は、年々増加傾向となっており、障がいの重度化・重複化、障がい者の高齢化も進んでいます。

発達に遅れがある児童の増加により、現在、療育支援を実施する障害児通所事業所は、市内に17施設整備され、関係機関が連携して、発達障がい児への総合的で切れ目のない支援に取り組んでいます。

本市は、手話が言語であることの認識に基づき、「筑西市手話言語条例」を平成30年に制定し、手話に対する理解と手話の普及を図るための施策を推進しています。

また、在宅福祉の充実のため自立支援給付（介護給付、訓練等給付、育成医療、更生医療などの自立支援医療の給付や、補装具費など）の支給、各種手当での支給や各種助成を行い、地域生活の支援として日常生活用具の給付や移動支援、意思疎通支援などを実施しています。

現在、本市では障がい福祉課が障がい者の各種相談窓口となっているほか、市内の相談支援事業所や社会福祉協議会、関係機関とのネットワークによる相談支援体制を構築しています。

【課題】

今後も、障がいのある人が住み慣れた地域の一員として自立した生活が送れるよう、関係機関と連携した障がいの特性に応じた支援を行うとともに、発達障がいがある（疑われる）児童には、早期段階から専門性の高い相談支援の実施と子どもにかかわる体制の機能強化が必要です。

また、共生社会の豊かな暮らしには、誰もがスポーツや文化活動に親しむことができる環境整備も重要であり、地域で行われるイベントなどについても、誰もが参加しやすい環境を、運営者や支援者、参加者全体でつくる必要があります。

さらに、啓発や交流活動を充実させ、障がいのある人が社会参加できる機会の充実を進めていくとともに、意思疎通に支援が必要な、視覚・聴覚・言語・知的障がい者などに対しては、より容易に情報を取得できる方策を講じることが必要です。

【障害者手帳所持者数】

(単位：人)

	令和元年	令和2年	令和3年
身体障害者手帳所持者	3,270	3,232	3,282
療育手帳所持者	785	772	776
精神障害者手帳所持者	556	594	613

※各年4月1日現在

基本目標（基本構想における10年間の目標）

自立と安心を支える障がい者福祉の充実に向け、障がいに対する理解の促進や障がいのある人のライフステージに合わせ、地域で自立して暮らせるための支援に取り組み、障がいのある人が安心して生活を送れるよう、福祉施設や相談などの支援体制の充実に努めます。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
障がい福祉サービス利用者数（人/年）	1,048	1,410
特定指定相談支援事業所 [※] 数（か所）	9	10

※特定指定相談支援事業所：障がい福祉サービスの利用のためのサービス計画作成を支援する事業所

基本施策（1）多様化するニーズに応じた障がい者福祉の充実

「筑西市障害者福祉計画」に基づき、障がい者福祉の充実に努めるとともに、ノーマライゼーションの考え方に加えて、全ての人を包み込み、支え合うソーシャル・インクルージョン[※]の理念により、障がいに対する理解を深めるための啓発活動を行います。

また、身近な地域で必要なサービスが提供されるよう、サービスの提供体制の充実に努めるとともに、サービスの内容や利用手続きなどの周知に努めます。

さらに、各種関係機関などとの連携や福祉人材の確保によるサービスの充実に取り組むとともに、一人ひとりの状況に応じた相談対応により、適切な機関に結びつけることができるよう、関係機関との連携や調整に努めます。

障がい児の支援としては、集団検診などによる早期発見や児童の関係者による情報共有を進めることで、子どもの発達段階に合わせたきめ細やかな支援や一人ひとりに合った保健や療育のスムーズな提供に努めます。

主な取組

- 障がい福祉サービスの充実
- 日常生活用具・補装具の給付などの充実
- 障害児通所支援の充実
- 各種手当の支給・各種助成の充実
- 各種相談支援の充実

※ソーシャル・インクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除などから援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあう、という理念のこと。

基本施策（2） 自立・社会参加への支援

障がいのある人の積極的な社会活動への参加を促進し、地域での自立と生活の質の向上を図るため、関係機関との緊密な連携のもと、相談・雇用・就業体制を充実させます。

また、障がいのある人とない人の相互理解を深めるため、学校・地域での福祉体験・福祉教育を行うなど、共生社会の形成に向けた障がい者福祉や障がい者差別解消に関する周知・啓発活動を促進します。

さらに、「筑西市手話言語条例」の制定に伴い、「手話は言語である」という認識のもと手話の使いやすい環境の整備や手話の普及、手話を学ぶ機会の確保を推進し、円滑なコミュニケーションの支援に努めます。

主な取組

- 手話による窓口サービス（意思疎通支援事業の充実）
- 就労支援の充実
- 障がいのある人のための防災・防犯対策の充実
- 権利擁護・成年後見人制度の普及啓発
- 障がい者差別解消法に伴う相談支援体制の充実
- フォーラムなどへの健常者の参加促進



県内市町村初となる「筑西市手話言語条例」の成立



手話による窓口対応



市職員による手話教室

施策26 社会保障制度の適正な運用



現況と課題

《国民健康保険制度》

【現況】

平成30年度の制度改正により、県が財政運営の責任主体となりました。県は、安定的な制度運営や効率的な事業運営の確保などの中心的な役割を担っており、市町村は、資格管理や保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業の推進といった保険者としての役割を担っています。

しかしながら、社会保険加入や後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の減少や、高齢者や低所得者が占める割合が高いといった構造的な問題を抱え、国民健康保険財政は依然として厳しい状況にあります。

また、被保険者の高齢化や医療の高度化などに伴い、1人当たりの医療費は増加の傾向をたどっています。医療費総額は令和2年度には新型コロナウイルス感染拡大の影響で減額となっていますが、1人当たりに換算すると、平成27年度の31万8,000円に対し、令和2年度は34万2,000円となっています。

【課題】

今後も、引き続きデータヘルス計画※に基づく各種保健事業の実施や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進などによる医療費適正化、保険税収納率の向上対策に取り組んでいくことが必要です。

《後期高齢者医療制度》

【現況】

後期高齢者医療制度は平成20年度から創設された制度で、75歳以上の方と65歳から74歳までの一定の障がいがある方が加入する医療保険制度です。

【課題】

高齢化の進展や医療の高度化などにより、医療費は年々増加しており、その伸びが過大とならないための医療費の適正化対策の推進、疾病の早期発見・重症化の予防に努めるとともに、茨城県後期高齢者医療広域連合と連携して、財政の健全化や医療費の適正化などの取組を進め、効率的で安定した制度運営を図ることが必要です。

また、被保険者一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康の保持増進を行っていくための保健事業などを推進することが必要です。

※データヘルス計画：全ての健康保険組合に対し、健康・医療情報を活用してマネジメントサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画のこと。

「医療福祉費・はぐくみ医療費支給制度」

【現況】

妊産婦・小児・重度心身障がい者やひとり親などへの医療費助成であり、医療福祉費支給制度（マル福）と併せて、筑西市独自のはぐくみ医療費支給制度により、原則全ての妊産婦と高校生相当年齢の18歳までの方が医療費助成を受けることができます。

【課題】

今後は、対象者の医療費などの負担軽減を図るため、関係機関と連携しながら医療福祉費・はぐくみ医療費支給制度を継続して実施することが必要です。

「介護保険制度」

【現況】

平成12年から始まった介護保険制度は、介護が必要な人を社会全体で支える仕組みとして定着してきましたが、高齢者人口は年々増加しており、今後も少子高齢化が加速すると予想されます。

【課題】

今後も、多様化する介護ニーズや制度改正などに柔軟に対応しながら、介護保険制度の適切な運用はもとより、市民の意向などを踏まえ、持続可能な制度運営を推進していくことが必要です。

また、介護保険サービスを提供する事業所の指定や指導のほか介護報酬請求のチェックなど、その事務範囲は多岐にわたることから、効率的な事業運営に努めることが必要です。

さらに、団塊の世代が75歳を迎える令和7年や、その先のいわゆる「2040年問題」を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に加え、介護離職ゼロの実現に向けたサービスの基盤整備や介護人材確保の取り組んでいくことが必要です。

「国民年金制度」

【現況】

広報紙やホームページなどを活用した国民年金制度の周知を行うとともに、窓口や電話での年金相談を通じて国民年金加入の促進などを行っています。

本市における第1号被保険者（任意加入者含む。）の令和2年度分国民年金保険料納付率は69.27%であり、下館年金事務所管内市町村の平均68.33%をわずかに上回っています。

【課題】

今後は、年金制度の安定した運営のために、口座振替・クレジットカードによる納付や前納による納付を推進し、納付率を向上させていく必要があります。

また、国民年金法の改正による「第1号被保険者の産前産後免除制度」や、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた「新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする臨時特例免除制度」が設けられるなど、制度の変更が行われており、それらの変更内容について、年金事務所と連携しながら、市民への周知に努めていく必要があります。

《生活困窮者》**【現況】**

本市における令和2年度の生活困窮者の相談件数は397件になっています。生活保護受給世帯は令和2年度末において762世帯となっており、横ばいの傾向です。

生活保護受給者のうち、傷病などの就労阻害要因のない稼働年齢層については、早期自立に向け、「生活保護受給者等自立支援プログラム」を活用し、ハローワークと連携しながら就労支援を行っていますが、長期不就労による意欲低下や通勤手段が限られているなどの阻害要因により、就労にはなかなか結び付かない状況となっています。

生活困窮者への支援については、自立相談支援員とケースワーカー[※]による相談・指導や生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施してきたほか、平成28年度からは、より多くの相談に対応できるよう筑西市社会福祉協議会にも相談窓口を開設しました。

また、関係機関などと連携し、生活保護受給者の個々の生活状況に応じた様々な自立支援プログラムを実施するなど、受給者の自立に向けた取組を行っています。

【課題】

生活困窮者への支援については、平成27年4月から開始された生活困窮者自立支援制度による支援をはじめ、自立支援プログラムや自立相談支援員とケースワーカーによる相談など、支援内容の充実化を進めていますが、相談内容が複雑化・多様化していることから、庁内関係課や関係機関との連携など、より細やかな対応が必要です。

また、より充実した就労支援を行うため、就労支援員とケースワーカーの連携による支援のほか、ハローワークをはじめとする関係機関との連携強化などが必要です。

※ケースワーカー：身体上や精神上などの理由によって、日常生活を送るうえで様々な困りごとを持つ地域住民の「相談援助業務」に就く人のこと。

【国民健康保険加入状況（年度平均）】

	世帯数	被保険者数		
		合計	一般被保険者	退職被保険者
平成 27 年度	17,846	32,974	31,693	1,281
平成 28 年度	17,479	31,544	30,737	807
平成 29 年度	16,882	29,623	29,200	423
平成 30 年度	16,304	27,896	27,726	170
令和元年度	15,680	26,211	26,179	32
令和 2 年度	15,437	25,397	25,397	0

【療養諸費費用額（療養給付など+療養費など）】

	計		一般被保険者		退職被保険者	
	費用額 (千円)	1人当たり (円)	費用額 (千円)	1人当たり (円)	費用額 (千円)	1人当たり (円)
平成 27 年度	10,486,870	318,035	9,987,159	315,122	499,711	390,094
平成 28 年度	10,336,625	327,689	10,024,489	326,138	312,136	386,786
平成 29 年度	9,830,893	331,867	9,695,623	332,042	135,270	319,787
平成 30 年度	9,309,610	333,726	9,259,462	333,963	50,148	294,988
令和元年度	9,119,387	347,922	9,112,205	348,073	7,182	224,438
令和 2 年度	8,696,730	342,431	8,696,582	342,426	148	

※費用額÷年度平均被保険者数 = 1人当たりの医療費

【特定健康診査受診率（法定報告）】

	対象者数	受診者数	受診率
平成 27 年度	21,955	7,108	32.4%
平成 28 年度	21,116	6,910	32.7%
平成 29 年度	20,434	6,619	32.4%
平成 30 年度	19,275	6,684	34.7%
令和元年度	18,671	6,905	37.0%
令和 2 年度	18,400	3,815	20.7%

※令和 2 年度のみ速報値（令和 3 年 7 月 31 日現在）

【国民健康保険税の収納状況】

	区分	調定額（千円）	収納額（千円）	収納率	1人当たりの調定額	1人当たりの収納額
平成27年度	現年度分	3,012,408	2,681,641	89.02%	91,357	81,326
	過年度分	1,287,916	272,854	21.19%		
	計	4,300,324	2,954,495	67.91%		
平成28年度	現年度分	2,928,591	2,608,861	89.08%	92,841	82,705
	過年度分	1,084,726	264,309	24.37%		
	計	4,013,317	2,873,170	71.59%		
平成29年度	現年度分	2,731,137	2,438,383	89.28%	92,196	82,314
	過年度分	970,927	208,416	21.47%		
	計	3,702,063	2,646,799	71.50%		
平成30年度	現年度分	2,637,746	2,364,055	89.62%	94,556	84,745
	過年度分	913,160	239,936	26.28%		
	計	3,550,906	2,603,991	73.33%		
令和元年度	現年度分	2,496,109	2,235,553	89.56%	95,231	85,291
	過年度分	819,598	238,400	29.09%		
	計	3,315,706	2,473,954	74.61%		
令和2年度	現年度分	2,379,180	2,165,494	91.02%	93,680	85,266
	過年度分	759,178	211,419	27.85%		
	計	3,138,358	2,376,913	75.74%		

※調定額及び収納額は百円単位までを四捨五入して表示しており、現年度分と過年度分の計の値が合わない場合がある。

※収納率、1人当たりの調定額及び収納額は四捨五入前の額から算出している。

【後期高齢者医療費給付費納付状況】

	被保険者数（人）	1人当たりの給付費負担金（円）
平成30年度	15,415	66,251
令和元年度	15,622	66,676
令和2年度	15,660	67,250

【医療福祉費支給制度：1人当たりの医療費助成額】

対象区分	月平均人数 (人)	1人当たりの 助成額 (円)
妊産婦	399	73,069
小児	13,467	12,729
ひとり親 (母子)	1,575	28,747
ひとり親 (父子)	181	26,804
重度心身障がい	952	183,731
高齢重度障がい	1,314	117,071

※令和2年度実績

【はぐくみ医療費支給制度 (市単独事業)：1人当たりの医療費助成額】

対象区分	月平均人数 (人)	1人当たりの 助成額 (円)
妊産婦	387	5,211
小児	5,040	15,209

※令和2年度実績

【介護保険の状況】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被保険者数	30,859	31,514	31,968	32,398
認定者数	4,700	4,877	4,912	4,908
認定者率 (%)	15.2	15.5	15.4	15.1
収納率 (%)	95.0	95.6	95.9	96.1

※認定者数は1号被保険者のみ

【生活保護相談件数、生活保護受給世帯数】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数 (延べ件数)	509	374	386	422	480
生活保護受給世帯数	750	758	770	764	762

※生活保護受給世帯については、年度末の数値となる。

基本目標（基本構想における10年間の目標）

介護保険や国民健康保険などの、生活を守る社会保障の充実に向け、制度の周知とともに、医療費適正化や保険税収納率の向上に努め、適正な運用を図ります。
また、生活困窮者に対する総合的な支援に取り組みます。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
国民健康保険1人当たりの医療費（千円）	342	330
国民健康保険税収納率（%/年）	91.02	91.12
後期高齢者医療保険料収納率（%/年）	98.2	99.5
介護保険料収納率（%/年）	96.1	96.5
生活困窮者からの相談対応率（%/年）	100	100

基本施策（1）国民健康保険制度

国民健康保険財政の安定化を図るため、保険税収納率向上対策、医療費適正化対策、保健事業を推進します。

主な取組

- 国民健康保険財政の健全化
- 保険税の収納率向上対策の実施
- 国保税率などの見直し
- 医療費適正化対策の実施

基本施策（2）後期高齢者医療制度

茨城県後期高齢者医療広域連合と連携して、保険料の収納率向上や保健事業及び医療費適正化事業の推進に取り組みます。

主な取組

- 後期高齢者医療財政の健全化
- 茨城県後期高齢者医療広域連合との連携強化

基本施策（3）医療福祉費・はぐくみ医療費支給制度

医療福祉費支給制度と筑西市独自のはぐくみ医療費支給制度により、原則全ての妊産婦と18歳までの小児、重度心身障がい者やひとり親に対し、医療費の助成を実施します。

主な取組

- 医療福祉費・はぐくみ医療費支給制度の適正な運用
- 広報紙・ホームページなどを活用した広報活動の実施

基本施策（4）介護保険制度

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が必要に応じた適切な介護サービスを受けられるよう、サービスの量・質の向上を図ります。

また、介護保険制度の周知による利用促進を図るとともに、その財源となる保険料の収納率向上を図ります。

さらに、地域ケアを推進し、高齢者の介護予防や自立に向けて、事業所や関係機関、民間団体などと協力しながら、高齢者が住み慣れた場所でいきいきと暮らせる地域づくりに努めます。

主な取組

- 介護給付適正化事業による適正給付の促進
- 介護従事者の負担軽減の推進
- 介護事業所の管理・指導
- 介護保険制度や保険料納付方法などの周知
- 介護予防サービスの実施

基本施策（5）国民年金制度

国民年金制度については、下館年金事務所と協力・連携を図ります。

主な取組

- 国民年金制度の周知・普及（制度変更などを重点に広報紙やホームページなどを活用した広報活動）
- 口座振替や前納などの促進による納付率の向上
- 窓口相談などの業務の充実による未加入者への加入促進

基本施策（6）生活困窮者の自立支援

生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく支援、継続的な相談を行うとともに、適正な生活保護の実施に努めます。

主な取組

- 生活困窮者自立支援制度の適正な実施
- 生活保護制度の円滑な運用
- 自立支援の相談強化と就労支援員による就労活動の強化
- 関係各課との連携による福祉相談窓口の充実
- ハローワークなどとの連携強化

基本理念 3

郷土愛を育む教育・文化都市づくり

政策 8

確かな学力の習得と豊かな人間性を育む教育の充実

政策 9

生涯学習・生涯スポーツの推進

政策 10

歴史・文化の継承と振興

確かな学力の習得と 豊かな人間性を育む教育の充実



施策27 幼児教育の充実

現況と課題

【現況】

平成 27 年 4 月から、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の拡充、質の向上に向けた「子ども・子育て支援新制度」が始まり、幼稚園・保育所・認定こども園などに関する施策が一元化され、平成 29 年 3 月に幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が同時改定されました。

出生数は年々減少傾向にありますが、家族形態や就業形態の変化、共働き世帯の増加などにより、保育のニーズが高まっており、近年は、幼稚園と保育所の両方の機能を備えた「認定こども園」が増えつつあります。

【課題】

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、子どもたち一人ひとりの自主性・自立性を育むための重要な時期です。幼稚園・保育所・認定こども園と学校・家庭・地域の連携を深め、子ども一人ひとりの発達と、学級集団の状況に即した指導を推進し、更なる教育の質の向上ときめ細やかな対応が求められています。

また、発達障がいなどにより、配慮を必要とする子どもが増加するとともに、保護者の求めるニーズが多様化していることから、特別支援学校や医療・福祉分野の関係機関と連携を図りながら、切れ目のない支援を行う必要があります。

さらに、幼稚園や保育所、認定こども園などの幼児教育施設から小学校への円滑な接続を図るため、平成 25 年度から実施している「筑西市保幼小接続カリキュラム」の改訂を毎年度行いながら継続し、幼児教育施設と小学校の教職員との間で積極的に情報共有して、幼児教育から学校教育への学びの連続性を確立していくことが重要です。

【幼稚園・保育所・認定こども園の数】

	公立	私立	計
幼稚園	1	0	1
保育所	0	3	3
認定こども園	1	22	23

※令和 3 年 4 月 1 日現在

【公立幼稚園・公立認定こども園の園児数・学級数の推移】

	平成 23 年		平成 28 年		令和 3 年	
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数
明野幼稚園	148	5	101	4	34	2
認定こども園せきじょう	18	2	5	1	37	6

※令和3年5月1日現在の学校基本調査時の提出データによる。

※認定こども園せきじょうの幼稚園児数は1号認定園児数となる。

基本目標（基本構想における10年間の目標）

幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期に行われることから、家庭との連携を図るとともに、集団生活のなかで基本的な生活習慣や豊かな感性を育てられるよう、幼稚園・保育所・認定こども園との連携と相互補完により、就園環境や施設の充実を図ります。

また、新入学児が円滑に学校生活に適應できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を強化します。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
公立幼稚園・公立認定こども園における子育て相談対応率 （%/年）	100	100
保幼小連絡協議会の開催数(回/年)	5	5



園児の様子

基本施策（1）質の高い幼児教育の充実

子どもたち一人ひとりのニーズに応じた幼児教育を推進します。

また、子育てに不安を持つ保護者に対して教育や子育て支援などの相談活動を行います。

主な取組

- 一人ひとりのニーズに応じた幼児教育と心の教育の推進
- 研修などによる教職員の資質・能力の向上
- 教育・子育て相談の実施

基本施策（2）幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携

幼児教育施設から小学校への接続を円滑にするため、保幼小連絡協議会を定期的を開催し、連携を強化します。

また、幼児一人ひとりの成長や発達に応じた支援体制と教育内容の充実を図り、関係機関の連携協力のもとに特別支援教育の推進を図ります。

主な取組

- 教職員間の情報交換や合同研修など交流の推進
- 異種年齢間（小学生・中学生・高校生）との交流促進
- 指導要録の引継ぎによる小学校との連携強化
- 障がいのある幼児への個別相談・就学支援の推進



認定こども園せきじょうの様子

施策28 学校教育の充実



現況と課題

【現況】

本市の児童数・生徒数はともに減少傾向にあり、令和3年5月1日現在の児童数は4,675人、生徒数は2,486人となっています。学校施設は、市内全小中学校で、平成27年度に耐震化が完了し、令和元年度に普通教室への空調設備の整備が完了しました。

また、令和元年度に国が提唱するGIGAスクール構想※に基づき、児童生徒1人1台のタブレット端末の配備やICT（情報通信技術）活用に向けて計画書を策定しました。

本市では、平成27年度に「筑西市小中一貫教育及び学校の適正規模・適正配置の基本方針」を策定し、系統性・連続性のある小中一貫教育を進めています。

確かな学力を育む教育を推進するために、指導主事による計画訪問や要請訪問を実施し、授業力の向上を図るとともに、日々の授業改善で学力向上を図る検証改善サイクルを進めています。

生活指導員や理科支援員、外国語指導助手の配置により担任を支援し、教育効果を高めるとともに、学校図書館司書の配置により読書環境の向上に努めています。

豊かな心を育む教育を推進するために、道徳科の授業の充実やいじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止に向けた取組の徹底、心の教室相談員や教育支援センターと連携した教育相談体制の強化により、人間関係力や自己指導力の向上に努めています。

学校施設については、施設の耐震化及び老朽化対策や空調設備の整備、防犯カメラの設置、プール改修を実施し、安全・安心な教育環境の向上に努めています。

学校給食については、学校給食センターの再編統合をし、平成30年度から下館学校給食センターと明野学校給食センターの2施設で給食の提供をしており、より効率的な学校給食の運営が可能となりました。これまでも、安全な給食を提供するための衛生検査や、地産地消を推進するための「筑西食の日」を実施しています。

【課題】

今後は、小中一貫教育の推進による教育活動の質を高めるとともに、少子化や人口減少に対応する学校の適正配置の必要性について市民の理解を深める必要があります。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育、ICT機器やタブレット端末を活用した個別最適な学びや協働的・探求的な学びを充実させていく必要があります。

次代を担う若者が夢をかなえることのできる質の高い教育環境づくりを進めるため、市全体で教育水準の向上を図るとともに、グローバル教育やキャリア教育など、個性を伸ばし、次代に対応できる人材育成に取り組む必要があります。

教育に情熱を持った教職員の更なる育成や資質向上に努めるとともに、令和2年度からスタートした新学習指導要領に沿って教育活動を推進していく必要があります。

学校施設については、児童生徒の安全の確保と災害時の地域住民の避難所としての役割を担うことから、バリアフリー化や老朽化対策、建物の長寿命化などの対応が求められており、計画的な大規模改修や改築を進めていく必要があります。

※GIGAスクール構想：令和元年12月に文部科学省が発表したプロジェクト。全国の児童・生徒一人ひとりに1台のパソコンと高速ネットワークを整備する構想のこと。

【小学校児童数・学級数の推移及び見込】

学校名	平成 23 年		平成 28 年		令和 3 年		令和 8 年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
下館小学校	624	20	589	19	582	18	364	12
伊讚小学校	211	6	161	6	136	6	209	8
川島小学校	608	18	524	17	456	14	408	13
竹島小学校	233	9	213	7	224	7	273	11
養蚕小学校	382	12	349	12	339	12	313	12
五所小学校	173	7	151	6	148	6	120	6
中小学校	204	7	137	6	122	6	107	6
河間小学校	134	6	116	6	113	6	67	6
大田小学校	796	24	657	21	573	18	506	17
嘉田生崎小学校	109	6	103	6	100	6	102	6
関城西小学校	355	12	335	11	311	12	246	10
関城東小学校	436	14	375	12	347	12	285	12
大村小学校 [※]	352	12	252	9	219	8	539	17
村田小学校 [※]	170	6	155	6	110	6		
烏羽小学校 [※]	129	6	93	6	70	5		
上野小学校 [※]	157	6	109	6	95	6		
長讚小学校 [※]	111	6	102	6	97	6		
古里小学校	172	6	140	6	114	6	109	6
新治小学校	517	16	461	15	393	12	319	12
小栗小学校	144	6	139	6	126	6	94	6
計	6,017	205	5,161	189	4,675	178	4,061	160

※資料は令和3年5月1日現在の学校基本調査時の提出データによる。ただし、令和8年は現在の出生者に基づく推計

※明野地区小学校5校は、令和6年3月31日をもって閉校となり、令和6年4月1日から明野五葉学園に統合予定

【中学校生徒数・学級数の推移及び見込】

学校名	平成 23 年		平成 28 年		令和 3 年		令和 8 年	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
下館中学校	460	12	506	15	455	14	574	16
下館北中学校 [※]	206	7	153	6	85	4		
下館西中学校	477	14	415	12	348	12	335	10
下館南中学校	689	19	629	17	544	16	499	14
関城中学校	448	12	376	11	336	10	328	10
明野中学校 [※]	526	15	463	14	367	11	295	9
協和中学校	465	13	432	12	351	12	289	9
計	3,271	92	2,974	87	2,486	79	2,320	68

※資料は令和3年5月1日現在の学校基本調査時の提出データによる。ただし、令和8年は現在の小学校児童数に基づく推計

※下館北中学校は、令和5年3月31日をもって閉校となり、令和5年4月1日から下館中学校へ統合予定

※明野中学校は、令和6年3月31日をもって閉校となり、令和6年4月1日から明野五葉学園に移行予定

基本目標（基本構想における10年間の目標）

家庭・学校・地域の連携のもと、子どもたち一人ひとりの生きる力と郷土愛を持った豊かな心を育み、確かな学力を持った子どもの育成に力を入れます。

また、英語教育やICTを活用した教育、小中一貫教育など社会の要請に応じた教育内容の充実と教育水準の向上を図るとともに、教育的支援が必要な子どもたちには、一人ひとりの個性に応じた相談・指導体制の充実に努めます。

学校施設については、老朽化対策や多様な教育活動に対応する教育環境の質的向上を図るため、計画的な整備に努めます。

学校給食においては、地域の農産物を活用し、給食を通して健やかな体を育む「食育」に積極的に取り組み、あわせて学校給食施設の効率的な運営を図ります。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
外国語指導助手（ALT）配置割合（%/年）	56	100
学校図書館司書配置割合（%/年）	37	100
児童生徒のICT活用を指導する能力を有する教員割合（%/年）	57.8	75
相談支援員数（人）	60	70

基本施策（1）教育内容の水準及び質の向上

命を大切に、生きる力と郷土への誇り・愛着など豊かな心を持った子どもの育成、学習意欲や思考力・判断力・表現力などの向上を図り、確かな学力を持った子どもの育成に努めます。

また、小・中学校におけるグローバル教育や情報教育、キャリア教育、スポーツ教育の推進など、子どもの個性を伸ばせる教育環境づくりに取り組みます。

さらに、特別な支援を要する児童生徒に対する適切な就学指導、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対する就学援助など一人ひとりの教育的ニーズを把握し、就学しやすい環境づくりを推進します。

主な取組

- 郷土に対する愛情や理解を深める教育の充実
- 小・中学校外国語教育サポート事業による小中学生の英語能力の向上
- 言語活動の充実と豊かな感性を育むための学校図書の実と学校図書館司書の配置
- 道徳教育の充実を図り、人権尊重の意識を高める豊かな心の教育の推進
- 健康で安全な生活習慣を育む教育の推進
- 特別な支援を要する児童生徒に対する教育的支援の充実
- S D G s との関係性を意識した教育の推進

基本施策（2）学校教育の情報化の推進

I C T機器やタブレット端末を活用し、児童生徒一人ひとりに適した学びや、主体的・対話的で深い学びへの転換を推進し、学習意欲や思考力・判断力・表現力などの向上を図り、I C T機器を活用する力の習得と、確かな学力を持った子どもの育成に努めます。

また、学校休業などにおけるオンラインによる学習支援や学校業務の効率化の推進を図ります。

主な取組

- タブレット端末やI C T機器の整備及び活用の推進
- I C Tを活用した、個別最適な学び、協働的・探求的な学びの推進
- G I G Aスクール構想推進委員会の設置

基本施策（3）教育相談・指導体制の充実

不登校や発達障がい、情緒不安定など、児童生徒の心の問題に対応するため、教育相談体制の充実を努めます。

また、児童生徒の理解と好ましい人間関係づくりを通して学級経営の充実を図り、きめ細かな指導に努めます。

主な取組

- 発達障がいに関する家庭・学校・地域の理解度の向上対策
- 個に応じた指導の在り方を検討し、支援するための就学指導の充実
- 特別な支援を必要とする児童生徒の支援をする生活指導員の配置
- 生徒が抱える悩み、不安などを気軽に相談できる心の教育相談員の配置
- 不登校やいじめ問題などを相談できる教育支援センター運営事業の充実

基本施策（4）教職員の指導力と資質の向上

教育に情熱を持ち、子どもの能力を高める教員の確保に努めるとともに、学校や教職員のニーズに応じた研修、サポートを通して、信頼・尊敬される教員の育成に取り組みます。

主な取組

- 指導主事などの学校訪問による助言・指導
- 研修会などを通しての実践的な教師の授業力・教師力の向上

基本施策（5）小中一貫教育と学校の適正配置の推進

各中学校区の特徴をいかした小中一貫教育に取り組むとともに、活動内容の更なる充実を図ります。

また、学校の適正配置については、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備を第一に考え、学校関係者や保護者、地域住民と合意形成を図りながら検討・推進します。

主な取組

- 小中一貫教育の推進による学びの系統性・連続性の確保
- 小中学校の適正配置の検討・推進
- 義務教育学校「明野五葉学園」の開校
- 下館北中学校と下館中学校の統合

基本施策（6）学校施設・設備の充実

児童生徒の安全の確保と多様な教育活動に対応できる教育環境の整備に取り組みます。

主な取組

- 学校施設の整備・改修（バリアフリー化対策、長寿命化対策、老朽化対策（大規模改修）、トイレ（屋内・屋外）の環境改善）
- 学校プールの整備・改修

基本施策（7）学校給食の充実と効率的運営

安全な学校給食食材の確保や地元産品の活用を図るなど、地産地消を進め、児童生徒の地元農産物への理解を深めるとともに、栄養教諭などによる「食」に関する栄養指導を充実させ、望ましい食習慣や食育の推進に努めます。

センターについては、衛生管理の徹底を図るとともに、各施設の効率的な運営に努めます。

主な取組

- 衛生検査の一層の充実
- 「筑西食の日」などのテーマを設けることによる地元農産物の積極的な導入
- 栄養教諭などを中心とした食育の推進



義務教育学校「明野五葉学園」の完成予想図



学校給食の様子

基本理念3 郷土愛を育む教育・文化都市づくり

政策9

生涯学習・生涯スポーツの推進



施策29 生涯学習の充実

現況と課題

【現況】

市民の価値観やライフスタイルの変化に伴い、生涯を通して学習することへの関心は高まっています。様々なニーズにこたえるため、多様な学習機会を提供し、内容の充実に努めながら、学習活動の支援を図っています。

本市ではこれまで、生涯学習の推進に向けて「ちくせい市民講師」の活用や公民館講座などを積極的に開催し、学習機会の充実に努めてきました。

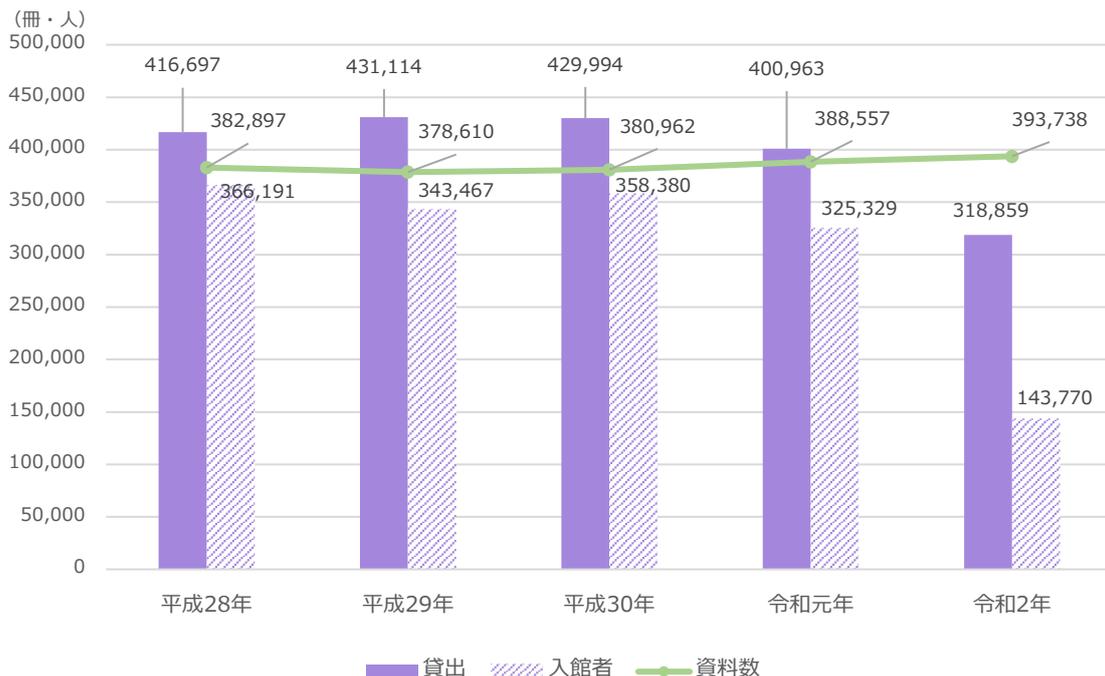
また、図書館は指定管理者制度を活用し、市民の多様なニーズに対応できる学習機会の創出に努めてきました。

【課題】

今後も、市民の多様なニーズにこたえるための学習支援に加え、学びたい人と学びの成果をいかしたい人をコーディネートする体制づくりなどにより、生涯にわたり活躍できる社会の実現を目指した取組が必要です。

また、事業を展開する社会教育施設については、公共施設の適正配置による安全・安心な学習の場の提供が必要です。

【筑西市立図書館 貸出・入館者・資料数の推移】



基本目標（基本構想における10年間の目標）

市民の高まる学習意欲と、多様なニーズに対応できるよう、関係機関・施設との連携を強化するとともに、公民館講座などによる学習機会の提供と市民の主体的な学習活動への支援、多様な活動の核となる人材の育成に努めます。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
市民大学参加者数（人/年）	80	100
公民館講座の参加者数（人/年）	6,055 （令和元年度※）	7,000
図書館資料市民1人当たりの貸し出し冊数（冊/年）	3.99 （令和元年度※）	4.50

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）生涯学習推進の体制づくり

生涯学習を総合的かつ体系的に推進し、市民や市民団体が主体的・積極的に生涯学習事業に参画できる体制づくりに努めます。市民とともに歩む生涯学習を目指すことで、生涯学習環境の充実と合わせ、事業を展開する場としての公共施設の適正配置を進めながら市民が安全で安心して使える場の提供に努めます。

主な取組

- 生涯学習情報を提供し、自ら学習できるような環境整備
- 施設の維持管理、利用促進

基本施策（2）生涯学習活動への支援

生涯学習に係る情報の提供に努めるとともに、多様な学習機会の提供、学習活動の支援を図ります。

また、「ちくせい市民講師」の募集・登録により、広く地域おこしをするなかで人材を発掘し、活用と育成を図ります。

さらに、包括連携協定を締結している企業などと連携した取組を進めます。

主な取組

- 「ちくせい市民講師」の活用促進
- ちくせい市民大学の開講
- 生涯学習指導員を中心とした相談体制の充実
- 企業などと連携した講座開催
- 里山や民間施設などを活用した学習機会の提供

基本施策（3）公民館事業の充実

生涯学習、地域コミュニティ、防災の各拠点として地域住民に愛される施設となるような公民館の運営に努めます。

また、地域住民へ安全・安心な活動の場を提供するとともに、関係機関との連携、市民講師制度などの活用を図り、市民のニーズに合った公民館講座の充実を図ります。

さらに、高齢者学級や女性学級、生活学校、地域女性団体など市民の主体的な活動を支援し、市民の生きがいづくりや学習意欲の向上を図るとともに、地域のリーダーとして活動できる人材を育成します。

主な取組

- 公民館講座の充実
- 小学校など関係機関や市民団体との事業連携
- 市民活動への支援

基本施策（4）図書館事業の充実

図書館は、生涯における市民の学習機会を提供できる施設として、指定管理者制度の活用による市民サービスの向上を図ります。

また、図書館機能をいかした多様な事業に取り組むとともに、本との出会い、読書への関心を高められるよう、市民活動団体を支援し、学校や地域に開かれた図書館づくりを目指します。

主な取組

- 多様な活動の核となる団体の支援
- 資料の収集と整備
- 学校図書室や地域との連携
- 障がい者支援サービスの実施

施策30 青少年の健全育成



現況と課題

【現況】

青少年を取り巻く環境がめまぐるしく変化するなかで、学校と家庭、そして地域の果たすべき役割が求められています。

また、情報通信機器の急速な普及に伴い、有害情報の氾濫による青少年への悪影響が懸念されています。

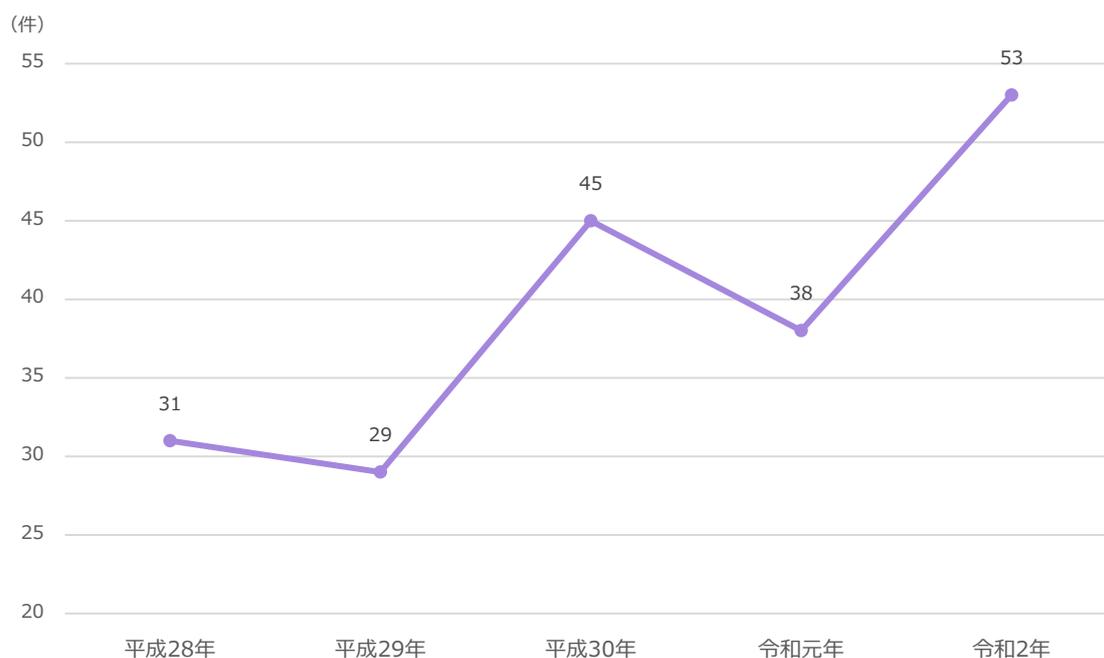
このような社会環境を踏まえ、本市では、青少年の健全育成を推進する活動団体を支援・育成し、連携を強化することで青少年に対する市民意識の高揚を図ってきました。

また、青少年相談員連絡協議会による登下校時を中心とした巡回活動、青少年育成筑西市民の会や子ども会育成連合会と連携した各小中学校の校門前などで行う「あいさつ・声かけ運動」などを実施し、児童・生徒の安全と安心を図ってきました。

【課題】

今後は、情報通信機器などの低年齢層への浸透を見据えるとともに、不審者から子どもの身を守るなど安全環境を第一とするため、地域と一体的に取り組むことや、青少年の健全育成にかかわる団体と学校・家庭・地域が連携する地域ぐるみでの取組を更に推進していくことが必要です。

【青少年事故未然防止事例の通報件数の推移】



基本目標（基本構想における10年間の目標）

心身ともに健全な青少年の育成に向け、家庭・学校・地域が連携して地域ぐるみの安全・安心な環境づくりを進めます。

また、青少年の健全な育成を目的とする団体への支援や健康で明るい家庭づくりを推進するとともに、地域や家庭の教育力の向上を目指します。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
青少年相談員による街頭指導数（回/年）	182 （令和元年度※）	195
自然体験活動、社会体験活動などへの参加者数（人/年）	9,520 （令和元年度※）	9,800
「青少年の健全育成に協力する店」の登録店数（店）	254	270
地域子ども安全ボランティア登録者数（人）	3,677	4,500
「こどもを守る110番の家」登録軒数（軒）	2,671	2,800
1学級当たりの家庭教育学級実施回数（回/年）	—	4

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）地域ぐるみでの青少年育成推進体制の充実

青少年相談員による街頭指導・電話相談などを実施します。

また、自然体験活動や社会体験活動など、青少年が活躍できる場をつくることによって、青少年が自分の居場所を感じられ、地域への愛着を持てるような情操教育への取組を検討し、地域ぐるみでの青少年の育成推進体制の充実を図ります。

主な取組

- 青少年の活躍の場づくり
- 青少年問題協議会の開催
- 青少年センターの運営
- 青少年相談員連絡協議会の活動支援

基本施策（2）青少年団体の育成・支援

子ども会やスポーツ少年団、高校生会などの青少年団体の育成と自主的な活動を支援するとともに、青少年の健全育成を目的とした市民の会などの育成団体の活性化と活動支援を図ります。

主な取組

- 青少年育成筑西市民の会の活動支援
- 筑西市子ども会育成連合会の活動支援

基本施策（3）家庭・学校・地域との連携

市民講師などを活用した地域の人材発掘と地域力の支援を求め、家庭・学校・地域での役割分担による連携など、三位一体での教育体制の確立に努めます。

また、家庭教育の重要性に鑑み、家庭教育学級の開設に努めるとともに、活動の充実を図ります。

主な取組

- 地域の人材をいかした学校への出前講座の充実
- 家庭教育学級の充実
- 訪問型家庭教育支援事業の充実



施策31 生涯スポーツの推進

現況と課題

【現況】

スポーツ活動は、体力の向上・ストレスの発散・生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に大きな効果があります。

また、団体競技やグループでの活動は、地域コミュニティの活性化にもつながる重要な一面も担っています。

このようななか、本市では、市民が楽しくスポーツ活動を行える場として、体育館・運動場をはじめ、トレーニングセンターや武道館、テニスコートなど、市民ニーズに対応した各種施設の整備や、学校教育に支障のない範囲で小・中学校の施設の一部を市民に開放し、スポーツ活動促進のための学校開放にも努めてきました。

しかしながら、子どもたちの公式スポーツ大会などは、施設の老朽化もあって他地域で開催されるケースもあり、スポーツ施設的环境は決して十分とはいえない状況にあります。

そのため、各種団体がより良い活動を行えるよう、情報収集やちくせいマラソン大会などのスポーツ情報の発信に努め、スポーツ協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブと連携を図りながら市民スポーツの活動や育成について支援してきました。

【課題】

スポーツ少年団数、スポーツ協会加盟団数が減少傾向にあることから、市民の多様なニーズに対応した施策やスポーツ環境づくりに、より一層取り組むことが求められています。

また、子どもたちがスポーツを楽しむ機会の提供や指導者の育成を図るとともに、公式大会が開催できる施設を整備し、スポーツイベントなどの充実やスポーツ施設の効果的な管理運営を行っていくことが必要です。



下館総合体育館（国体：剣道会場）

【筑西市体育施設の概要】

下館総合体育館（上平塚）	<ul style="list-style-type: none"> ・メインアリーナ<バレーボール3面、バスケットボール2面、バドミントン10面> ・サブアリーナ<バレーボール1面、バスケットボール1面、バドミントン3面> ・トレーニングルーム<トレーニング機器> ・会議室（10席）・研修室（80席）
下館トレーニングセンター（二木成）	<ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ<バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面> ・健康体力相談室<和室 28 畳>
下館武道館（下中山）	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道場1面 ・剣道場1面
下館弓道場（下中山）	<ul style="list-style-type: none"> ・弓道場<5人立>
関城体育館（藤ヶ谷）	<ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ<バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン6面> ・レッスン室
明野トレーニングセンター（海老ヶ島）	<ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ<バレーボール2面、バドミントン6面>
明野武道館（海老ヶ島）	<ul style="list-style-type: none"> ・柔道場1面 ・剣道場1面
協和の杜体育館（久地楽）	<ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ<バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン6面> ・トレーニングルーム<トレーニング機器>
協和多目的研修センター（久地楽）	<ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ<バレーボール1面、バドミントン3面> ・研修室 ・調理室 ・ソフトボール場 2 面
下館運動場（上平塚）	<ul style="list-style-type: none"> ・野球場<本球場、サブ球場> 2面 ・ソフトボール場1面 ・テニスコート《ハードコート》4面 ・サッカー場 ・多目的広場
成田スポーツ公園（成田）	<ul style="list-style-type: none"> ・テニスコート《ハードコート》2面 ・球場<ソフトボール1面> ・多目的広場<ミニサッカー場>
鬼怒緑地（小川）	<ul style="list-style-type: none"> ・野球場3面 ・サッカー場<サッカー場2面> <ミニサッカー場2面>
関城運動場（藤ヶ谷）	<ul style="list-style-type: none"> ・運動場 ・ソフトボール場 ・サッカー場 ・キャンプ場 ・グリーンスポーツハウス<和室> <調理室>
関城運動場（辻）	<ul style="list-style-type: none"> ・野球場1面 ・球場<少年野球場> ・テニスコート《人工芝》3面
関城富士ノ宮球場（関本上中）	<ul style="list-style-type: none"> ・野球場<野球2面、ソフトボール4面>
明野運動広場（宮山）	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトボール場
明野球場（新井新田）	<ul style="list-style-type: none"> ・野球場 ・ソフトボール場
明野中央公園（新井新田）	<ul style="list-style-type: none"> ・テニスコート《人工芝》4面
つくば明野工業団地スポーツ公園（向上野）	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトボール場
協和球場（細田）	<ul style="list-style-type: none"> ・野球場 2 面 ・ソフトボール場 3 面
協和サッカー場（蓮沼）	<ul style="list-style-type: none"> ・サッカー場<社会人用サッカーコート1面、少年用サッカーコート2面> ・多目的グラウンド<少年用サッカーコート1面> ・芝生広場
協和の杜テニスコート（久地楽）	<ul style="list-style-type: none"> ・テニスコート《ハードコート》4面

基本目標（基本構想における10年間の目標）

生涯を通してスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境を整備することにより、市民の健康づくりや世代間交流の輪を広げます。

また、スポーツ振興に向け、スポーツ施設の充実に努めるとともに、施設の効果的な管理運営や有効利用を図ります。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
ちくせいマラソン大会参加者数（人/年）	3,813 （令和元年度※）	5,000
体育施設の利用者数（人/年）	502,344 （令和元年度※）	550,000

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）生涯スポーツの普及促進

あらゆる市民のニーズに応じた、スポーツ活動を支援します。

また、スポーツイベントの拡充を図るとともに、スポーツ推進委員や各種スポーツ団体と連携した事業に取り組み、生涯スポーツの普及促進に努めます。

主な取組

- ちくせいマラソン大会などの各種スポーツ大会の拡充
- 生涯スポーツの普及促進

基本施策（2）スポーツ活動の支援

スポーツ協会などとの連携を通じて、スポーツ活動を支援します。

また、スポーツ団体における指導者の養成を図り、有資格指導者の増加と指導者の資質向上を図ります。

主な取組

- スポーツ指導者の育成
- スポーツ団体の育成
- スポーツ大会参加者などへの支援

基本施策（3）スポーツ施設の整備・充実

多様化するスポーツ・レクリエーション需要への対応やスポーツ振興に向け、児童・生徒の公式大会が開催できるスポーツ施設の整備を図ります。

また、老朽化したスポーツ施設の計画的な改修・修繕などを行うとともに、指定管理者制度を活用し、効果的な施設運営を図ります。

主な取組

- スポーツ施設の整備推進
- スポーツ施設の効果的な管理運営
- スポーツ施設の計画的改修
- 学校体育施設の開放促進



いきいき茨城ゆめ国体 2019（筑西市：剣道会場）



ちくせいマラソン大会

基本理念3 郷土愛を育む教育・文化都市づくり

政策10

歴史・文化の継承と振興



施策32 歴史文化遺産の保全・活用

現況と課題

【現況】

本市には、先人たちが大切に守り伝えてきた数多くの歴史文化遺産が所在します。この歴史文化遺産は、先人たちの英知の結晶であり、郷土の歴史を後世に伝える重要な財産です。

本市ではこれまで、これらの歴史文化遺産を指定文化財あるいは国登録文化財として保存し、後世への継承を図っており、特に、東日本大震災で被災した指定文化財などについては、所有者や市民団体の協力により復旧してきました。指定文化財・国登録文化財の件数は平成27年度の155件から5件増加し、令和2年度で160件となっています。

また、遺跡の現地踏査や試掘調査を実施し、適切な保存に努めるとともに、発掘調査により出土した土器や石器などの埋蔵文化財、市民の方々から寄贈された昔の農機具や生活道具などの民俗資料を保存・管理してきました。

【課題】

今後は、これまでに蓄積された歴史文化遺産を保存・管理するだけでなく、学校教育や市民の学習活動と連携を図りながら活用し、広く市内外に発信することが求められています。

このため、膨大な資料を一元的に保存・管理・活用するための拠点施設として、統廃合により使用されなくなった学校などの公共施設跡地の整備活用や「筑西市都市計画マスタープラン」の歴史交流拠点「にいぼりの里」の整備が課題となっています。



内外大神宮（国指定文化財）



関城跡（国指定文化財）

【指定文化財の件数（令和3年5月1日現在）】

	国指定	県指定	市指定	合計	備考
有形文化財	2	19	80	101	建造物（24）、絵画（22）、彫刻（24）、 工芸品（17）、書跡（3）、考古資料（9）、 歴史資料（2）
無形文化財	1	—	—	1	きゅう漆保持者（1）
民俗文化財	—	1	10	11	有形民俗（6）、無形民俗（5）
記念物	4	4	26	34	史跡（27）、天然記念物（7）
合計	7	24	116	147	—

※このほか、国登録文化財 12 件

※文化財は、自然災害などの影響により、件数として減少する可能性がある。

基本目標（基本構想における 10 年間の目標）

貴重な歴史文化遺産を未来へ継承するため、文化財の保全や活用、地域の郷土民俗芸能の保存・育成に努めます。

また、郷土の歴史・文化を発信する施設や周辺を整備し、学校教育や市民の学習活動との連携を図り、郷土愛の醸成に努めます。

目標指標（後期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
指定文化財、国登録文化財の件数（件）	159	165
企画展の開催数（回/年）	5 （令和元年度※）	5
農業資料館見学者数（人/年）	793 （令和元年度※）	800

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）文化財の保存・継承

未指定の文化財の調査・研究を推進し、保存・継承を図るとともに、指定文化財・国登録文化財・埋蔵文化財と民俗資料の保全・活用に関する事業を展開し、文化財に対する市民の理解を深めます。

また、無形民俗文化財として指定されている郷土民俗芸能の後継者育成を図るとともに、映像などによる記録化を図ります。

主な取組

- 未指定の文化財の調査・研究
- 指定文化財・国登録文化財・埋蔵文化財・民俗資料の保全・活用
- 無形民俗文化財の後継者育成・記録化

基本施策（2）郷土の歴史・文化の発信

統廃合により使用されなくなった学校などの公共施設跡地を活用し、これまでに蓄積された歴史資料・民俗資料を一元的に保存・管理・活用できる拠点施設「歴史民俗資料館」の整備を検討します。

また、本市の歴史・文化を市内外に発信するとともに、歴史パンフレットなどの作成、学校教育や市民の学習活動の支援を推進し、郷土愛の醸成に取り組みます。

主な取組

- 歴史民俗資料館の整備検討
- SNSなどを活用した歴史・文化の発信
- 歴史パンフレットなどの作成と活用
- 学校教育、市民の学習活動の支援
- 市役所本庁舎展示スペース「ちいさな博物缶！？」での文化財展示

基本施策（3）歴史・文化資源の有効活用

「筑西市都市計画マスタープラン」の歴史交流拠点「にいばりの里」に所在する国指定史跡新治廃寺跡と農業資料館を一体的に有効活用し、文化財の保護とともに、地域の活性化、賑わいの創出を図るための整備を検討します。

主な取組

- 国指定史跡の調査・保全・活用
- 農業資料館の有効活用の推進

施策33 文化・芸術の振興



現況と課題

【現況】

本市は、2人の文化勲章受章者である陶芸家の板谷波山、洋画家の森田茂の出身地であり、漆芸家の重要無形文化財保持者（人間国宝）大西勲が在住しています。

しもだて美術館では、上記の3人をはじめ、飯野農夫也（版画家）や浅香鉄心（書道家）など、郷土ゆかりの作家作品を収蔵展示しています。板谷波山を顕彰する板谷波山記念館では、作品だけでなく、波山の生家や作陶の際に使用した道具や窯なども見ることができます。

市民による各種の文化・芸術団体が多数組織されており、令和2年度における文化・芸術団体への加入者数は2,952人となっています。これらの団体では、筑西市文化祭や芸術祭などにおいて、日頃の活動の成果を発表するなど、自主的な文化・芸術活動が盛んに行われています。

本市ではこれまで、文化・芸術活動の振興に向けて、文化祭や芸術祭などの継続的な開催とともに、各種文化・芸術団体の活動を支援してきました。

また、しもだて美術館や板谷波山記念館において企画展を開催するなど、市民が多種多様な文化・芸術に親しめる場を提供するとともに、交流人口の増加を図ってきました。

しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、文化・芸術団体の活動も制限せざるを得なくなり、文化・芸術活動の停滞を余儀なくされ、しもだて美術館の入館者数は10,682人、板谷波山記念館の入館者数は1,377人と、前年から大きく落ち込みました。

【課題】

今後は、めまぐるしく変化を続ける状況のなかであっても、安全かつ安心な文化・芸術活動のあり方を模索・支援し、世界に誇る芸術家を輩出したまちとして、魅力的な美術館事業を展開し、市民全体の文化意識の高揚と市内外の耳目を集める取組が必要となっています。



しもだて美術館



板谷波山記念館

【年間加入者数及び入館者数】

(単位：人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
文化・芸術団体への加入者数	2,967	2,911	3,064	3,126	2,952
しもだて美術館への入館者数	36,806	21,600	32,628	30,314	10,682
板谷波山記念館への入館者数	4,791	4,409	8,489	2,938	1,377

基本目標（基本構想における 10 年間の目標）

文化・芸術の振興に向け、しもだて美術館をはじめとする既存の文化施設や公共施設跡などを有効に活用し、文化勲章受章者である板谷波山先生・森田茂先生をはじめ本市が誇る先人たちの偉業や功績を顕彰するとともに、様々な展覧会の企画、所蔵品の充実に努め、市内外に向けて情報発信を行います。

また、市文化祭の開催をはじめ、市民が実施する芸術祭などの文化事業を支援し、文化・芸術の振興を図ります。

目標指標（後期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和 8 年度）
文化・芸術団体への加入者数（人/年）	2,952	3,100
しもだて美術館への入館者数（人/年）	30,314 （令和元年度※）	33,000
板谷波山記念館への入館者数（人/年）	2,938 （令和元年度※）	4,000

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）文化・芸術活動の支援

文化祭などを開催し、文化・芸術活動に取り組む市民が活動の成果を発表する場を提供します。

また、あらゆる世代が芸術作品や文化活動の成果に直接触れるための機会を確保することで、市民一人ひとりが文化・芸術を身近なものとして日常に取り入れ、豊かな感性や創造力を育てることができるよう、文化事業を継続的に開催し、情報発信の充実に努めます。

さらに、文化事業参加者の固定化、若年層の活動離れを改善するため、文化・芸術のワークショップなどを開催し、誰もが参加しやすい環境づくりを進め、新たな会員の増加に取り組めます。

主な取組

- 文化祭などの文化事業の開催
- 各種文化・芸術団体への支援の充実
- SNSなどを活用した文化・芸術の情報発信

基本施策（2）文化・芸術の発信

しもだて美術館・板谷波山記念館の各種事業を通じて、市民が優れた文化・芸術に親しむ機会を提供し、日々の生活のなかで文化・芸術がより身近なものとなるよう取り組みます。

また、市内の私設美術館や市民団体と連携し、本市が誇る文化・芸術を市内外に広く発信し、交流人口の増加を図ります。

主な取組

- 〔しもだて美術館〕郷土ゆかりの作家作品の展示、市民ニーズにこたえた企画展の開催
- 〔板谷波山記念館〕陶芸作品とともに、波山の人物像を紹介する企画展の開催
- 企画展関連イベントの開催
- 市内の私設美術館や市民団体との連携
- 世界に誇る芸術家を輩出したまちとしてのブランディングの推進



鳩杖



板谷波山



椿文茶盃



彩磁金魚文花瓶



HAZAN
The 150th
Birth Anniversary



葆光青磁唐花彫紋花瓶

基本理念 4

自主・自立したまちづくりの強化

政策 11

参画と協働で支える多様な活動の推進

政策 12

シティプロモーションの充実

政策 13

効率的な行財政運営の推進

施策34 人権の尊重と男女共同参画の推進



現況と課題

【現況】

日本国憲法には「基本的人権の尊重」が掲げられています。本市においても差別や偏見のない明るい社会の実現に向けて、人権・同和問題の解決を目標に、正しい理解を深めるための講演会・研修会の開催や、人権擁護委員が相談員や講師となって実施する人権相談・人権教室、小中学生を対象とした人権作文・人権書道の募集などの活動を実施してきました。

また、男女共同参画社会実現のために、平成 22 年に「筑西市男女共同参画基本計画」、令和 2 年には「第 2 次筑西市男女共同参画基本計画」を策定し、講演会や男性の家事応援講座、ワーク・ライフ・バランス研修、性的マイノリティ研修などを開催してきました。

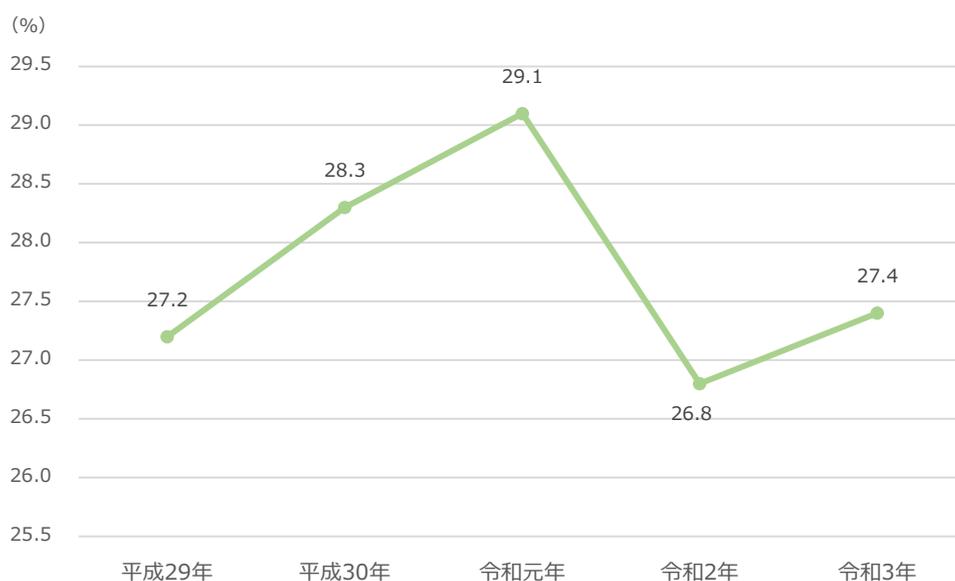
このようななか、市民意識調査を実施したところ、特に性的マイノリティに関する意識が高まりつつあることが分かっています。

【課題】

今後の人権啓発については、差別や偏見のない明るい社会の実現に向けて、工夫しながら施策に取り組んでいくことが求められます。

また、男女共同参画の推進では、ワーク・ライフ・バランスの推進、そして審議会などにおける女性登用率の向上などが重要です。

【審議会などにおける女性の登用率（各年 4 月 1 日現在）】



筑西市男女共同参画都市宣言文
日本百名山の一つ筑波山が一番美しく見えるまち筑西市 その優雅な山容に抱かれながら 先人たちは豊かな郷土を築き 誇り高い文化を育んできました わたしたちはその意思を受け継ぎ 男女一人一人が 互いの人権を尊重し 互いの個性や能力を認め 共に助け合い 共に輝く社会の実現をめざして ここに「男女共同参画都市」となることを宣言します

基本目標（基本構想における10年間の目標）

様々な人権問題に対して、差別と偏見のない明るい社会を実現するため、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場を通して、人権教育についての学習機会の拡充と、多様な広報媒体を活用した啓発活動を推進します。

また、男女を問わず、市民一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発や、ワーク・ライフ・バランスの推進を行うとともに、環境整備を図ります。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
人権啓発講演会・研修会などへの参加者数（人/年）	4,145 （令和元年度※）	4,600
審議会などにおける女性の登用率（%/年）	27.4	35.0

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）人権啓発活動の推進

国や県、他市町村、関係団体などと連携・協力しながら、様々な人権課題に関する正しい認識を深めていくとともに、国際的視野に立った人権尊重の意識が広く定着するよう、啓発活動を推進します。

主な取組

- 啓発活動の推進（市の広報紙などによる啓発、街頭啓発）
- 人権啓発講演会の開催
- 人権相談の実施
- 人権侵害被害者への支援

基本施策（２）人権教育の推進

人権作文・書道の募集、人権教室の開催を継続して行うことにより、学校教育や各種社会教育などの様々な学習機会を通じて基本的人権の尊重が正しく身に付くよう、人権教育を推進します。

主な取組

- 人権・同和問題研修会などへの参加
- 小中学生対象の人権教育の推進（人権教室、人権作文・書道募集、「子どもの人権SOSミニレター」配布）

基本施策（３）男女共同参画の意識の醸成

「第２次筑西市男女共同参画基本計画」に基づき、市民との協働による男女共同参画社会づくりに向けた施策の展開を図るとともに、審議会などへの女性の登用率を上げるための施策展開についても取り組みます。

主な取組

- 各審議会などへの女性の登用促進
- 男女共同参画セミナー・講演会の開催
- 市民・企業を対象とした意識調査の実施

基本施策（４）ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て中の仕事を持つ親を対象に、多様な働き方に関するセミナーなどを開催するとともに、企業や職員を対象とした教育セミナーや各種研修を開催し、「第２次筑西市男女共同参画基本計画」に基づく事業を総合的かつ計画的に推進します。

主な取組

- ワーク・ライフ・バランスセミナーなどの開催
- ワーク・ライフ・バランスセミナーなどへの企業・職員の参加促進



施策35 地域コミュニティの育成

現況と課題

【現況】

現在、市内の各地域において、集落単位で結成された自治会が中心となって、コミュニティ活動や各種行事などを行っています。地域コミュニティを活性化するうえで、それをけん引・先導するリーダーなどの中核的人材の存在が重要な要素となっており、いわゆるコミュニティリーダーの育成により、地域コミュニティ活動の活性化が図られ、地域の連携が生まれます。

本市ではこれまで、自治会連合会への支援、チャレンジいばらき県民運動への参画、筑西市ネットワーク協議会の活動支援を行いながら、コミュニティリーダーの育成に向けた研修会などを実施してきました。

また、広報紙やホームページに加え、Facebook、Twitter、Instagram、LINEなどの様々なSNSを活用した幅広い情報提供を通して、行政と住民の情報共有を図り、自治会活動への支援を行っています。

さらに、コミュニティ助成制度を通してコミュニティ施設の整備を進め、コミュニティの活性化を図っています。

【課題】

人口減少や少子高齢化、核家族化などが進んだことにより、地域の連携が希薄化してきています。自治会加入のメリットが浸透していないなど、活動への理解不足による加入率の減少も見られます。様々な問題を住民が主体となって解決できるよう、支援の在り方を検討し、更なる自治会活動の向上が図れるように努める必要があります。

基本目標（基本構想における10年間の目標）

これからの地域自治を支える新しい地域コミュニティの創造に向け、既存コミュニティの維持・活性化を図りながら、住民をはじめ、ボランティアや企業など、多様な主体の参画による新しい体制づくりも視野に、持続可能な仕組みづくりを検討します。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
自治会への加入状況（%/年）	81.0	83.0
認可地縁団体数（団体）	75	80

基本施策（1）自治会活動支援

自治会をはじめとする既存組織の継続的運営や、地域の少子高齢化の状況を踏まえた組織づくりの推進のために、自治会活動への支援や自治会加入促進を図るとともに、コミュニティ助成制度を活用し、コミュニティ施設の利用環境の改善を図ります。

主な取組

- 自治会活動の支援
- 広報紙などを活用した自治会加入促進
- 自治会との交流活動の推進
- 先進自治会活動事例の紹介
- コミュニティ助成制度の活用

基本施策（2）自治会活動などの組織・人材の育成

組織間・世代間の切れ目のない交流などによる自治会活動や自治会の法人化支援、市民協働・地域活動の継承を図るとともに、地域活動を通じてリーダー育成や女性参画を推進します。

主な取組

- リーダー育成と積極的な女性参画の推進
- 自治会役員などの研修の実施
- 認可地縁団体登録[※]の支援

※認可地縁団体登録：自治会などの「地縁による団体」を法人化することにより、自治会名義で不動産登記をすることができる。



施策36 協働のまちづくりの強化

現況と課題

【現況】

本市では「連携と協働[※]で進めるまちづくり」を目指して、平成20年に市民協働の基本的な考え方やルールを示す「市民協働のまちづくり基本指針」を定めました。この指針に掲げる施策を着実に実施し、市民参加を効率的に推進するため、翌21年には「協働のまちづくり推進計画」を策定し、現在は、平成29年に策定した「第3次協働のまちづくり推進計画」により、各種の事業を推進しています。

協働のきっかけづくりとして、パブリックコメント制度や市民団体などの登録及び公表制度の制定、ちくせい市民協働まちづくりサロンの設置などに取り組んだ結果、基本的な協働の仕組みが整い、協働の基盤強化として、市民団体連絡協議会の設置や市民活動の組織化・ネットワーク化、活動の有機的な結びつきの強化などを進めました。

また、協働のまちづくりを活発に進めるうえで、リーダーとなる人材が必要であり、本市では、このようなコミュニティリーダーの育成に向けた研修会などを実施してきました。

現在、成熟した市民協働社会の形成に向けて、市民の公益的な活動を中心にした、多くの主体が支える相互支援を基礎としつつ、市民団体などの自立と持続可能な活動を促すための人材育成や活動支援に取り組んでいます。

【課題】

今後は、必要な事業を継承しつつ、「第4次協働のまちづくり推進計画」を策定し、市民活動の活性化や団体間の交流促進に引き続き取り組み、成熟した市民協働社会に一步でも近づくことを目指します。

【市民団体などのデータベース登録数（各年3月31日現在）】



※協働：「基本指針」における「協働」の定義は、市民・市民団体・企業と行政とがそれぞれに自立した主体として、互いの自主性を尊重し、豊かに安心して暮らすことのできる地域づくりのために連携・協力することであり、その過程では、各々の資源を持ち寄り、長所をいかし楽しみながら、対等な立場で役割と責任を分担するもの。

基本目標（基本構想における10年間の目標）

成熟した市民協働社会づくりに向けて、市民や市民団体、NPOなどの公益的な活動を中心とした多くの主体が、より自主的かつ有機的に連携して取り組むことのできる環境整備を図ります。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
「協働のまちづくり学習会」への参加者数（人）	359	500
市民活動登録団体数（団体）	109	115
市政懇談会参加者の満足度（%/年）	71.3 （令和元年度※）	80

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）意識の改革と人材の育成

まちづくりにかかわる市民、行政職員の意識を変え、積極的に協働を取り入れます。
また、人と人のつながりを重視して、市民協働の広がりや継続性を確保します。

主な取組

- 協働のまちづくりイベント事業の開催
- 協働のまちづくり学習会への参加促進
- 産官学連携によるまちづくり事業の推進



協働のまちづくりイベント・学習会などの様子

基本施策（2）市民活動の支援・連携

市民などの主体性と独立性を損なわないよう配慮しながら支援を行い、団体の育成と団体間の連携強化を図ります。

また、市民のニーズに応じて多様な展開を可能とし、地域コミュニティ活動の活性化を図るため、集会施設などの修繕を支援します。

主な取組

- 市民団体などの登録、公表制度運営事業の推進
- ちくせい市民協働まちづくりサロンの充実
- 市民活動備品・機材等貸出制度の拡充
- 市民団体連絡協議会との連携強化
- 集会施設修繕補助事業の実施

基本施策（3）市民に開かれた行政づくり

市民と行政の協働のまちづくりを推進するためには、市の情報を市民にわかりやすく知ってもらうとともに、市民の声を行政に反映していく必要があります。市では広報紙をはじめ、ホームページやSNSの充実に努め、市民生活に密着したきめ細かな情報サービスを提供します。

また、情報公開制度の周知に努め、適切な公文書の開示を行うとともに、個人情報の保護にも努めます。

さらに、市政懇談会や「市長へのはがき」、「市長ほっとライン」などにより、あらゆる世代の市民の声を聞く機会の充実に努めるとともに、開かれた議会を推進するため、ケーブルテレビによる本会議生放送、議会ホームページでの本会議映像の放映を行います。

主な取組

- 市政懇談会の開催
- パブリックコメントの実施
- 行政情報の公表
- 広報紙・ホームページ・SNSによる情報発信の充実
- 「市長へのはがき」やメールなどへの対応



施策37 多様な交流の促進



現況と課題

【現況】

本市では、各種イベント時におけるPRなどにより地域の交流が進められています。

これまでに、昭和54年に友好都市協約を結んだ岡山県高梁市との交流事業や台東区との都市農村交流事業、全国報徳研究市町村間の交流事業を推進してきました。

また、多文化共生のまちづくりに向けて、筑西市国際友好協会の活動を支援し、同協会と連携・協力して国際交流活動の活性化を図っています。

【課題】

今後は、歴史的文化や各種イベントなどのつながりによる連携交流の更なる促進を図ることが必要です。

また、様々な分野において、豊かな自然環境などの本市独自の地域資源をいかした交流事業を推進し、市民レベルでの交流の活性化を促していくとともに、災害時の相互支援活動も含めた良好な交流・協力関係を築くことが必要です。

さらに、多文化共生社会の実現に向けて、国際化に対応した環境の整備、交流事業の推進を図るため、国際交流の機会の提供に取り組むことが必要です。

【主な都市間交流】

区分	市区町村	時期	主な交流内容
友好都市	高梁市（岡山県）	昭和54年～	友好都市協約の締結、市や関係機関などとの交流事業の推進
全国報徳サミット [※]	全国報徳研究市町村協議会加盟市町村（17市町村）	平成11年～	「全国報徳サミット」参加によるまちづくり・ひとづくりに必要な取組についての意見・情報交換交流
都市と農村交流	台東区（東京都）	平成19年～	都市間のイベント参加による交流（農産物販売・観光PRなど）、小学校間交流の推進
歴史的文化	日高市（埼玉県） 伊達市（福島県）	平成28年～ 令和3年～	相互のイベントにおけるPR

※全国報徳サミット：二宮尊徳にゆかりのある全国報徳研究会市町村協議会に加盟している17市町村が集まり、二宮尊徳の教えの実践「報徳仕法」の検証を通してこれからのまちづくりに必要な取組を学ぶために毎年開催されているもの。筑西市以外の加盟市町村は、以下の16市町村。

北海道：豊頃町	栃木県：日光市、真岡市、那須烏山市、茂木町
福島県：相馬市、南相馬市、大熊町、浪江町、飯館村	神奈川県：小田原市、秦野市
茨城県：桜川市	静岡県：掛川市、御殿場市
	三重県：大台町

【外国人登録人数（令和3年4月1日現在）】

外国人登録人数	外国人登録人数 上位5か国				
	ベトナム	フィリピン	タイ	スリランカ	中国
2,969人	576人 (19.4%)	542人 (18.3%)	385人 (13.0%)	283人 (9.5%)	213人 (7.2%)

資料：市民課「住民基本台帳」

基本目標（基本構想における10年間の目標）

都市・地域間交流や国際交流などの多様な交流の促進に向けた積極的な支援を行い、広い視野での連携基盤の構築に取り組みます。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
歴史的文化・イベントなどによる連携（件）	1	4
国際交流事業参加者数（人/年）	2,135 （令和元年度※）	3,000

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）都市・地域間交流の推進

友好都市との交流や都市と農村交流などの活性化を図り、都市間の交流を推進します。
また、市民レベルの都市間交流を図るため、民間団体などとの連携のもと、地域性をいかした交流を推進します。
さらに、災害時の相互支援も見据え、良好な交流・協力関係の構築に向けた地域間交流や都市間交流を推進します。

主な取組

- イベントのPR、参加、連携
- 友好都市である高梁市や関係機関などとの交流事業推進
- 東京都台東区との交流促進（蔵前小学校との連携など）
- 歴史的なつながりをいかした多様な交流の推進
- 「道の駅グランテラス筑西」をいかした物産交流の推進
- 他市区町村との地域資源をいかした交流の推進
- 「全国報徳サミット」への参加

基本施策（2）多文化交流の推進

国際交流の民間組織や県国際交流協会と連携し、国際交流の機会の提供を推進します。
また、外国人住民の相談に応じる機会を設けるとともに、外国人の暮らしやすさに配慮した取組を実施します。

主な取組

- 外国人観光案内所の認定取得の推進
- 筑西市国際友好協会の活動支援
- 外国人のための無料弁護士相談の開催



国際友好協会活動の様子



友好都市 高梁市への災害支援時の様子

基本理念4 自主・自立したまちづくりの強化

政策12

シティプロモーションの充実

施策38 戦略的なPR活動の推進と基盤の強化



現況と課題

【現況】

本市のみならず、各地方自治体において、人口減少や少子高齢化などの問題を抱えているなか、定住人口を増やすための政策に積極的に取り組む自治体が増えており、様々なシティプロモーションが行われています。

このようななか、本市では、「第2期筑西市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」において、本市への新しい人の流れをつくるとともに、筑西市ファンを増やすことを基本目標として、シティプロモーションの推進に取り組んでいます。

これまで、本市の魅力を発信するため、プロモーションビデオの制作やテレビ放映をはじめとした広報媒体を利用して、まちのPRを行うとともに、本市にゆかりのある人にふるさと大使を委嘱し、イメージアップへの協力をお願いしています。

また、ふるさと納税推進事業において、市外からの寄付者へ本市の特産品を贈ることにより、更なる知名度の向上とイメージアップを図っています。

さらに、本市の魅力をまとめた「るるぶ特別編集筑西市」をはじめ、各種PR冊子を配布することで、市内の観光資源を広く発信し、交流人口の増加につなげています。観光振興の核である既存の4大まつりに加えて、新たに開催される「ちくせい花火大会」をPRすることにより、知名度の向上に取り組んでいます。

地域の情報基盤の強化については、光ファイバーエリアの拡大や公共施設を対象とした公衆無線LANの整備を推進してきました。

【課題】

人口減少・市民の満足度の低下・本市の認知度の低さや地域への関心の低さが課題となっています。市内外から評価される都市となるためには、行政のみで取り組むだけでは一定の効果しか得られません。地域の魅力の向上と合わせて、住民や企業、各種団体など、産官学が一体となって取り組む環境づくりが必要です。

また、5Gなどの新たな通信技術を用いたデジタル社会への対応を行うことが必要です。

【ふるさと納税受入件数、収入額】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
寄付件数(件)	7,253	6,582	3,428	9,457	11,217
寄付金額(千円)	130,674	120,831	67,690	152,128	131,179

基本目標（基本構想における 10 年間の目標）

国内外から選ばれる都市となれるよう、産業・観光振興に資するあらゆる魅力と、防災に関する情報などの一元化を図り、ケーブルテレビや広報紙、ホームページ、Facebook・Twitter など、あらゆる媒体を通じて、効果的かつ戦略的な情報発信を推進します。

また、市民の誇りの醸成に取り組み、市民一人ひとりが市のセールスマンとして活躍する、シティプロモーションの推進体制の構築に取り組みます。

さらに、高度情報化時代における基盤の充実・強化に向け、多様な情報を手軽に安心して受発信できるインターネット環境の充実を図るとともに、外国人観光客のおもてなしや災害時などにも対応できる環境整備を図ります。

目標指標（後期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和 8 年度）
オープンデータ公表件数（件）	23	143
ホームページの閲覧数（総アクセス数）（件/年）	4,798,776 （令和元年度※）	5,000,000
LINE 友だち登録者数（人）	6,179	10,000
公衆無線 LAN 延べ利用者数（件/年）	47,539	71,000

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）地域情報の一元化

産業や観光振興などの様々な情報の一元化を図り、継続的な更新と資料化に取り組みます。

また、利用者の活用ニーズの高いオープンデータを利用者にとって「活用しやすい環境」上で提供できる、安全な基盤づくりを推進します。

主な取組

- 産業振興・観光振興に資するあらゆる魅力の整理
- 情報マップなどの作成
- オープンデータの提供

基本施策（2）あらゆる魅力と情報の戦略的発信

ケーブルテレビ、広報紙、ホームページや Facebook・Twitter・Instagram・LINE をはじめとする SNS などのあらゆる媒体をはじめ、ふるさと大使やちくせい観光大使、筑西市マスコットキャラクターちっくん、ちくせい魅力散策マップなど、現在稼働している「もの・ひと」を有効に活用し、情報の細やかな発信を行います。

また、地域情報の発信拠点として「道の駅グランテラス筑西」の活用や全国から人を呼ぶことができる音楽フェスティバルなどの定期開催、隣接する市町村との連携強化を図り、情報の戦略的発信の仕掛けづくりに取り組みます。

主な取組

- 魅力発信事業の推進
- 情報の戦略的発信の仕掛けづくり
- 移住・定住情報の発信
- あらゆる媒体（もの・ひと）を通じた情報発信の充実
- ふるさと納税推進事業の拡大
- 企業版ふるさと納税推進事業の推進
- アンテナショップでの筑西ブランドなどの情報発信

基本施策（3）情報通信基盤の充実

多様な情報を手軽に安心して受発信できるよう、公共施設を対象とした公衆無線 LAN などの整備を推進します。

主な取組

- 公共施設を対象とした公衆無線 LAN の整備推進
- 情報セキュリティ対策の強化



「道の駅グランテラス筑西」プロモーションビデオ

施策39 移住・定住の促進



現況と課題

【現況】

全国的な課題である人口減少は本市においても例外なく進んでおり、平成7年の118,078人をピークとして平成27年には104,573人、令和2年には100,753人となっています。

人口の推移として、自然増減については、平成15年に死亡数が出生数を上回って以来、その差は増加傾向を継続しています。社会増減については、転入元として結城市や桜川市、小山市、下妻市などの近隣市が多く、転出先としてつくば市や東京都特別区、結城市などが上位にランクインしていますが、転出超過の状況が続いており、約半数が県内への転出となっています。

男女別・年齢階級別人口移動の長期的な動向については、男女ともに10代後半が大幅な転出超過となっています。一方で、20代前半については、男女ともに転入超過の傾向が見られましたが、男性は転入超過の度合いが縮小し、女性は転出超過に転じています。

このようななか、本市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本市の人口問題の現状と課題を踏まえた「筑西市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」、平成27年度から令和元年度までの5か年の政策目標や具体的な施策をまとめた「筑西市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定してきました。現在は、これまでに根付いた地方創生の意識や取組を切れ目なく進めるため、新たに令和2年度から令和6年度までの「第2期筑西市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定し、各種の事業を推進しています。

これらに基づき、移住・定住を促進するため、結婚・出産・子育ての切れ目のない支援や安定した雇用の創出、U I Jターンの促進、住み続けたい環境づくりなどの多角的な事業に取り組んでいます。

【課題】

今後は、時代に即した移住・定住の環境整備と情報発信を更に強化し、転出の抑制と転入の増加を図っていくことが必要です。



移住・定住支援サイト「ちくせいかつ」

【転入元・転出先の状況】

(単位：人)

順位	転入元				転出先			
	令和2年		令和元年		令和2年		令和元年	
	自治体	転入数	自治体	転入数	自治体	転出数	自治体	転出数
第1位	結城市	198	結城市	195	つくば市	250	つくば市	240
第2位	桜川市	190	小山市	156	東京都特別区	218	東京都特別区	231
第3位	小山市	159	下妻市	147	結城市	168	結城市	193
第4位	つくば市	145	桜川市	132	小山市	156	小山市	174
第5位	下妻市	129	つくば市	127	下妻市	125	桜川市	151
第6位	東京都特別区	106	水戸市	89	桜川市	122	下妻市	128
第7位	真岡市	77	東京都特別区	84	水戸市	96	水戸市	84
第8位	古河市	70	宇都宮市	75	古河市	77	古河市	69
第9位	宇都宮市	67	古河市	62	真岡市	69	真岡市	68
第10位	水戸市	62	真岡市	61	宇都宮市	62	宇都宮市	57
その他合計		1,324	その他合計	1,335	その他合計	1,373	その他合計	1,355
県内合計		1,172	県内合計	1,139	県内合計	1,210	県内合計	1,279
総数		2,527	総数	2,463	総数	2,716	総数	2,750

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

基本目標（基本構想における10年間の目標）

若者をはじめ、子育て世代や元気な高齢者の移住・定住の促進に向け、移住・定住環境の整備に取り組むとともに、東京圏などの住民を対象に、筑西の魅力発信と併せて移住・定住情報の発信に取り組みます。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
移住に関する相談件数（件/年）	30	60
移住・定住応援サイト「ちくせいかつ」の閲覧数（トップページアクセス数）（件/年）	2,957 （令和元年度※）	16,800
移住・定住に係るイベントなどの実施（回/年）	1	5

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）移住・定住環境の整備

移住・定住の促進に向け、子育て世代の住宅取得への支援などを行います。

また、市内の空き家や空き店舗などを有効活用することにより、定住環境の整備に取り組みます。

主な取組

- 居住支援の充実（若者・子育て世代住宅取得奨励金事業など）
- 地域おこし協力隊員の定住支援
- 定住環境の整備を促進する取組の検討・実施

基本施策（2）移住・定住情報の発信強化

移住・定住の促進を図るため、インターネットなどの広報媒体を用いて、市内での生活環境や雇用環境、子育て環境や教育環境など、移住・定住に関する情報の発信を強化します。

また、大学への進学などで市外へ転出した者などを中心に、Uターンを促進・支援する取組を行い、郷土愛の醸成を図ります。

さらに、移住希望者に本市をより広く認知してもらえるよう、市のブランディングやアピールポイントを検討します。

主な取組

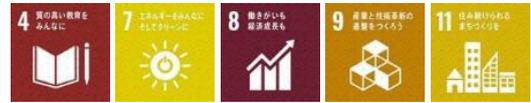
- 移住・定住応援サイト「ちくせいかつ」を活用した情報発信
- 移住者向けパンフレットの制作、国・県の移住情報拠点での配布
- 市の補助金や助成金をまとめた情報の発信
- 市内外の交流施設やイベント時における効果的な情報発信
- 若者をターゲットとし、就業や住まいなどについて複合的に紹介する説明会・案内の実施
- 移住者やUターン者向けの就職支援情報の周知
- 市のブランディング、アピールポイントの検討

基本理念4 自主・自立したまちづくりの強化

政策13

効率的な行財政運営の推進

施策40 行財政改革の推進



現況と課題

《行政改革》

【現況】

本市の行政改革は、平成17年の合併以来、第1次・第2次・第3次と継続して取り組み、人件費の削減など一定の効果を挙げてきました。

しかしながら、全国の地方自治体に共通する人口減少と少子高齢化の更なる進行、多様化する市民ニーズへの対応に加え、厳しい財政状況などの課題を解決する『特効薬』はなく、この状況は長期的に続くことが予想されています。

【課題】

公共施設やインフラの老朽化、地方行政サービス改革の推進など、将来を見据えた行政課題に的確に対応していくことが求められています。

「限られた財源」と「限られた人材」で、人口減少をはじめとする諸課題に対応しつつ、持続可能な行政サービスを提供し続けるためには、行政自らが変革するとともに、将来予想される危機を「遠い未来」のこととして傍観することなく、現時点から取り組むべき改革に早急に着手する必要があります。

令和2年3月に策定した「第4次筑西市行政改革大綱」において、「未来志向の行財政経営～未来のために いまできること～」を基本目標に掲げるとともに、「市民サービスマネジメント」、「行政資源マネジメント」、「歳入・歳出マネジメント」の3つを改革の柱と位置付けており、今後も徹底した行政改革に取り組んでいく必要があります。

《市民サービス》

【現況】

市民サービスとしては、毎週木曜日の午後7時までの窓口延長業務と休日開庁による住民票や戸籍謄抄本などの各種証明書交付の実施が市民に浸透してきました。

また、住民票・印鑑登録証明書・所得証明書の交付に関しては、マイナンバー（個人番号）カードを利用したコンビニ交付、本庁舎に導入した交付システムの利用も増えてきています。

さらに、令和3年1月からは、家族や親族が亡くなった後の各種手続きについて、申請書などの作成をお手伝いする「おくやみ手続支援窓口」を開設し、手続きなどをわかりやすく記載した「おくやみハンドブック」を作成・配布しています。

【課題】

今後も、市民のニーズに合わせたサービスや利便性の向上に努めていくことが必要です。

また、市民サービス業務のアウトソーシングも視野に入れた検討や、マイナンバー制度の運用に伴う情報セキュリティ対策の強化を行うことが必要です。

＜財政＞

【現況】

令和2年度決算における財政指標では、経常収支比率が91.8%、財政力指数が0.69、将来負担比率が64.5%、実質公債費比率が8.4%となっています。将来負担比率などの財政健全化指標は基準を下回り、財政の健全性は維持されていますが、経常収支比率については改善の動きが見られるものの、財政構造の弾力性が失われつつあります。

本市の財政について、歳入面においては、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響により市税収入が減収し、普通交付税についても大幅な増額が見込めないなど、一般財源総額の十分な確保が困難な状況になると考えられます。歳出面においては、扶助費をはじめとする社会保障関係経費の増加に加え、重要幹線道路や義務教育学校の整備、公共施設の老朽化対策など多額の需要が見込まれています。

【課題】

今後は、全職員が本市の財政状況を理解することが必要であることから、財政状況の庁内周知や研修などの実施による職員への意識付けを行うとともに、中長期財政計画の策定により「持続可能な行財政運営」への転換を図るため、各施策の必要性や適正規模などの更なる見直しを図る必要があります。

また、公共施設の老朽化対策としては、「公共施設適正配置のための基本方針」や各施設の個別施設計画などにに基づき、施設総数や在り方の見直しも含めた長期的な維持管理経費の縮減に努める必要があります。

【財政指標】

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
経常収支比率※ (%)	95.8	93.1	95.0	93.3	91.8
財政力指数※	0.68	0.68	0.70	0.69	0.69
将来負担比率※ (%)	42.7	41.7	61.0	67.5	64.5
実質公債費比率※ (%)	8.6	8.3	8.5	8.7	8.4

※経常収支比率：歳出のうち、人件費や公債費（借金の返済額）など経常的な支出に、市税など経常的収入がどの程度充当されているかを示すもの。市は80%を超えると財政構造の弾力化が失われつつあるといわれる。

※財政力指数：地方公共団体の財政力の強弱を示すもの。財政力指数が1.0に近く（より大きく）なるほど財源に余裕があるといわれる。

※将来負担比率：地方公共団体の一般会計などの借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

※実質公債費比率：借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

基本目標（基本構想における10年間の目標）

将来を見据えた戦略的な行政経営を展開するとともに、限られた財源を有効に活用し、長期的展望に立った健全な財政運営に努めます。

職員の能力開発と効率的な組織体系を確立するとともに、横断的な取組の強化を図ります。

福祉施設や集会施設、スポーツ施設などの公共施設については、今後の人口動向を見据え、類似した機能を有する公共施設の適正配置（多機能化・複合化）に取り組みます。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
AI・RPAを導入した業務数（業務）	3	27
コンビニ交付による証明書交付率（%/年）	9	25
公共施設適正配置に関する指針に基づく統廃合・複合化施設数（施設数）	10	18

基本施策（1）将来を見据えた行政経営・行政改革

「第4次筑西市行政改革大綱」に基づき、持続可能な住民サービスを将来にわたって安定して提供し続けることができるよう、『未来志向の行財政経営』を図ります。同時に、人口減少の進行などにより将来予想される危機を自らの危機として認識し、「いまできる改革・いますべき改革」を推進するとともに、自治体DX^{*}やEBPM^{**}などの新たな取組についても、積極的に展開します。

主な取組

- 行政評価制度などの充実・強化
- 自治組織やNPOなどとの協働・民間活力導入
- 自治体DXの推進（AI・RPAなどの先進技術導入やICT技術の活用による業務効率化など）
- 質の高い行政サービスの提供
- 公正かつ適切な入札制度の確立

※自治体DX：令和2年12月25日に「デジタル・ガバメント実行計画」の閣議決定に合わせて自治体DX推進計画が策定された。デジタル社会構築に向けた取組を自治体の足並みをそろえながら進めていく計画となり、デジタル技術による利便性の向上やAIなどの活用による業務効率化などのほか、データ様式の統一化や多様なデータの円滑な流通などを行い、住民一人ひとりに寄り添った「行政サービスの変革」を目指していくこと。

※EBPM：統計データや各種指標など、客観的エビデンス（根拠や証拠）を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うことを指す。行政がこれまで蓄積しながら活用できていなかった膨大な情報やデータなどを最大限活用・分析し、民意や社会の状況をすばやく、的確に反映した政策を立案・実行し、普段は見えにくい政策の効果を可視化して、誰もが効果をより実感できるようにすること。

基本施策（2）市民サービスの向上

利用される方に満足していただけるよう、窓口対応のサービス向上や休日開庁などの利便性の向上に努めます。

主な取組

- 窓口業務の時間延長及び休日開庁の実施
- マイナンバーカードを利用した交付システム（本庁舎・コンビニ）の推進
- マイナンバー制度への対応
- おくやみ手続支援窓口の実施
- 総合窓口ワンストップ化推進の検討
- 行政サービスの民間委託などの検討
- 接遇研修の実施

基本施策（3）職員の能力開発と人材育成

人材育成基本方針に基づき職員研修などを積極的に行い、職員の資質向上と能力開発を効果的に推進するとともに、時代の潮流の変化に対して柔軟に対応できる次世代のリーダーを戦略的に育成します。

主な取組

- 次世代リーダーの戦略的育成
- 職員の適正管理・配置
- 人材育成基本方針に基づく職員研修などの実施

基本施策（4）健全な財政運営

事務事業の効率化による歳出の削減を図るとともに、財源の確保に努め、健全な財政運営の確立を図ります。

主な取組

- 事業の選択と集中（既存事業の徹底的な見直し）
- 施設の維持管理コストの縮減
- 投資的経費の抑制・平準化
- 市税や国・県補助金などの積極的な確保

基本施策（5）公共施設マネジメントの推進

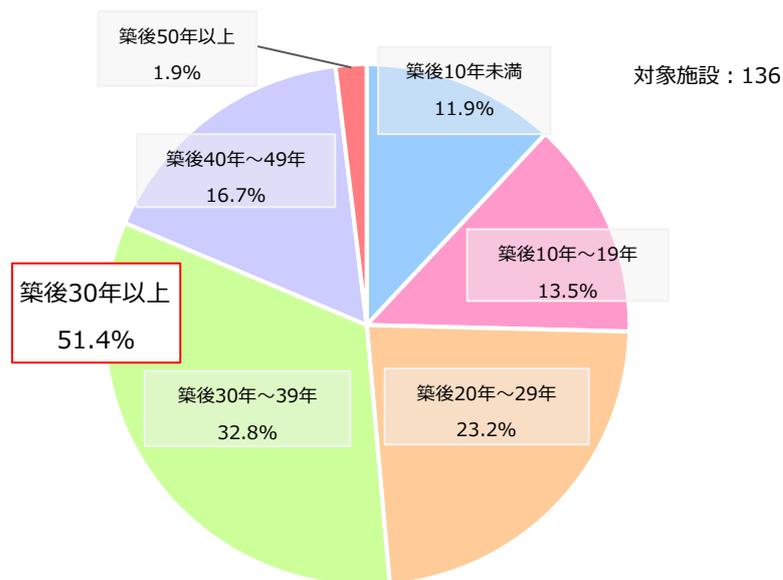
「筑西市公共施設適正配置に関する指針（公共施設等総合管理計画）」、「公共施設適正配置のための基本方針」、「公共施設適正配置実施計画（個別施設計画）」に基づき、将来を見据えた施設総量の最適化や、廃止・転用・多機能化・複合化などの戦略的な公共施設の適正配置を検討します。

また、公共施設やインフラの維持管理について、「事後保全」から「予防保全」への転換を図り、利用者の安全・安心の確保と施設の長寿命化や修繕費の平準化を推進します。

主な取組

- 公共施設などの適正配置と計画的な更新
- 公共施設などの長寿命化と修繕費の平準化
- 公有財産の有効活用

【公共施設の築後経過年数割合（面積割合）】



出典：「筑西市公共施設白書（平成31年3月改訂版）」

※平成29年4月1日時点

※市民の一般利用が目的の施設（水道などのインフラを除く）

施策41 広域連携の推進



現況と課題

【現況】

住民の日常生活圏や経済活動が広域化し、住民ニーズが多様化・高度化するなかにあって、県・市町村の区域を超えた行政需要に対応するため、関係自治体などとの連携による行政の広域化が進められています。

本市ではこれまで、一部事務組合による消防・救急、ごみ処理、し尿処理などの事務の共同処理をはじめ、非常災害時に備え、県内自治体などとの相互連携を図っています。

また、県西地域総合振興協議会などの活動を通じて、関係機関に対する要望活動や各種事業を実施しています。

さらに、つくば市や下妻市と連携した公共交通の広域連携に取り組んでいます。

【課題】

今後は、更なる行政サービスの効率化や地域の魅力創出、地域産業の活性化などを進めるため、これまで以上に高度な行政サービスをより効率的に提供することが求められています。

そのためには、県内外を問わない広域連携の更なる推進を図る必要があります。

【共同事務処理一覧】

団体・協定 名称	構成市町村	共同処理・協定内容
筑西広域市町村圏事務組合	筑西市、結城市、桜川市	広域圏による消防・救急、し尿、ごみ、火葬場などの共同処理 筑西遊湯館（温浴施設）、県西総合公園、職業訓練センター
下妻地方広域事務組合	筑西市、下妻市、常総市 八千代町	し尿・ごみ処理施設などの共同処理 ピアスパーク・しもつま（温浴施設）
県西地域総合振興協議会	茨城県西都市 [※]	県西地域の共通課題の解決を図るとともに、 県西地域の振興を推進
茨城租税債権管理機構	県内全市町村	地方税に係る滞納処分
災害時応援協定	県内全市町村	災害時の相互応援に関する協定
	茨城県西都市	茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定
	廃棄物と環境を考える協議会（県内外 64 市町）	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定
	岡山県高梁市	災害時相互応援に関する協定
	全国報徳研究市町村協議会	全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策活動の相互応援に関する協定

※茨城県西都市：筑西市、下妻市、笠間市、坂東市、八千代町、境町、結城市、常総市、桜川市、五霞町、古河市

団体・協定 名称	構成市町村	共同処理・協定内容
災害時応援協定	那珂市、桜川市	原子力災害時における県内広域避難に関する協定
	那珂市	災害時における相互応援に関する協定
	秋田県井川町	相互応援に関する協定
	県内全市町村、 福島県いわき市	原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定
	古河市、結城市、龍ヶ崎市、 下妻市、常総市、取手市、 つくば市、守谷市、坂東市、 つくばみらい市、八千代町、 利根町	大規模水害時の広域避難に関する協定
	桜川市	緊急時における応援給水に関する協定
	東京都台東区	災害時相互応援協定
災害廃棄物処理	県内全市町村 関係一部事務組合※ 一般社団法人茨城県産業資源循環協会	非常災害時における廃棄物適正処理に関する相互連携協定
広域連携共同事業	下妻市 つくば市	「筑西・下妻広域連携バス」実証実験運行 「筑西市広域連携バス」運行

※関係一部事務組合：筑西広域市町村圏事務組合、下妻地方広域事務組合、大宮地方環境整備組合、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、さしま環境管理事務組合、大洗・鉾田・水戸環境組合、江戸崎地方衛生土木組合、茨城美野里環境組合、常総地方広域市町村圏事務組合、霞台厚生施設組合、新治地方広域事務組合、ひたちなか・東海広域事務組合、常総衛生組合、龍ヶ崎地方衛生組合、筑北環境衛生組合、茨城地方広域環境事務組合、湖北環境衛生組合、高萩・北茨城広域事務組合、鹿島地方事務組合

基本目標（基本構想における10年間の目標）

行政サービスの効率化に向け、共同処理による実施が望ましい事務については、関係自治体などとの連携・調整を図りながら適正な広域行政を推進します。

また、地域の魅力創出や地域産業の活性化などを進めるため、周辺自治体などとの連携強化を図ります。

目標指標（後期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目（単位）	現況値 （計画策定時）	目標値 （令和8年度）
広域連携事業数（件）	3	4
広域連携バスの1日平均利用者数（人/日）	122 （令和元年度※）	234
連携協定数（件）	14	16

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和元年度を基準とする。

基本施策（1）近隣自治体との連携

近隣自治体との連携を図り、共同処理事務の効率的な運営や広域公共交通をはじめとしたインフラ整備の連携を図ることでの効率的なサービス提供に努めます。

主な取組

- 一部事務組合、各協議会への参画
- 公共施設の広域相互利用の検討
- 公共交通網による相互連携

基本施策（2）広域的相互協力関係の確立

医療や福祉、市民生活、消防、防災、産業振興、観光、文化、スポーツなどの分野や道路などの交通インフラの整備、情報基盤の整備など、様々な分野において周辺自治体や関係機関との連携強化を図ります。

主な取組

- 相互連携協定などによる連携強化の推進
- 茨城大学主催「茨城の魅力を探求し発信する高校生コンテスト」への協力などによる交流促進



国立大学法人茨城大学様



茨城県行政書士会様